

平成 30 年

第 2 回美浜町議会定例会会議録

平成 30 年 6 月 5 日 開会

平成 30 年 6 月 19 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成30年第2回美浜町議会定例会会議録目次

6月5日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第2号から議案第36号まで7件一括提案説明	4
散 会	6

6月7日（木曜日）第2号

議事日程	7
会議に付した事件	7
会議に出欠席した議員	7
説明のため出席した者の職、氏名	7
職務のため出席した者の職、氏名	7
開議の宣告	8
町政に対する一般質問	8
○8番 荒井勝彦議員	8

1 美浜町消防団について

- (1) 現在町が保有する消防車両は全てミッション方式であり、近年新入団員にはオートマチック限定免許の方もいると思われるが、いざという時に消防車両を運転できない消防団員がいる現状をどのように考えるか。
- (2) 消防団詰所の建て替え計画について、班の再編成も含めてどのように立てているか。
- (3) 団員不足を補うためにも消防団OBを活用する考えはないか。
- (4) 消防団応援の店制度の活用状況はどうか。
- (5) 学生消防団員認証制度を積極的に活用しているか。

2 空家対策に係る補助制度について

3 学校教室の学習環境について

○7番 横田貴次議員	18
------------------	----

1 都市計画の見直しについて

- (1) 現在、愛知県が行なっている都市計画区域マスタープランの原案において、本町に関わる見直しは検討されているか。
また、今後、第5次美浜町総合計画の内容を見直す予定はあるか。

- (2) 土地区画整理事業について、平成5年に開始された柿谷地区以降、平成30年に至るまで効果的な市街地の整備が行われてこなかったように見受けられるが、これまでの状況をどう分析しているか。
- (3) 第5次美浜町総合計画の土地区画整理事業図において計画されている浦戸第二地区及び上野間駅南地区の区画整理事業について、事業の再検討・事業手法の検討の見通しはどのような状況か。
- (4) 拠点集約を推進することにより日常生活に必要なサービスを身近に享受できる暮らしを実現するため、本町の特性を活かした集約型まちづくりへと転換すべきと考えるが、執行部の見解は。
- 3番 鈴木美代子議員 28
- 1 福祉をまちづくりの中心に置くことについて
 - 2 住民投票条例の制定について
 - 3 夏季の登下校時におけるヘルメット着用の廃止について
 - 4 大川のしゅんせつについて
 - 5 ボール遊びのできる公園整備について
- 9番 大岩 靖議員 38
- 1 美浜町の環境について
 - (1) 畜産施設、工場などからの臭気に対する規制はどのようになっている、どのように測定しているか。
また、測定はどのくらい周期で行っているか。
 - (2) 環境基準を超える臭気を測定した場合、町はどのような対応をしているか。
また、効果的な罰則規定はあるか。
 - (3) 環境基準以下であっても、苦痛に感じる住民は多く、特に河和南部地区などの商業施設への悪影響は否めないと考えるが、現時点での町の対応はどうしているか。
 - (4) 今後、新規事業者などの参入も考えられ、本町の良好な環境の確保及び家畜伝染病の防疫対応などを考慮した町独自のガイドラインや条例を制定する必要があると考えるが、その予定はあるか。
- 10番 横田全博議員 46
- 1 新公会計制度について
 - (1) これまでの現金主義による決算書類と、新公会計制度による財務諸表の違い、その目的は何か。
 - (2) 新たに作成した財務諸表の内容をどのように分析しているか。
 - (3) 今後、複式簿記を導入するように求められているが、どのように対応していくか。
 - (4) 財務諸表では、平成28年度決算において純資産が減少しており、基礎的財政収支が悪化していることを表しているが、どのように考えるか。
 - (5) 財務諸表の内容を判断するためには、同規模の団体との比較が必要と考えるが分析をしているか。
 - (6) 財務書類の分析結果をどのように財政計画に活用していくか。

2 名古屋鉄道知多新線の高架駅へのエレベーター等の昇降施設の設置について

○ 2 番 山本辰見議員	5 5
--------------------	-----

1 小型風力発電施設の設置について

- (1) 小型風力発電による健康被害防止と住民とのトラブルを回避するために、美浜町としてガイドラインだけではなく、一定の強制力のある条例の制定が必要と考えるが、これまでどのような調査・検討をしてきたか。
- (2) 事業を心配する地元住民より、設置業者による住民説明及び説明が終わるまでの事業中断を町としても働きかきよう要望があったが、5月30日に実施された住民説明会ではどのようなことが明らかとなったか。
- (3) 法的に規制がないとはいえ、住民の健康被害を防止し、住環境を守るため町行政として、どのような対応策を考えているか。
- (4) 既に小型風力発電設備が数多く建設されている北海道や青森県の市町村では、条例あるいはガイドラインが制定され運用されているが、住宅からの距離などその内容はどのようなものか。

2 太陽光発電施設の設置について

- (1) 環境問題、景観、近隣住民など、多くの問題を抱える現在の状況をどのように認識しているか。
- (2) 東浦町など先進地の事例、条例・指導基準を踏まえ、町として早急に指導基準（指針）、強制力のある条例の制定を求められるが、どのように考えているか。

3 奥田地区に計画のある大型養鶏施設について

○ 1 番 森川元晴議員	6 4
--------------------	-----

1 「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業内容と成果について

- (1) 平成27年度から平成31年度まで5ヵ年の計画期間の基本的な考え・目標は。
- (2) 「自主性」・「独自性」、特に「自立」が求められているが、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルに基づく現在までの成果であるKPIは。

2 町が考える将来性を踏まえた最重要優先施策について

3 生産年齢人口減少に伴う税収等の「減」が次世代に及ぼす影響とその対策・対応について

散 会	7 3
-----------	-----

6月12日（火曜日）第3号

議事日程	7 5
会議に付した事件	7 5
会議に出欠席した議員	7 5
説明のため出席した者の職、氏名	7 5
職務のため出席した者の職、氏名	7 6
開議の宣告	7 6
同意第5号（質疑・討論・採決）	7 6

議案第32号（質疑・委員会付託）	7 7
議案第33号（質疑・委員会付託）	7 7
議案第34号（質疑・委員会付託）	7 7
議案第35号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第36号（質疑・委員会付託）	7 8
請願第1号（討論・採決）	7 8
発議第3号から発議第4号まで2件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	7 8
報告第3号（提案説明）	8 1
散 会	8 2

6月19日（火曜日）第4号

議事日程	8 3
会議に付した事件	8 3
会議に出欠席した議員	8 3
説明のため出席した者の職、氏名	8 3
職務のため出席した者の職、氏名	8 4
開議の宣告	8 4
議案第32号から議案第33号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 4
議案第34号から議案第35号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 6
議案第36号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 7
議案第37号（提案説明・質疑・討論・採決）	8 9
議員派遣の件	9 0
議会閉会中の継続調査事件について	9 0
閉 会	9 1

平成30年 6 月 5 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成30年 6 月 5 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 2 号 平成29年度美浜町一般会計繰越明許費について

同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命について

議案第32号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	杉 本 康 寿 君
秘 書 課 長	日 比 郁 夫 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	夏 目 勉 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康・子育て課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	藪 井 幹 久 君
産 業 課 長	小 島 康 資 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	竹 内 与 七 君

生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局長補佐兼
議会係長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時00分 開会〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

平成30年第2回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

きょう6月5日は環境の日、世界環境デーだそうです。1993年環境基本法で環境の日と定められました。事業者及び国民の間に広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める日、世界各国でもこの日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため、さまざまな事業が行われているとあります。

今、美浜町の環境を脅かすようなことが立て続けに起きております。今こそ美浜の環境を守り、見直していくときだと思っております。議員の皆様よろしく願いいたします。

それでは、会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第2回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましても御出席をいただき、まずもってお礼申し上げる次第でございます。

テレビでも天候につきましては、梅雨が例年よりも早くなると言っておりますが、皆様方におかれましても、食中毒関係等々が今からはやってくる時期になろうかなと思っておりますので、体調を十分御管理いただき、また元気に御活躍いただきたいと思っております。

また、町内の水田では作付もほぼ終了いたしまして、緑一面のじゅうたんとなりました。秋にはおいしいお米が無事に収穫できることを願っておるところであります。

さて、新年度の定例会を迎え、気持ちも新たに、私ども執行部も、議員の皆様には御理解をいただけるよう、丁寧な説明と答弁を尽くしてまいりますので、町政へのさらなる御協力をよろしくお願い申し上げまして、私の御挨拶といたします。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より平成30年2月分、3月分及び4月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から報告の申し出がありましたので、これを許可します。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私より諸般の報告を1件申し上げます。

初めに、児童用机・椅子の購入についてでございますが、昨年度に続き、本年度は小学校2学年分となる360組の購入を予定しております。本件は、購入予定価格が700万円を超える財産の取得となりますので、来る6月13日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結する予定をしております。

この案件につきましては、本契約締結に当たり美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の規定により、議会の議決が必要となります。よって、今定例会最終日に契約議案の上程を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

以上で、町長の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番 石田秀夫議員、13番 丸田博雅議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 6 月 19 日までの 15 日間と決定しました。

日程第 3 報告第 2 号 平成 29 年度美浜町一般会計繰越明許費についてから

議案第 36 号 平成 30 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）まで 7 件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第 3、報告第 2 号 平成 29 年度美浜町一般会計繰越明許費についてから、議案第 36 号 平成 30 年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）まで、以上 7 件を一括議題とします。

以上 7 件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日御提案を申し上げますのは、報告第 2 号 平成 29 年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとして、7 件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第 2 号 平成 29 年度美浜町一般会計繰越明許費についてでございますが、去る 3 月議会において繰越明許事業としてお認めをいただいた都市公園整備事業、体育館天井落下防止対策事業、農業用施設災害復旧事業、河川等災害復旧事業に要する経費を平成 30 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げるものでございます。

次に、同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、前教育委員の樋口和子氏が平成 30 年 4 月 6 日をもって辞任をされたことに伴い、教育委員が 1 名欠員となっております。

今回、後任として野間学区在住の大岩絵里子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

大岩絵里子氏は、武庫川女子大学文学部教育学科を御卒業後、兵庫県西宮市立瓦木小学校の教諭として採用され、その後、多くの小学校で教鞭をとられ、美浜町立河和小学校を最後に、退職後も南知多町立内海小学校の非常勤講師として勤務されるなど、長い間教員生活を送られてこられました。現在、野間公民館運営委員として御活躍をされておられます。

さらに、地元の人望も厚く、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、御同意くださいますようよろしくお願いをいたします。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間を引き継ぎ、平成 31 年 9 月 30 日まででございます。

次に、議案第 32 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、個人住民税では、働き方改革の一環として働く人を応援するため、基礎控除、給与所得控除及び公的年金等控除の見直しを行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成 33 年 1 月 1 日とするものでございます。

次に、固定資産税では、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援をするため、町が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、時限的な特例措置として、設置の翌年から 3 年度分の償却資産税をゼロとするものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日または生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日でございま

す。

次に、たばこ税では、国と地方の配分比率 1 対 1 を維持した上で、平成30年10月 1 日から国と地方あわせて 1 本当たり 1 円ずつ 3 段階で 3 円引き上げるものでございます。また加熱式たばこの課税方法について、加熱式たばこの本数の換算方法を重量による算定方法から重量と価格による算定方法に、平成30年10月 1 日から 5 年かけて段階的に移行するものでございます。

なお、施行日につきましては、税率の 3 段階の引き上げに伴い、それぞれ平成30年10月 1 日、平成32年10月 1 日、平成33年10月 1 日でございます。

また、加熱式たばこの本数の換算方法については、それぞれ平成30年10月 1 日、平成31年10月 1 日、平成32年10月 1 日、平成33年10月 1 日、平成34年10月 1 日でございます。

次に、議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、都市再生推進法人が管理する立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を 3 分の 2 とする規定の追加及び引用条項の整理でございます。

なお、施行日は、第 1 条では公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日、第 2 条では平成31年 4 月 1 日でございます。

次に、議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、スポーツ基本法第10条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画の策定のため、美浜町スポーツ推進計画策定委員会を新たに設置するとともに、同委員会委員の日額報酬を定めることに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、介護保険の自己負担割合及び高額介護・予防サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額算定方法についての引用条文を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成30年 8 月 1 日でございます。

次に、議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、第 1 条について歳入歳出それぞれ8,797万6,000円を追加し、補正後の予算総額を78億3,247万6,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず、3 款民生費、1 項社会福祉費では、障害者福祉費において、障害者総合支援法の改正に伴い、障害者福祉システムの改修に要する経費を計上いたしました。

同款、2 項児童福祉費、児童福祉総務費において、児童手当法施行令の改正に伴い、児童手当における所得額の計算方法の変更に要する子ども・子育て支援システムの改修の経費を計上いたしました。

6 款農林水産費、1 項農業費、農地費においては、昨年の台風被害の復旧工事を行うため、国庫補助金に対応できる標準積算システムの利用負担に要する経費を、また平成30年度農業農村多面的機能支払事業費については、県からの追加割り当てに伴い、多面的機能支払交付金に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、道路新設改良費においては、昨年の豪雨被害の復旧工事を行うため、詳細設計の委託業務に要する経費を計上いたしました。

同款、5 項都市計画費、都市計画総務費においては、特定空家及び不良住宅除却費用が補助事業の対象となったことによる財源更正でございます。

また、同款、同項公園管理費においては、都市公園整備のための土地購入に要する経費を計上いたしました。

続いて歳入予算の内容でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、民生費国庫補助金では、障害者福祉システム改修に係る補助金の増を計上いたしました。

15款県支出金、2項県補助金では、特定空家及び不良住宅除却に伴う補助金の増を計上いたしました。

18款繰入金、2項基金繰入金では、歳入不足となる分について、財政調整基金繰入金の増を、都市公園整備に要する土地購入のために都市計画事業基金繰入金の増をそれぞれ計上いたしました。

また、21款町債、1項町債では、都市公園整備に要する公園整備事業債の増を計上いたしました。

以上、提出案件7件について慎重に御審議いただき、全案お認めくださるようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす6月6日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす6月6日は休会することに決定しました。

来る6月7日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前9時22分 散会〕

平成30年 6 月 7 日（木曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成30年 6 月 7 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（24 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	杉 本 康 寿 君
秘 書 課 長	日 比 郁 夫 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	夏 目 勉 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康・子育て課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	藪 井 幹 久 君
産 業 課 長	小 島 康 資 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都 市 整 備 課 長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	竹 内 与 七 君
生 涯 学 習 課 長	谷 川 雅 啓 君	企 画 課 主 幹	近 藤 淳 広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局長補佐兼 議会係長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

この地域も梅雨に入っておるようでございます。入梅の時期、体調を崩す方も多いようでございます。皆さん、健康にはお気をつけてください。

また、足元の悪い中、早朝より傍聴に来ていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の一般質問7名の議員より質問が出ております。地域の問題点、美浜が抱えている課題、美浜の将来、また環境についてなどの質問が出ております。最後まで聞いていただきますようお願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いします。美浜町議会は本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行していますので、御理解と御協力をお願いします。また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、会議に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いします。

8番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔8番 荒井勝彦君 登席〕

○8番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、トップバッターの荒井勝彦でございます。

6月に入りまして、私どもすまいまちづくり隊が手入れをしております河和台バイパス中央分離帯のアジサイの花がより一層その色を増してまいりました。ことしは花の咲きが早く、今月24日に開催されますあじさいまつりも9回目を迎えますが、それまでに花がもつのかどうか、ちょっと心配なところです。花の盛りのうちに、ぜひ皆さん、ごらんになってください。

さて、ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づいて順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。

美浜町消防団についてお尋ねいたします。

私は、美浜町消防団について多くの質問をさせていただいておりますので、こいつはまたかと思われるかもしれませんが、それだけ美浜町消防団に愛着を持つ者として御理解をいただきたいと思います。

全国的に消防団員として活躍してくれる若い世代は減少傾向にあり、本町も例外ではありません。そこで、今後も美浜町消防団を適切に維持していくことを目的として、以下、5項目についてお尋ねいたします。

1つ目ですけれども、現在、本町が所有している消防車両は、その全てがマニュアルトランスミッション——MT方式と呼ばれまして、クラッチペダルのあるシフトレバーでチェンジをしていくという、その方式——だと伺いましたが、近年入団してくる若い世代の人の中には、オートマチックトランスミッション、ATと呼ばれる限定の免許の方もお見えになると思います。いざというときに、消防車両を運転できない団員がいる現状をどのようにお考えでしょうか。

2つ目です。

今年度、野間分団詰所の新築経費が当初予算に計上されていますが、班の再編も含めて、詰所建てかえ計画をどのように立てておいででしょうか。

3つ目です。

消防団の班編成を考え直す時期にもう既に来ていると思いますけれども、団員不足を補うためにも、消防団OBを活用する考えはございませんか。これは、以前にもお伺いをいたしました、状況は年々変わってくると思います。再度お尋ねをさせていただきたいと思います。

4つ目です。

消防団応援の店の活用状況、これはどうでしょうか。

5つ目です。

学生消防団員認証制度というものがございます。これは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績をおさめ、地域社会へ多大な貢献をした大学生、大学院生または専門学校生等について、市町村がその功績を認証し、就職活動を支援することを目的とする制度でございますが、本町ではこの制度を積極的に取り入れておりますでしょうか。

2つ目の質問に移ります。

空き家対策に係る補助制度についてお伺いをいたします。

私の本年3月議会での一般質問に対する御答弁と、平成30年度予算説明において空き家対策の説明を受けましたが、その具体的な取り組みと町民の皆さんにお知らせする方法をお聞かせください。

3つ目の質問です。

学校教室の学習環境についてお尋ねをいたします。

文部科学省は、学校の望ましい温度、これを本年度より54年ぶりに改定をいたしました。昨年6月議会において、私の小中学校教室にエアコン導入の提案に対し、本町では扇風機で対応しているので導入の予定はないとの御回答でしたけれども、これまでの10度以上30度以下から17度以上28度以下に改定された新基準に適合できますでしょうか。

ここでパネルにてお示しをさせていただきます。

公立小中学校の空調、冷房も含めて、設備設置の推移というグラフを見ますと、普通教室——緑色のラインで示されたものでございますが——平成22年から急速に伸びまして、昨年4月の段階では、全国でほぼ半数の49.6%に設置が済んでおります。この普通教室は、日本全国に38万8,776室あるそうです。そのうちの19万3,003

室、これに設置がもう既に済んでおるそうです。

この現状をまだ半分しか設置されていないととるのか、もう既に半分も設置されているととるのか、意見は分かれるところだと思いますが、子供たちの学習意欲向上のためにも前向きに御検討いただけないでしょうか。学校施設の老朽化対策、体育館のつり天井の撤去等、この先多額の費用がかかる事案を抱えていることは十分承知しておりますけれども、本町の小中学校の教室にエアコンを導入できるのはいつごろの見込みになるのでしょうか。

以上で私の壇上での質問を終わらせていただきます。わかりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

昨日から梅雨に入りまして、本当にすがすがしい日がしばらくの間なかなか見えないのかなと、太陽を見ることができないかなと思っておりますが、気持ちだけはしっかりすがすがしく日々の公務に取り組んでまいりたいと思っております。

今回は7名の議員の皆様方から一般質問をいただき、どの質問の内容につきましても、町政をこれから運営していく中で大変重要な御質問ばかりと認識しております。私を初め執行部一同、皆様方にわかりやすく、また誠意を持って御答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問の1点目及び御質問の2点目までお答えし、御質問の3点目、学校教室の学習環境については教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、美浜町消防団についての御質問の1点目、現在、町が保有する消防車両は全てミッション方式であり、近年、新入団員には、オートマチック限定免許の方もいると思われるが、いざというときに消防車両を運転できない消防団員がいる現状をどのように考えるかについてでございますが、本町の消防団員238名中のオートマチック限定免許者は4名でございます。

一般的に販売されている車はほとんどオートマチック車である現状を踏まえまして、今後は車両の更新計画に基づき、平成34年度から毎年2台ずつオートマチック車へ更新し、平成40年度には全ての車両が入れかわる計画でございます。

次に、御質問の2点目、消防団詰所の建てかえ計画について、班の再編成も含めてどのように立てているかについてでございますが、議員も御承知のとおり、本年、野間地区の消防団詰所を野間公民館敷地に建設を予定しております。

他の詰所の建てかえにつきましては、地元区と協議の上、消防団の再編を見据えながら、計画的に建てかえをしていきたいと考えているところでございます。

次に、御質問の3点目、団員不足を補うためにも消防団OBを活用する考えはないかについてでございますが、平成28年7月より、本町では自主防災組織連絡協議会を立ち上げました。その設立目的は、町内各自主防災組織相互の連絡調整を密にすることにより、地区の防災体制の充実、強化に役立てるものでございます。この協議会は毎年4回開催し、お互いの意見交換や町全体の防災力の向上を進めているところでございます。

消防団OBの皆様におかれましては、常日ごろ、実際の火災現場においての消火活動など地域の消防団活動に御支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。豊かな知識と経験を持っている消防団OBの皆様には、各地区の

自主防災組織の中で、地域住民の一人として活躍をしていただきたいと願っているところでございます。

次に、御質問の4点目、消防団応援の店制度の活用状況はどうかについてでございますが、本町では、平成28年10月に美浜町消防団応援の店事業実施要綱を制定し、平成29年1月20日——この日は「あいち消防団の日」となっておりますが——この日から運用開始をしております。

現在、美浜町消防団応援の店として登録されております店舗は16店舗でございます。消防団の利用状況につきましては、週に5から6回利用する店舗が1店、毎月一、二回利用されるお店が3店、それ以外の店舗は利用していないといった状況であります。

次に、御質問の5点目、学生消防団員認証制度を積極的に活用しているかについてでございますが、平成29年8月に実施要綱を制定し、消防団幹部会等におきまして周知徹底を図っているところでございます。今年度におきましても、年度当初4月19日の第1回幹部会にて積極的に制度の周知をしておりますが、周知期間が短く、制度の内容が消防団全体に浸透していない現状も感じられることから、今後は地域の皆様にも積極的に学生消防団制度をPRしていく考えでございます。また、町内の大学の方にも機会あるごとにPRしていく考えであります。

次に、空き家対策に係る補助制度についての御質問でございますが、平成30年度の補助制度を初めとする取り組みを5つ御説明いたします。

1つ目には、空き家バンク制度に登録された家屋の工事に関する補助制度でございますが、耐震工事への補助額を増額するとともに、断熱化工事及びバリアフリー化工事も新たに補助対象とするものでございます。

2つ目として、空き家バンクに登録されている住宅を購入し、町外から美浜町へ移住される子育て世帯に対して購入費の一部を補助するものでございます。

3つ目として、危険な木造空き家の解体除去を町内業者を使って施工する場合に工事費の一部を補助するものでございます。

4つ目は、管理できなくなった空き家等の寄附を町で受け入れ、公園等の公共用地や新たな住宅用地として活用を推進するものでございます。

5つ目は、町外に住んでいる所有者に対して、空き家等の適正な維持管理の負担軽減を図るため、ふるさと納税制度を活用したシルバー人材センターによる維持管理を推進するものでございます。

これらの制度には一定の条件がございますが、内容につきましては、広報みはま6月号への掲載及びケーブルテレビ放送での啓発を行っており、今後もPRに取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上となります。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

学校教室の学習環境についての御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、学校環境衛生基準は、平成30年4月1日に一部改正が行われ、教室等の環境に係る学校環境衛生基準で、望ましい温度の基準を17度以上28度以下に見直す通知が出されました。あわせて、改正に係る留意事項の中で、温度の基準については、健康を保護し、かつ快適に学習する上で、おおむねその基準を遵守することが望ましいものであることに留意すること。温熱環境は、温度、相対湿度、気流や個人の温冷感等により影響されやすいものであることから、教室等の環境の維持に当たっては温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察した上で判断し、衣服による温度調整も含め、適切な措置を講ずることと通知されました。つまり、温度の基準については、温度判断だけではなく、扇風機の使用であるとか、服装の考慮であるとかによる温度調整も含め、適切な措置をとりな

さいということでございます。

本町の学校施設におけるエアコンの導入は、平成3年度より常時教職員が勤務している管理諸室やＰＣ機器類への対策が必要なコンピューター室、静粛性への配慮が必要な図書館などへの設置を進めてまいりました。これらの部屋については、平成13年度までに全校への設置を完了させ、暑さの厳しい日はエアコンのある特別教室などを活用してしのぐことにしています。

その一方で、近年、課題となっています温暖化に対応するため、平成22年度には各教室への扇風機を全校に設置しております。

しかしながら、児童生徒及び職員の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準としての学校環境衛生基準であり、望ましい温度の基準は、厚生労働省が事業所の室温基準を17から28度と定めている室温と同じ基準でもあります。

昨年、平成29年6月から9月まで、夏休み期間中を除き、名古屋気象台の最高気温が29度を超えた日が36日あるなど、本町における夏場の学習環境は厳しい状況にあるとの認識は議員と共有しているところだと思っています。

次に、この改正による国・県からの補助制度でございますが、従来からの制度に変更はなく、学校の冷暖房設備整備事業における国の補助は、学校施設環境改善交付金でございます。国も補助予算が限られる中で、近年は学校施設の老朽化対策に力を入れており、冷暖房設備整備事業の採択は厳しい状況であります。

次に、エアコンを導入できるのはいつごろの見込みかについてでございますが、今年度、学校施設個別計画の策定を実施する予定であり、学校ごとの施設状況を勘案しつつ、教育委員会としては、できるだけ早期に導入したいと考えていますが、老朽化が進む学校施設の改修工事を優先的に進めている現状では、早急な措置は難しいと言わざるを得ません。

現在、布土小学校と上野間小学校の体育館つり天井の撤去工事を進めており、今後とも児童生徒の安心・安全な施設整備を優先的に進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、児童及び生徒の学習環境改善に向けて、今後も検討を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問させていただきます。

最初の消防団に関することからお願いいたします。

昨年、道路交通法の一部が改正されまして、消防団が車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有する場合にあっては、消防団員が運転免許を取得する経費を助成するよう消防庁から各都道府県知事宛てに通達がなされております。

幸いにも、本町にはこれに該当する消防車両はございませんが、もし団員の中で希望者があれば——先ほど4名の団員がお見えになるということでしたけれども、ＡＴ限定の免許からマニュアルの免許に取得し直す経費の半分でも補助できませんでしょうか。私が調べたところ、地元の自動車学校では約6万円ほどかかるそうですが、いかがでしょうか。

○防災課長（石濱克彦君）

荒井議員の御質問にお答えします。

免許の補助という御質問だと思いますけれども、今現在、そのような補助制度は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

多分予算の都合上難しいだろうなと思いましたが、一応聞いてみました。

消防車両の更新についてお伺いいたしましたけれども、恐らく年式の古い順から順次2台ずつ年に更新していく計画でしょうけれども、うまいぐあいにオートマチック限定免許の保有者が在籍している班の保有車両を更新することは考えられませんか。

○防災課長（石濱克彦君）

荒井議員のオートマチック免許しかない団員の車両を更新するかという御質問だと思いますけれども、消防団の車両の更新計画がございまして、約20年で更新する予定となっております、車両につきましては。その更新計画に基づきまして順次かえていく予定をしておりますので、どちらにいたしましても、先ほど町長の答弁もございましたけれども、40年までの間に全ての車両を更新する予定をしておりますので、そのように考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

うまいぐあいにオートマチック限定の免許を持っている方の班の車両がちょうど合致合うようでしたらいいのですけれども、同じぐらいだったらこっちを先にやっていただきたいというのが私の心情でございます。

消防団の詰所に関しまして、恐らく班の再編を視野に入れてお考えになっているとは思いますが、私、以前にも質問をさせていただきましたが、河和分団南班の詰所、これは美浜町消防団の詰所の中では最古の建築物でありまして、築約50年ぐらいになろうかと思います。耐震補強がなされるどころか、内部の耐力壁と呼ばれる重要な壁ですけれども、これを取り払ってありまして、非常に危険な状態であります。

この詰所は建てかえ計画に入っておりますでしょうか。それとも、班の再編を考えるために、現状のままとしていくのか、現在、回答できる範囲で結構ですので、お聞かせ願います。

○防災課長（石濱克彦君）

河和南班の詰所の御質問だったと思います。確かに以前、荒井議員から同様の御質問をいただいております、今、町長の答弁でも申し上げたのは、建てかえ計画に基づきまして順次考えているところでございますけれども、河和南班の現状につきましては、一部屋根の補修はたしか以前したと思いますけれども、全体的な耐震補強はまだしておりません。詰所の建てかえは非常に重要なことでもありますし、消防団の方の安全のことも考慮しないといけないということもございます。

今現在は、車庫のみとして使用されていると聞いておりますので、今後現状を見ながら、またどうしても補修等が必要な場合には、早急にまた対応を考えていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いします。

○総務部長（沼田治義君）

済みません、荒井議員の御質問の中で、先ほど私どもの防災課長が、前の質問になりますが、オートマチック車への切りかえの年数を20年と申し上げましたが、町長の御答弁のとおり、34年から40年までの7年間で2台ずつ毎年更新をさせていただくということです、そこの部分については御訂正を願いたいと思います。

それから、もう一点、今の詰所の話でございます。

今、全体で15カ所詰所がございまして、その中で7カ所が耐震化がまだ済んでいないという状況の中で、私どもも予算の状況も見ながら、総合計画の中で実施計画を組んで建てかえをしていくわけですけれども、この建

てかえにつきましては、各地区それぞれさまざまな事情がございます。

そうした中で、先ほど荒井議員の質問の中にもあったのですが、団員の班の編成だとか、それから各地区には詰所が現在ありますけれども、そこを、じゃ、どこの地区にこういう新たなものをつくるという位置の問題だとか、あとは、どこにつくるという区の底地の問題、こういった問題が多々ございますので、こちら辺につきましては、地元区ときちっと調整をしながら建てかえ計画を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 8 番（荒井勝彦君）

先ほどの車庫の件、河和南班の問題ですけれども、車庫のみとして使用されているということで、非常に私も建築に関しては専門家でございますので、私が判断する限りでは、大きな地震が来たときには、そのものが倒壊してしまって、消防車両も出せない状況になっております。もちろん、今、総務部長のおっしゃることもよくわかります。早急に地元との話し合いを進めて、しかるべき対策をとっていただきたいなと思います。

それと、次に、消防団OBの方には地域の住民の一人として活躍を願っているとの御回答でございましたけれども、近隣市町では豊富な知識と経験を持ったOBの方たちできちんとした組織をつくり、現役世代の後方活動を支援しております。本町でも自主防災組織の一員としてではなく、独立した組織にしていくような考えはございませんでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

荒井議員の御提案でございますが、私も地元の消防団員を務めておりまして、今からの美浜町の消防力というのか防災力、これが一番大事になってくるのは、やっぱり消防団の確保、それから、自主防災組織の強化・充実、この2つが大きな課題になるのだらうなと思っております。

消防団の確保につきましては、荒井議員の御質問にもあるように、消防団の応援の店だとか消防団員の認証制度、こういったもの以外にも消防団に入っていただくような施策、これをしっかり研究してまいりたいと思っています。

それから、自主防につきましては、これは地域の防災力の本当にもととなるところでございますので、こちらの、要は備品だとか消耗品だとか防災にかかわる支援、これは町がしっかりやっていきたいと思っております。

今の御質問の新たなOBの団員を別組織でつくってやるということは、今のところ町としては考えておりませんので、それぞれ団員の確保と、それから自主防の充実、これに力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

よくわかりました。

消防団応援の店制度のことについて再質問させていただきます。

消防団応援の店制度というのは、応援してあげようと考えているお店側の心意気で支えられている部分が大きいと思います。先ほどの利用状況ではちょっと寂しいかなと思いますので、もう少し町としてこのような事業者をPRしていくとよいと思うのですが、その辺のところはお考えはありませんか。

○総務部長（沼田治義君）

議員おっしゃるとおりだと思います。私もまだPRが不足しているなということを感じておりますので、今16軒という軒数でございますが、これは、消防団員はもちろんですけれども、町内で御商売をやっている方々についても、消防団のための店という格好で地域の活性化にもつながっていきますので、事業者の方にも積極的にPRを努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

わかりました。

それでは、学生消防団員認証制度、これについて再質問させていただきます。

この制度を積極的に周知のお願いをしている、こういう御回答でございましたけれども、これは、制度的には学生消防団員である御本人から申し出を団長が受けて、その活動を評価し、町長がその認証書を発行して本人に渡るという、こういう流れになるのかなと思います。

先日、私が担当者にどういうふうになっておるんですかということをお伺いいたしましたら、本人からの申し出がないので、担当側からは声をかけていないと。先ほど幹部会でも積極的に利用してくださいという周知をしたということでございますけれども、御本人からの申し出がないから担当側は声をかけない、これでは積極的に周知を図っていると、こういうふうに言えるのでしょうか。

防災安全課においては、どこの班の誰が学生消防団員であるかということは、もう既に把握をしているはずですから、直接こちら側から本人にお知らせをして、あなたは学生消防団員ですね、こういう制度があります、制度上、あなたから申し入れをしないとできませんけれども、こういう制度があるから利用してくださいねと直接本人に利用を促すべきだと、私はそのように思いますけれども、今後いかな対応をとっていくんでしょうか、お聞かせ願います。

○防災課長（石濱克彦君）

荒井議員の質問でございます。直接本人に問いかけてはどうだという内容だと思います。

幹部会等におきましては、班長を通じましてそのようなお知らせはしておるわけでございますけれども、どこの班に学生がおるかというのは十分私どもでも把握しております。直接というのはなかなか難しいものですから、班長を通じて直接声をかけると、また再度班長に私どもの防災から直接、そういう制度がしっかりあって、こういうのを知っておるかというのを確認してくれという内容でお伝えしようかと、そのように考えておるところでございます。よろしく願います。

○ 8 番（荒井勝彦君）

幹部会で班長を通じて、もう既にこういう制度がありますよということは言っているにもかかわらず、申し出がない、だから直接言ったらどうですかと私は言っておるんですけども、本人が、私はそんなものがなくても十分就職していく自信があるから結構ですと言われるのであれば、それはいいです。

しかしながら、え、そんな制度があるんですかという学生消防団員の声も私は実際に聞いたことがあります。だからこそ、班長には言っても末端に伝わっていないのであれば、やっていくべきだと思います。

余り時間がないので、次の質問に移らせていただきますので、この件はこれまでにしておきます。

空き家に対することですが、補助制度ですが、広報みはま 6 月号の 12 ページに住宅関係の補助としてその内容が掲載されておりました。私が今議会の一般質問通告書にこの問題を記載して提出したのが 5 月 17 日でしたので、前後してしまつてまことに申しわけございませんが、再度確認の意味でお尋ねいたします。

新たな 5 つの補助制度を設けたのは大変評価できると思います。もう少し具体的な金額も、広報には載っておりますけれども、あえてもう一度教えていただけませんか。

さらに、町外にお住まいの方にこの制度を周知させるのに、広報みはまの記事だけでは足りないのではありませんか。ケーブルテレビを導入されていない御家庭もまだまだございますし、せっかく設けたこの制度が多くの方に理解され、利用されるようなさらなる工夫はしていきますでしょうか、お答えを願います。

○産業建設部長（石川喜次君）

今、議員の住宅関係の補助制度につきまして、今回6月号に広報に載せてございます。きょう広報を持ってきておりますので、これに基づいて御説明させていただきます。

まず、空き家等の解体促進費の補助でございます。

これは、個人の所有の空き家等で1年以上使用されていない木造住宅や不良住宅に対しまして、取り壊しになりますけれども、最大で50万円の補助をいたします。この条件といたしましては、解体工事を町内業者の方をお願いするという形になります。

2つ目が、空き家の情報登録制度の補助金でございます。これは、実は今までも空き家バンクの登録、物件の登録、また利用の登録をしていただいている方に、10年以上定住する意思のある方につきまして、要するに断熱化やバリアフリー化の工事に対する補助金でございまして、これが最大で10万円でございます。

住宅補助制度につきましては、1つ目といたしまして、新築・中古住宅の取得に対する補助金でございます。これは、本町に永住の意思を持って、住民基本台帳登録後5年以上継続して定住する転入者の方に補助金を出すという制度でございまして、これは本町に住む方、また隣接に住む方は対象にしてございません。この制度につきましては、新築で最大で30万円、中古住宅の購入で25万円となっております。

また、今、前回の議会でも御質問ございましたけれども、フラット35という住宅金融の支援機構がやっている制度がございます。これも今、新築住宅につきましては協議をしておる最中でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、2つ目といたしまして、ふるさと納税制度活用における空き家の管理でございます。これは、ふるさと納税で納税していただいた方に、納税額の3割をシルバー人材センターと契約いたしまして、住宅の空き家の管理をしていただく。これは例えば草刈りとか、定期的に建物をあけたり、そういうことに活用されると思っております。この制度は、先ほども御質問ありましたけれども、特に町外の方で管理ができない方にとってはいい制度だと思っておりますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、土地及び家屋、附帯設備の寄附採納ということになります。これは、空き家とか空き地を所有されていて困っている方が実はございまして、これまでも寄附採納というのは申し出がございました。これを特に空き家とか空き地の対策のために今回制度を設けまして、積極的に受けるという形をとってございます。

それと、耐震に関する補助もございまして、これはこれまでも実施しておるわけですが、今年度につきましては、昨年から90万円だった補助金が100万円になります。10万円プラスになります。この中で、新たに新しい制度を設けたものは、未耐震の住宅のもので取り壊しをしたい方に対しまして、20万円を限度で補助金を出すものを設けてございます。

どちらにいたしましても、この補助制度には一定の条件がございますので、詳細につきましては、都市整備課の窓口へお尋ねいただきたいと思います。

それと、議員から、町外の方の周知はどうして行っていくかということがございます。これは、私どもも考えておりまして、今年度パンフレットを作成いたします。これを直接所有者の方に送付いたします。場合によっては、当然個別に訪問させていただいて、制度の説明をさせていただいて、促していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

ただいまの産業建設部長、新築の場合の補助に関して30万円というお答えを伺いましたけれども、これはフラット35の5万円をプラスしての30万円ということの理解でいいですか。この住宅関係の補助のところに、新築住

宅建設25万円と載っておりますけれども。

○産業建設部長（石川喜次君）

30万円の内訳でございますけれども、まず、住宅を取得するときに、町内の方を通して、例えば不動産屋とか、そうした場合に5万円をプラスするということでございます。フラット35というのは、住宅資金を借り入れたときの金利に対して、要するに事業者と個人の方が契約するわけですが、一定期間金利を軽減していただくというのがフラット35でございますので、5万円とは関係ございません。

○8番（荒井勝彦君）

何かちょっとわかったようなわからないようですけれども、住宅関係の補助のところには25万円と書いてありますので、ちょっとそこら辺のところは私は理解ができなかったなと思って、また個別に住民の方がお問い合わせあった場合には、今のように丁寧にお答えをいただきたいと思います。

それと、町外の方に対してパンフレットをつくって、ダイレクトメールみたいなもので出すということ、非常にこれは効果的なことなのかなと思って評価させていただきたいと思います。

時間も残り少なくなりましたので、最後の質問に移らせていただきます。

教室にエアコン導入の件でございますけれども、暑さの厳しい日にはエアコンのある特別教室などを利用してしのぐことにしておると、こういうお答えでした。過去に実際にそのような、じゃ、きょうは暑いから、図書室なら図書室で、皆さん勉強しましょうねというようなことはあったのでしょうか。

そしてまた、そのクラスだけが暑いわけではない。複数のクラスで共有することは不可能だと思うんですけれども、どのように対応していくんでしょうか、お聞かせ願います。

○学校教育課長（竹内与七君）

ちょっと以前の話になるんですけれども、野間中学校で、普通教室、1年生が3階、3年生が1階という順番になっているんですけれども、平成25年7月、一番暑い時期なんですけれども、この時期に1年生がちょうど3名ぐらい気分を悪くして保健室へ移動されたということで、そのときに校長の判断でエアコンのある教室へ移動されたということで、そういう対応をさせていただいております。

あと、私どもも状況を確認しに行ったんですけれども、教室の温度は、教室の中の温度計が37度ありました。扇風機も一応回っておったんですけれども、そのときは温風のような状態でした。そういうような状況でございます。

○8番（荒井勝彦君）

まれでしょうけれども、37度、体温より高いような教室で子供たちは難行苦行をさせられるというのは非常にかわいそうなことであります。

そして、今、お答えですけれども、少人数の学校だからこそできたんだなと思います。幸いというのか、野間中学校、別に分かれて利用したよと。ほかの河和小学校、河和中学校は、町内でも一番生徒数が多いところですが、こういうところで今みたいな状況になった場合には、どのように対応していくおつもりでしょうか。

○教育部長（天木孝利君）

実際の問題として37度、体温を超えるような気候になったときにどういった対応をするんだと言われておるわけですが、現実問題として、学校の判断の中で窓をあけたり、途中で休憩を入れたりとか、みんなで涼しい方法を考えたりしていただいておりますのが現状かと思います。設備的なエアコン設置が当然まだ追いついていないというのは、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

ただ、我々としては、まだ安全・安心の部分の、そちらを優先せざるを得ない状況でございます。また、学校

再編という大きな課題も持っております。それにあわせての投資といいますか、そういうことになるかと思えますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 8 番（荒井勝彦君）

まことに立派な御答弁でございました。ありがとうございます。

今、最後に教育部長、学校再編も含めて考えていくというのがちらっと出ておりますけれども、当然再編してぎゅっとコンパクトにまとめれば、それなりの設備投資もできるかと思ひます。そのときには、ぜひ最初からエアコンを考えていただきたいと思ひます。

子供たちの安心・安全、特に老朽化、体育館のつり天井、これはもう待ったなしの問題ですので、当然そちらを優先していただきたいと思っております。あしたの美浜町を背負っていつてくれる子供たちのためにも、ぜひともこの教育環境を充実していつてほしいと思ひます。

残り時間が本当にちょうどになってまいりましたので、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井議員は自席に戻ってください。

〔 8 番 荒井勝彦君 降席 〕

○ 議長（野田増男君）

次に、7 番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問してください。

〔 7 番 横田貴次君 登席 〕

○ 7 番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。チャレンジ M I H A M A、7 番 横田貴次でございます。

この場に立たせていただけるのも、本日を含めあと 4 回と、賞味期限切れが近づいてまいりました。町民の皆様からいただいた貴重な機会でございますので、最後まで一生懸命気合いを入れて頑張つてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、愛知県では 5 年に 1 度行われる都市計画の見直しの内容が先月 4 月より公開され、パブリックコメントの集約や公聴会が県内各地で開催されてきました。4 年任期の町村議会の議員として、愛知県のまちづくりの方向性について学びを深める貴重な機会に遭遇できたと私自身感じています。

本日は、都市計画の見直しについて 1 点に絞り込んで質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問をさせていただきます。

愛知県では、人口減少、超高齢化社会の到来や大規模自然災害への対応など、さまざまな社会経済の情勢などの変化に的確に対応するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランの改定を初めとした都市計画の見直しを行っています。

本町の既成市街地の現状は、狹隘道路による日常生活の利便性の低下や、緊急・救急時の不安の高まり、大規模災害時の避難経路も確保できない現状により、後継者不在の高齢者の夫婦世帯や単独世帯が増加しています。親子 3 代が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、おおむね 20 年後の本町の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向性を確認するため、以下 4 つの質問をさせていただきます。

1 つ目の質問です。

現在、愛知県が行っている知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める都市計画区域マスタープランの原案において、本町にかかわる見直しは検討されていますか。また、今後、第5次美浜町総合計画の内容について見直しを行う予定はあるかをお聞かせ願いたいと思います。

2つ目の質問です。

パネル資料1は、第5次総合計画に掲載されている土地区画整理事業図になります。昭和47年から平成5年にかけて7つの事業が実施されてきましたが、平成5年に開始された柿谷地区以降、平成30年に至るまで、効果的な市街地の整備が行われてこなかったように見受けられます。執行部としてこれまでの状況をどのように分析しているかお聞かせ願いたいと思います。

3つ目の質問です。

同じくパネル資料1の土地区画整理事業図において計画されている浦戸第二地区及び上野間駅南地区の区画整理事業について、事業の再検討、また事業の手法検討の見通しはどのような状況でありますでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、4つ目、最後の質問になります。

パネル資料2で示したこの図は、愛知県が20年後の都市をイメージしたまちづくりの特性を踏まえた集約型都市構想になります。本町のまちづくりの方向性と大きく違うように私は感じています。本町も拠点集約を推進することにより、日常生活に必要なサービスを身近に享受できる暮らしを実現するため、本町の特性を生かした集約型まちづくりへと転換し、今後の都市計画の構想を明確に示すべきだと考えますが、執行部の見解をお聞かせください。

以上、4つの質問をさせていただきまして、壇上からの質問を閉じさせていただきます。

3月議会におきまして、最後のほうの町長の御答弁で、都市移転について伺いましたら、不可能に近いということで、大変私ショックを受けておりますが、先日、県の公聴会にお邪魔をした際に、県の職員の皆様と接する機会もありましたが、大変難しくてやはり難題だなという感想を得たのも一つでございます。

どうか行政の職員の皆様、そしてこの議会と町民の意識を持って、よりよいまちへしていきたいと思います。明確な答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、続きまして、横田貴次議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、都市計画の見直しについての御質問の1点目、現在、愛知県が行っている都市計画区域マスタープランの原案において、本町にかかわる見直しは検討されているか、また、今後、第5次美浜町総合計画の内容を見直す予定はあるかについてでございますが、現在、県において、知多半島5市5町を区域とする知多郡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる知多都市計画区域マスタープランの見直しを行っております。おおむね20年後のまちの姿を展望して方向性を定めるものでございます。

その中で本町にかかわる知多南部地区の都市づくりの目標としましては、1つには、観光振興や地域資源を生かした地域づくりなどによる交流人口の拡大や新しい仕事の創出を図りながら、移住・定住の促進をしていくため、暮らしの安心を支える基盤の整備を目指すとなっております。

また、1 つには、沿岸部の津波・高潮や丘陵地の土砂災害が想定される地区では、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安心・安全な暮らしの確保を目指すとしています。市街化区域と市街化調整区域の区域区分につきましては、長期にわたり都市基盤施設が整備されず、今後も計画的な整備の予定がない区域は、市街化調整区域への編入を極力実施するとされています。計画原案の中で、具体的に本町に関する施設の整備目標が掲げられていますのは、海岸事業、総合公園事業及び運動公園事業でございます。

次に、第5次美浜町総合計画の見直しについてでございますが、本都市計画区域マスタープランを受けて、総合計画の見直しが必要な場合には、実施計画で対応していくことになります。また、本町の都市計画マスタープランにつきましては、現計画の目標年次が2020年であり、今年度から見直し作業に着手いたしますので、その中で整合性を図っていくものでございます。

次に、御質問の2点目、土地区画整理事業について、平成5年に開始された柿谷地区以降、平成30年に至るまで、効果的な市街地の整備が行われていなかったように見受けられるが、これまでの状況はどのように分析しているかと、御質問の3点目、第5次美浜町総合計画の土地区画整理事業図において計画されている浦戸第二地区及び上野間駅南地区の区画整理事業について、事業の再検討、事業手法の検討の見通しはどのような状況かについて、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

本町の土地区画整理事業につきましては、議員お示しのとおり、昭和47年から昨年度までの間に、新浦戸地区を初め、上野間駅前地区、北方地区、南奥田の新栄地区、布土郷下地区、河和台地区及び柿谷地区の7地区で地権者による組合施行により約89ヘクタールの住宅整備が行われました。この間には、第1次石油ショック、円高不況、平成のバブル経済とバブルの崩壊、リーマンショック及び地価の下落など、景気の浮き沈みが繰り返されておりました。地価上昇期に行われた事業は順調に施行されましたが、事業開始後に景気の低迷や地価の下落を迎えた柿谷地区については、事業費のための保留地処分が計画どおり進まず、事業推進に大変苦慮し、施行期間も長期にわたりました。

柿谷地区と同時期に市街化区域に編入した浦戸第二地区及び上野間駅南地区につきましても、地権者による区画整理組合準備委員会により検討はなされましたが、地形の条件、施行していた柿谷地区の状況などにより事業計画が成り立たず、昨年度までに準備委員会も解散し、事業化が見込めない状況となっております。地権者の声としまして、市街化調整区域に戻す要望もあり、新たな美浜町都市計画マスタープラン策定業務の中で地権者への意向調査も行うなど、今後の土地利用についての検討が必要な地区と捉えております。

また、これらの地区以外におきましても、知多奥田駅周辺地区、野間駅周辺地区及び河和岡ノ脇地区で事業の検討がなされた経緯がございますが、社会情勢、地主の意向及び住宅地のニーズなど、事業の推進を進める上で課題が多く、計画が進まない状態が続いております。

今後、新たな住宅地の整備を見込んでおりますのは知多奥田駅の西側でございます。現在、駅東側で整備中の運動公園による活性化と連動したまちづくりでもあり、町のマスタープランにも位置づける方針であります。

次に、御質問の4点目、拠点集約を推進することにより、日常生活に必要なサービスを身近に享受できる暮らしを実現するため、本町の特性を生かした集約型まちづくりへと転換すべきと考えるが、執行部の見解はについてでございますが、議員がお示しされたパネルにもありますように、知多都市計画区域マスタープランにおいては、人口が増加傾向にある地域と人口が減少傾向にある地域それぞれで集約型都市構造がイメージされております。

人口が減少傾向にある地域は、都市機能の誘導、集約化及び高齢者が歩いて暮らしやすい生活圏の形成とされております。本町におきましては、ほぼ小学校区ごとに市街地が形成されていると同時に、市街化調整区域内に

も集落が形成されております。それらの地域の生活利便性やコミュニティーも維持しつつ、駅を中心とした市街地への誘導を図っていくことが計画のイメージするところと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

順次再質問をさせていただきたいと思います。

1点目の質問のマスタープランの見直しについてお伺いをいたしました。愛知県では、知多南部地区に対して観光振興、地域資源を生かした交流人口の拡大、新しい仕事の創出、それらをもって移住・定住の促進を図る。これは美浜町の掲げるまちづくりの指針と全く同じようで、確認のため伺いたいのですけれども、決して愛知県をコピペというか、そのままコピーして使っているというよりも、本町はやはりこの地区において県が示す方針に従ってまず柱を立て、本町の現状に合ったまちづくりはどんなものかというものを総合計画の中で決定し、うたっているというように理解してよろしいでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

議員の言われるように、本町のまちづくりの指針につきましては、地域の実情を加味した上で、県の都市計画の指針に沿って方向性を定めております。

また、逆に、同様に県の都市計画マスタープランにおきましても、基本事項の中で、市町村の策定する都市計画マスタープランと連携して、地域の特性を生かした都市計画を適切に実現できるように定めるとしておりますので、本町の計画は県の都市計画の方向性に反映しております。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

県の見直しにかかわる前に、私、本町の総合計画しか見ていなかったものですから、この愛知県の示す計画と本町の計画というのを今回初めて知ったわけでございまして、県には関係なく本町のカラーをぼんぼん出してまちづくりの提案をしていけばいいのかなというようなイメージも持っておったわけでございますけれども、これほど深く愛知県と連動してまちづくりを考えられているという面では大変勉強に今回なりました。

その中で、沿岸部の津波・高潮、それから丘陵地の土砂災害の危険性がある地区では、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安心・安全な暮らしを確保すると県ではうたっていますよね。これ、本町の既成市街地は大半が沿岸部でありまして、メートルは少ないにしても、やはり津波が到来されることも予想されています。そして、町内何カ所かに土砂災害の危険性を持つ土地もあるということで、この本町の現状において、3月の議会からも言っているように、安全な高台への居住地の移動、誘導というものは、愛知県にとってはどのような感触でやっておられるのか、また、本町はそういった計画が果たして認められるような感触があるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○産業建設部長（石川喜次君）

高台への移転は、津波などに対しましては、住民の安心・安全の面から見ますと非常に大切に重要であるとは理解しております。

しかしながら、津波が数百年に1回、一生に1回という中で、例えば駅や店舗から遠くなって、住民の方が不

便を感じたり、また、工事に係る移転費用も多額になることや、さらに高台への移転は法的に強制して誘導することはできない、いろいろな課題がございますので、総合的に検討して方向性を定めたいと思っております。

また、こういうことから、新しい高台へ住宅地を設けるというよりも、現に市街化区域の中であっても、例えば河和台とか柿谷につきましては、津波に対しては安全なところであると言われておりますので、そちらのほうへ誘導するという形のほうが現実的であると思っておりますので、お願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ちょっと後ほどの質問にも絡んできますので、今の御答弁は承ります。

1つ目の質問でもう一個聞きたいのですが、先ほど町長の御答弁にありました愛知県の計画原案の中で、本町にかかわる具体的な施設の整備目標として愛知県が掲げている海岸事業、そして総合公園事業、運動公園事業というものが掲げられています。私も原案を拝見して、美浜町に関する計画というのはこれだけだったような気がして、大変うれしく思っておったのもそうなのですが、海岸事業は愛知県が主体となって、今、私の住んでいる布土北浜田前の事業も大きく堤防のかさ上げが行われていますから、何となく理解はできるのですが、この公園事業が愛知県の都市計画にうたわれてくるというのは、これ、やはり長年にわたって、国、愛知県、また本町が調整を重ねてこの美浜町に大規模な都市計画事業が実現できたと、私自身は県の今回の変更を見て、そう捉えております。

その中で2つ聞きたいのですが、愛知県がこの都市計画の中において、県内、美浜町に新しい運動公園を設置するのだという計画にされたとしても私も受け取っておりますけれども、愛知県の中でもこれはしっかりとした県の政策の中で美浜町に運動公園を設けようと、恐らくこれは駅に近いからであるというのが、愛知県の中でもすごく評価を受けたのかなと私自身感じておるわけでございますけれども、愛知県としてもこの美浜町の運動公園の設置というものは、それなりにきっちり位置づけをされて都市決定されているものだと理解してよろしいのでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

今、議員のおっしゃるとおり、これまで愛知県、当然国におきましても、総合公園及び運動公園につきましては、必要性をうたってきました。その中で、議員も御存じのとおり、昨年、29年度につきましては、国からの交付金もいただいております。そこで事業も行ってまいりますので、当然県も県の事業として、町の事業ではなくて県の事業として取り扱っていただいていると思っております。

○7番（横田貴次君）

公聴会のときに県の方に聞いたのですが、美浜町の運動公園を決定するときに、県内でもほかに候補が何カ所あったよということをちょっと耳にしたのですが、これは美浜町としては情報入っていますか。

○産業建設部長（石川喜次君）

直接の情報は入っておりませんが、うちが当初に国への補助金を要望するときに、県にヒアリングに行ったときに、ほかの市町の方も公園事業を始めたいということで順番を待っておられたということがありますので、多分そのことだと思います。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

ちょっと聞きにくいことを聞くのですが、この議会の中でもそうですけれども、今回、美浜町の運動公園の整備事業に関する決定に至る経緯や今の事業費の不透明さ、今後幾らかかるという透明感がないということで、本事業を見直すべきだという声がこの議会でも町民の皆さんの声の中でも聞こえてきます。これだけ私、県

でいろいろ資料を調べてみると、愛知県の計画にも載っているこの運動公園事業を、この美浜町が事業費が高いからといって事業を中止するような選択肢は持てるんですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

両公園の必要性につきましては、これまでも御説明したとおりでございます。本町の人口が進む中で、未来にとって必要な事業だと考えております。

先ほどもちょっとお話ししましたけれども、29年度から国の補助金を受けまして、各個人の所有者の方を訪問して御理解を得て、今、順調に用地取得もしておるという状況でございますので、事業を中止するという考えは一切持っておりません。ただし、住民の方からいろいろな御相談、御意見等があれば、真摯に受けとめまして、引き続き御理解を得るように努力してまいります。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

私も雰囲気を見ていて、事業を中止してお金を使わないにしろ、今後愛知県の中で美浜町が生きていけるのかなという危機感を率直に感じました。常々感じておりますことは、事業が決定されてからでないと、いろいろ設計や予算の組み立てができないという、認可がおりないとだめだということで考えますと、我々民間からすると、まず、このまちを運動で一番のまちにしたいんだというこの理念から入って、じゃ、そのためには何が必要なんだという、今の日本福祉大もある、あの駅から近いところに広大な土地がある。じゃ、そこに陸上運動競技場も踏まえた運動公園を誘致して、町民みんなでここから開発を進めていこうじゃないかというソフトの部分から我々が入っていくんですね。恐らく今、町民の皆さんと、我々議会もどちらかというと町民側の立場に立っているんですけども、行政の職員の皆様の考え方とやっぱりここが隔離、剥離しているんですね。ですので、私たちから見ると、ハードの部分だけがばんばん先に走って行って、じゃ、何のために建てるの、どんな恩恵が町民に返ってくるのというのが後追いでやると、事業実施ありきじゃないかと、美浜町の職員の皆さんはというような批判につながってくると思うんです。

ただ、順を追ってきっちり説明をしていけば、愛知県で計画が決定されて、何個か県内で候補がある中でも、駅の近くの優位性だというところで美浜町が獲得できたんだというイメージを町民の皆さんが持ったときには、随分今の事業の進め方のイメージも変わってくるかと思いますので、やはり執行部側に今足りないのはソフトの部分、西側が今から市街化が開発されて、どんどん家がふえてくるんだ、人口がふえてくるんだというようなこともやはり一緒にうたっていたらいいかと、今、地盤の整理をしていますとか、広報でやられたんですが、広大な土地にユンボが写っておるような写真を見ても町民は何にも感じない、ソフトが全く感じられないような状況ですので、これだけ重要で、愛知県の中でも非常に重要な位置にある運動公園の整備事業だと私も感じましたので、ぜひ美浜町の中で町民と議会と行政が一体となって、やっぱりこれをまちの今からの生命線なんだと捉えていくような取り組みを望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、区画整理事業についてお伺いしていきます。

昭和47年、私は43年生まれなので、4年後からの約半世紀にわたる本町の土地区画整理事業のこれまでというのをお聞かせいただきました。

私自身、布土の郷下の土地区画整理のときには、明治43年生まれの祖父が、夜な夜な2時まで弁護士さんや地元の方と裁判やるぞとかというような形で、本当にもめながらやっていたんだなというのを幼いころ感じておりました。

ただ、やはりいろいろな時代背景が変わって、最近の区画整理事業はうまくいかなかったんだということは

誰しもわかることでありまして、これまで行ってきたような、地権者によって組合を立てて、住宅地を整備していくことというのは、やはり時代背景も変わり、世代背景も変わっている中で大変難しいことだと感じています。

ですが、有効な宅地というのは、やはり引き続き確保していかなければならないというならば、ぜひ美浜町が主体となって不用地を買って、そこに美浜町が中心となって宅地を整備していく。各小学区においても、10軒、20軒家が建つ場所があれば、本当に住民はふえると思うのです。それが今、津波の心配があるとか、例えば自分の息子が町内に家を建てようと思っても、農家じゃないだとか、建築基準法があつて、今ある家に道がないから家が建たないだとか、それぞれいろいろな問題を抱えておられると思うのです。そういった美浜町の方でも町内に家を建てるというのは非常に難しい。町内というのは、やっぱり布土だったら布土に建てるのは非常に難しい状況だと思いますので、各区と調整して、安全な土地とはどういうものなのかというところをやりながら、本町が主体となって宅地造成していくというような手法というのは考えられないのでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

先ほど町長から答弁の中にありましたとおり、これまで行ってきた土地区画整理は、人口が増加傾向にあったということが1つ、あと、土地の価格が安定というか上昇していたということでやってこられたかなということがございます。

現在、市街地におきましても、空き家、空き地が多くございます。それとあわせて土地価格も下落しております。そういう中で、議員の言われたとおり、これまでの組合施行ではなかなか実施できないという状況がございます。

しかしながら、今後、美浜町にとっても、例えば宅地のニーズがあれば、供給のニーズがあつたり、町としてどうしても区画整理等の整備を行う必要があるという判断をした場合には、議員の言われるとおり、組合施行において区画整理もやれますので、その辺を検討してまいりたいと思っております。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

後の質問ともかぶるので、わかりました。理解いたしました。

続いて、4つ目の質問、最後の質問にしたいと思いますが、日常サービスを身近に享受できるような集約型まちづくりへの転換を図るということで計画の中でうたわれています。御答弁として、駅を中心として市街化誘導を図っていくという御答弁をいただきましたが、町内には6カ所駅がございますよね。それを中心として考えておられるのか、また、町内の拠点となる駅を中心として市街化を推進すると考えておられるのか、ちょっとこの辺を教えてください。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいまの横田議員の駅を中心にして集約を行っていくのかという御質問でございますが、県が計画しております集約型のまちづくりというもののイメージを本町に当てますと、本町、たまたま市街化区域というのが、先ほども町長の答弁で言いましたけれども、大体小学校区のように点在して形成しております。そういった中で、当然市街化調整区域の集落もありますので、そのところはまずきちんと保っていかなければいけないというものがあります。

ですので、言葉で言うように、駅の周辺に何でも集約するというのではなくて、当然駅の周りで今既に街が形成されておりますので、できることなら、なるべく駅に近いところへ移れる方から移ってきていただきたいというがまず1点。それは住宅もそうですし、公共施設、病院とかそういった施設についても、なるべく徒歩で行けるとところに集まってくるといいなというのが基本的なイメージです。ただ、現実的にはなかなか難しいというの

があります。

あともう一つは、今現在、駅から遠いところでも、行ってきバスでアクセスができるという確保はしてありますので、駅ですとか病院、買い物、図書館などの公共施設、そういうところへアクセスしていく、今のそういう交通網を維持していくことによって、駅から離れているところの集落の今の状態も保てるという形で、基本的には今の美浜町が持っている地域性を守りながら、少しずつ集約していければなというところでございます。

○ 7 番（横田貴次君）

ありがとうございました。

美浜町は大変いいコミュニティーが各所で行われていますので、それが壊れることになりはせんかなと心配しましたが、今ある小学区を中心として高台という安全地への誘導も図るということで大変安心いたしました。

一番難しいなと思っているのが、御答弁でもあったように、生活の利便性の向上です。本当、コミュニティーを維持しつつ、地域の生活の利便性をというのが、やはり先ほど言われたような行ってきバスをもっと手厚いものにしていかなければいけないのだろうなと私は思うんですけども、先ほどと関連するのですが、今、布土でどのようなことが起こっているかということ、ちょうど神谷町長の北浜田の御自宅の海側ですけども、農家資格のあるところというのは、全て旧布土駅、名鉄の線路の上側に田んぼを宅地化して、そこに息子さんは住んでみえるということで、おじいさん、おばあさんというのはやっぱりそこにいるのです。ただ、先輩なのでよく聞いてみると、私たち死んだらそっちに仏さんを移動して、この土地はええよというようなことをおっしゃっているんです。

先ほどから高台への移転というのはそういった意味で、たまたまそこは農家資格があるところなので、そういうことができるんですが、農家資格がない家庭はそれができないんですね。ですので、何が起こるかということ、武豊に行こうとか、じゃ、親御さんが亡くなってもそこに住めないというのが現状でございますので、今、町の方針として各小学区、また駅を中心として地域のコミュニティーも残しながら今後のまちづくりの方向性を示しておられるならば、先ほど言いましたように、町がやはり各区で住宅地を準備して、お父さん、お母さんが亡くなったときには、土地の等価交換でもいいから沿岸部からこっちに引っ越してきなさいと。海側というのは、ソーラーや風力だとか再生エネルギーに活用していく、津波があったときは業者さんが泣くことになるのでしょうけれども、そういった20年後、30年後のまちのイメージをやはり持つべきだと思うのです。

それをもって各学校区の中で高台へ皆さんが移住できたらいいなという意味では、このままバスを充実しながらも、恐らく将来的に奥田駅が拠点になってこようかと思いますが、各地のコミュニティーもしっかりと継続できるようなまちづくりの指針を立てて、町のマスタープランに入れ込んでいただきたいなと思います。ちょっと長くなって申しわけなかったです。

続いてでございます。

きょう、資料ではお示ししておりませんでしたが、本町の第5次総合計画の16ページに土地利用の方向性というものが示されています。知多半島をぼんやり色分けされておりまして、海浜ゾーンだとか住宅・商業ゾーンだとか緑地ゾーンということで、ぼんやり色分けされております。今回、愛知県が準備されたこのイメージ図というのは、結構そういった面では細かいところまで記されているなと私は感じております。

本町の強みというのは、まだ未開発の広大な豊かな土地があるということが、今後まちづくりをする上で一番の強みだと私は思っております。ただ、町長の掲げる美浜の里構想や、将来的には私はまだ50年生きる予定でございますので、美浜町の庁舎もどこに移転するのだろうとか、いろいろな施設の集約を図っていくのだろうな、そんな夢を見ているのですけれども、現状の土地利用の方向性では大変ちょっと心配しております。

というのは、いろいろなところで無秩序に土地が開発されているのが見受けられますので、いざ美浜町がこれやろうと思ったときに、虫食いのような状態の土地になってしまっていて、従来望んでいたまちづくりができなくなるのじゃないかという心配をしておる一人でございます。もっと20年後、30年後のまちの姿を明確に考えていただいて、もうちょっと、さわっちゃいけない土地はさわっちゃいけない、ここは将来こうしたいからここだけは守ってこういうような、もう少し細かく落とし込んだ土地利用の方向性というのを示していただきたいと思うのですが、この2018年から2020年までの見直しの中に、そういった努力というものはしていただける機会がありますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいまの横田議員の土地利用に関する御質問でございますが、まず、総合計画の今お示しされました16ページの土地利用の方向性のところですが、こちらはあくまで今まで美浜町が形成されてきた市街地と調整区域という歴史ですとか、あとは、ここは農地でやっていきたいと思いますという農用地域等を踏まえてゾーニングをしてやる、ページにも書いてありますけれども、基本構想を示してあるところになります。

この先に、総合計画の中でも基本計画という欄がありまして、先ほど議員が区画整理の施行地域をパネルでお示しになったあの先に今後計画することについて載っております。また、最後のほうにいくと、各学区ごとでどういった整備を行っていくということもお示しをしておりますので、あくまでこの16ページのところにつきましては、大きなゾーニングを示しているところということを申し上げさせていただきます。

それから、無秩序な開発が行われておることですけれども、今、市街化区域と調整区域が区分されておる中で、それぞれ法規制があります。美浜町ですと、自然公園法とか、あと農地関係、森林法、いろいろな法律がある中で、できるものというのがあります。これは市街化区域じゃなくて調整区域ならできるというものもあって、調整区域においてできるものを規制するというのも、またこれもいろいろな法的な問題がありますので、法的プラス町のいろいろな考え方というのをやって、あくまで所有者を初めとする、行為をする人の権利を侵害しない範囲内というのは非常に難しいですけれども、そういう範囲の中でのなるべく方向を示せるようなうたい方はしていきたいなと思っております。

何分、今から都市計画マスタープラン見直しする中で、時代も変わっておりますので、ゾーニングの仕方、表現の仕方を今に合ったものに変えていく必要はあると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

やはり今ある土地をいかに大切に生かして、個々のまちづくりをしていくかと。そういった面では、私は、言っているのか悪いのかわかりませんが、半田市、武豊町に比べると、もう開発する土地もないというよりも、これから次世代に向けたまちづくりの計画がまだ立てられる美浜町と考えると、先行きは非常に明るいかなと思います。

そして、何より今回の質問でも申し述べたかったことというのは、町外から転入してくる方を望んでいるわけではなく、何としてもこの美浜町から転出する人をとめたいという思いです。

私ごとになりますけれども、23歳のときから今の仕事を受け持ったのですが、そのころ先代が亡くなっちゃったわけですが、そのとき何を言われたかという、当時3人の職人さんが勤めていただいていた。これ、全部布土の方です。会社が用意した長屋に住んでみえたのですが、彼らが定年まで、そして家を持てるまで何としてもこの会社をやってくれということを僕は言われました。

中学校を出てすぐなので、60で定年を迎えて今囁託みたいな感じで元気にうちに来ているのですけれど

も、3名ともやはり家を建てることができました。そこには何人いるかというと、子や孫を合わせると10人やはり住むのですね。ですので、本当一世帯がこの美浜町に残っていただくことで、やっぱり100年そこに人が住み続けていただけたらと思うんです。

ですので、そういった努力を美浜町に惜しみなくやっていただきたいと思いますし、これから新産業を発展させる上でも、本当にちっぽけな会社ではありますけれども、町内の人を雇ってここで暮らしていく、ここで家を1軒構えていただいて、子や孫が育っていくんだという商道德、商道德もこの美浜町にはまだ生き残っていると思うのです。そういったシステムが上手にあって、この本町は今から伸びていくのじゃないかな、そういったコミュニティもしっかりしていますので、そういった意味で、何度も宅地、宅地と言っておりますけれども、先日も町長と布土の中で行き会って、いろいろ話をしていますと、あそこのおばあさん亡くなっちゃったな、ここのおばあさん亡くなっちゃったな。町長も、これやったら、物すごい太い道が海までのけますねというお話を地元でさせていただく中で、反面でやはり人が減っていくのは心苦しいことだなと、町長と日曜日に語った覚えがありまして、そういった意味も含めて、質問は閉じさせていただくのですが、何とか神谷町長には夢を語っていただいて、この行政の職員の皆様の能力を最大限引き上げていただきたいと思いますので、最後に町長の答弁をいただいて、質問を閉じさせていただきたいと思います。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。

先ほどからのお話、全て本当に大変重要なお話ばかりでございまして、私も今からのまちづくりの中で、考え方を同じくした部分、そしてまた参考になった部分も非常にたくさんありました。

それで、先ほどから非常に大きなお話ばかりでございまして、この短い時間の中でまとめるのは非常に難しいなと思ながらもお話をさせていただきますと、まず、先ほどの運動公園のお話も、確かに町としまして、このハードの部分というのは非常に大きく打ち出されて、その中での運動公園に取り組むための必要性、この部分がまだまだ住民の皆様方にも、そしてまた議員の皆様方にも御理解をいただけていないところもあるのかなという部分も感じております。

またきょうのこの一般質問の中でも運動公園に対する質問等もございまして、そちらでもお話をさせていただきたいなと思っておりますけれども、そういった部分もしっかりとこれから出させていただきます、この運動公園事業につきましても、確かに金額的には今現在のところは不透明な部分もございしますが、これにつきましても、運動公園を進めていく中で、国・県も大変期待をさせていただいております。私も国・県へ参らせていただく中でも、この美浜町の運動公園事業について、国・県も、これから1つのまちをつくっていく、活性化を求めていく一つの見本になるようなものをしていただきたいということで、非常に国も県も期待しておりますという言葉も常々いただいておりますので、この関係につきましても、まとめ次第、皆様方にも御説明させていただき、この事業の詳細がわかった段階におきましても、こういった大きなことをやるには事業費もかかってくるということも当然私も理解した中で、いかに住民の皆様方に喜んでいただき、御負担を少なくしていくかということも考えながら取り組ませていただいておりますので、御期待をいただきたいと思います。

そして、先ほどの宅地の問題でございまして、本当に美浜町は、今、河和口、河和、そして上野間、美浜緑苑、奥田、野間、この6つの駅がある中で、市街地が形成されていないのが野間と奥田ですね。河和口は周辺全てとなっております、河和も今御存じのとおり。そうした中で、奥田と野間がせつかくのあれだけの公共交通機関があり、そうした中でまちづくりの条件が整っておる中で、この現状のままにおいて、まちづくりを語っていくというのは、非常に私としては難しい、難しいというのか恥ずかしい部分だなと思っております。

そうしたことで、このまちづくりの中でも、こういった野間駅、そして奥田駅、この周辺の活性を見るような、そうしたまちづくりも進めていかなくてはいけないのかなと思っておりますので、またこの辺も徐々に進めていくことができればと思っておりますし、また、町が所有する、そういった市街化の中にある宅地もございます。やはりこういったものも、今、区画整理事業を進めることが非常に難しい中であれば、こういった町の市街化の中にある宅地も住宅として供給できるような、そんな形も考えていかなくてはいけないのかなとも思っております。

それが以前も進める中で、担当にも全て拾って、そうした中で、こういった形でこういった土地をさわっていかれるかということも今検討させていただいておりますので、全てそういった総合的な中で、本当に皆様方が喜んでいただけるようなそういったまちづくりを、しっかりと一つずつ検証しながら、また全力を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほうよろしくをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔7番 横田貴次君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩とします。再開を11時5分とします。

〔午前10時43分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に先立ち、産業建設部長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○産業建設部長（石川喜次君）

先ほど、横田貴次議員の御質問の中で、今後住宅整備を町が主体となって実施できないかという御質問がございました。その中で、私が答弁の中で、必要に応じて組合施行にという言葉を使ってしまったので、町による施行を検討してまいりますという答弁に変更させていただきますので、修正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

それでは、3番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔3番 鈴木美代子君 登席〕

○3番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

まず、第1点目の質問は、奥田に建設が予定されている運動公園についてであります。

誰もが不安に思うのは、美浜のような財政規模の小さな町で、このような陸上競技場を含んだ運動公園が必要かどうかであります。

当初の建設費用は28億円と言われていますが、土砂の問題などまだまだ膨らむ可能性はあります。それに、建設後の維持管理費は一般財源に頼ることになります。借金は毎年、都市計画税から1億円ずつ返済していくというのですが、都市計画税も以前は年に2億円程度ありましたが、現在は1億8,000万円と減少傾向にあり、財政は厳しくなっていくことが予想されます。ほかの事業を圧迫し、これまでどおりのまちづくりが困難になるこ

ともあると思います。

町長は、孫子の代まで借金財政にはいけないと、公共下水道事業に反対してきたのではないのでしょうか。公約で都市計画税も減額すると言って、町長になったのではないのでしょうか。

町長、今必要なのは人口減少に立ち向かうための子育て支援、少子化対策といった福祉の充実したまちづくりではないのでしょうか。何年後には消える町と言われた美浜町が、生き残りをかける政策は福祉だと思います。町長の考えをお伺いします。

2点目は、住民投票条例の制定についてであります。

今、私立大学は少子化に対応し、生き残りをかけて都心回帰しつつあり、一旦、郊外に出ていった大学が戻っている傾向にあります。名古屋市を初めとする大都市とその周辺に戻りつつあります。日本福祉大学も例外ではないと思います。日本福祉大学頼りの運動公園はやめるべきだと考えます。この際、町民の声をよく聞くべきではないのでしょうか。

運動公園整備にかかわる明確な方針、事業計画が明らかになる9月以降に向け、住民投票条例を制定し、住民に建設の是非を問うべきと考えますが、その考えはありますか。

3点目は、夏季の登下校時における小学生のヘルメット着用の廃止についてであります。

名古屋市から引っ越してきた元看護師の女性の方は、「これはいかん、これは子供に対する虐待ですよ。」と、私に問い詰めました。名古屋のように車が多いところでも、子供たちはヘルメットをかぶっていません。私は、夏の暑い時期に、学校の登下校時にヘルメットをかぶることは子供たちの体調に悪い影響を及ぼすと考えます。通学時間が長い場合は、特に熱中症の心配もあります。皮膚の弱い子供は、湿疹などがひどくなり真っ赤です。以前の暑さとその暑さが違います、猛暑です。

教育委員会の基本方針では、こういった子供は申し出により、ヘルメットではなく帽子でいいことになっています。しかし、ほかの子供がかぶっていて自分だけかぶらないのは、いじめや仲間外れの対象になるのではと心配して、無理してでもかぶっていくことを選んでいます。ヘルメットの下は真っ赤で汗びっしょりです。こんなにしてまで、ヘルメットをかぶせるのですか。愛知県内で、ヘルメットをかぶらせているところはほかにあるのでしょうか。

熱中症で死ぬこともあります。1メートル30センチ前後の背の低い、体の小さい子供が、重いランドセルを背負いながらヘルメットをかぶっている姿は余りにかわいそうです。地面からの照り返しも背が低いから大変で、暑さが身長の高い子供たちにどのように影響しているか、科学的に立証したことはあるのでしょうか。

6月から9月までの4カ月間だけでも、全ての子供がヘルメットではなく、帽子にするべきではないかと考えますが、いかがですか。

4点目は、大川のしゅんせつについてであります。

聞いている方はまたか、また大川のしゅんせつかと言われそうですが、それほど何遍もやらなければ、まだ県はしゅんせつをしていただけません。

県の2級河川である大川の上流部分は、ことしの春にしゅんせつしていただき、随分流れがよくなりました。恐らく、これは町管理のところだけだと思います。ところが、県管理の九條橋と柿ヶ坪の間から、国道までの下流部分はしゅんせつしていただけませんでした。下流部には、依然として川底に堆積した土砂などの上に樹木が茂っており、その数は十五、六本もあります。県管理とはいえ、ほかの川を見てもこれほどひどい川はありません。大雨が降ったりすると、水がはけず被害が出る可能性もあります。下流部もしゅんせつするように、県に対して強く物申していただきたいと思います。

また、下流部については、しゅんせつする計画は聞いておりませんが、あるのでしょうか。

最後に5点目です。ボール遊びのできる公園整備についてであります。

子供たちに聞いたら、ボール遊びがやりたいと答えてくれました。小学生になると、遊具ではなく体を思いっきり動かすボール遊びがいいようです。子供の成長にとっても、ゲームではなく体を動かす遊びがいいと思います。町内にある公園で大きな広さの公園にネットを張り、子供たちが安心してドッジボール等、ソフトボールなどの遊びができるように、またできれば、幼児・小学生等の利用者別に整備することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上での質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩前に引き続きまして、鈴木美代子議員の御質問にお答えいたします。

私からは御質問の3点目以外をお答えし、御質問の3点目、夏季の登下校時におけるヘルメット着用の廃止については、教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、福祉をまちづくりの中心に置くことについての御質問でございますが、まず、なぜ公共下水道事業に反対した私が、現在、運動公園事業を進めているかについて御説明いたします。

公共下水道事業につきましては、当時の試算によると、総事業費が350億円を超える膨大な費用を要する事業だと認識しております。人口減少の進行に伴い、2040年には、今から22年後でございますけれども、消滅可能性都市の候補として挙げられている本町にとって、この公共下水道事業を進めていくことは次世代を担う子供や孫に大きな負担を与えることになる一方で、町の人口減少対策や経済の活性化対策に結びつく事業とは到底思えないために、まず町として、体力をつけることが重要だと考えたからでございます。

運動公園事業は、これまでも何度か御説明いたしましたとおり、スポーツの振興、交流人口の増加、地域の活性化並びに住民の健康増進を図ることを目的としており、人口減少の抑制と地域経済の発展、そして健康寿命の延伸などの効果をもたらすものでございます。

また、長年にわたり、本町の財政及びまちづくりにも大きく寄与しております日本福祉大学との連携が、本事業により一層深まり、将来にわたって本町で多くの学生が生活することにより、地域のにぎわいのみならず、町財政面や福祉のまちづくり推進の面においても、非常に有効な事業であると考えたからであります。

少子化による人口減少に立ち向かうため、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、基本目標に沿って、子育て支援についても細部にわたり重点的に推進していることは、議員の皆様方にも御理解をいただいております。

学力や運動能力を養う環境をつくることは、本町の子供たちが賢くたくましく生きる力を培うことであり、子育て世代の親にとっても共通の願いであると同時に、子育て支援としても行政が果たすべき大きな役割だと認識しております。

また、運動公園での事業を通じて、子供たちがハイレベルなスポーツ選手に接することが、将来への夢や希望、自分の住んでいる町への誇りにつながり、定住促進への意識向上につながるものと考えております。

さらに、町民の雇用拡大やスポーツ観戦等による観光振興も期待できると考えております。

まず、町の人口減少に歯どめがかかり、町の経済の活性化が図られるよう、町としての体力を備えることを最

優先と考え、事業を実施するものでございます。

また、経費の削減はもとより、税収確保の方策として、今後、工業団地等による企業誘致にも力を入れ、私みずから誘致に向けて研究・情報収集など、積極的に活動しているところでございます。

議員の言われる福祉については私も大切なことと認識しており、全ての町民の皆様のために、地方創生事業を含め着実に進めてまいったと考えております。

しかし、この先人口減少が進むことにより、経済の状況が町の財源に大きく影響を及ぼしてくることは議員も御承知のことと存じます。行政には、今しかできないこと、今だからできること、そして今実施しなければ、福祉事業を含め、あらゆる事業に影響を及ぼしてしまうことがございます。時期を逃さないようにめり張りをつけて事業を実施し、全ての町民が美浜町に住んでよかったと自信を持って言える、そんなまちづくりを行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、住民投票条例の制定についての御質問でございますが、運動公園整備事業は、人口減少や少子高齢化といった本町の課題に対処するため、地域の特性を生かした交流人口の増加による経済の活性化や町民皆様のスポーツ、健康増進及び子育てなど、幼児の体力づくりから高齢者の健康づくりを担う施設として、現在、整備を進めているところでございます。

また、議員のおっしゃるとおり、大学の都心回帰の進む中、日本福祉大学におきましても、平成29年度にスポーツ科学部を開設し、グラウンド、体育館及び屋内プールなどの整備を行い、本町でのキャンパスの充実を図り、学生と地域の人々との交流を活性化させる取り組みを積極的に行っていただいております。決して都心回帰をする考えはないと、大学側からも伺っております。

今回の運動公園整備事業は、交流人口による経済効果や大学という民間活力の導入による活性化が期待できるものであり、本町の町民全ての方が健康で生き生きと過ごすことができる環境を整備し、次世代への魅力あるあるまちづくりを実施していくものであります。

今後の事業実施につきましても、議員の皆様を初め、町民の皆様に丁寧な御説明をして進めていきたいと思っておりますので、住民投票条例を制定し、建設の是非を問うことは考えておりません。

次に、大川のしゅんせつについての御質問でございますが、平成28年6月と12月の定例会でも同様の御質問があり、愛知県は平成27年度に国道247号から柿ヶ坪橋まで河川断面の測量を実施し、その結果、河川断面が確保できていることからしゅんせつの予定はない、平成26年度より国道247号より上流で流れの支障となり得る立木の伐採を行ったと答弁したところでございます。

大川で本町が管理する上流部につきましては、本年3月に190メートルの区間にわたり、河川の堆積土砂の撤去工事を施工したところでございます。

しかし、昨年10月22日の台風21号に伴う豪雨により、町内の農用地域において土砂崩れ等が発生しており、河川等への土砂の流出が懸念されているところであり、既にしゅんせつなどの要望を行っておりますが、河川の適切な維持管理をしていただくよう、改めて県へ要望を行ってまいります。

次に、ボール遊びのできる公園整備についての御質問でございますが、本町で管理している公園は、街区公園が19カ所、児童遊園が12カ所及びちびっこ広場が15カ所でございます。

街区公園は、区画整理などの住宅開発により設置された公園で、近隣住民の利用を目的として、また、児童遊園及びちびっこ広場につきましては、既成市街地等に児童の遊び場として設置されており、周辺はフェンス、柵または植栽で囲い、車の進入や道路への飛び出し防止を図っております。

これらの公園は、高齢者、親子、幼児及び児童といった広い世代が利用しており、立地条件や利用状況によっ

ては、野球、ソフトボール及びサッカー等の球技での利用を制限している場合がございますが、球技の遊び場としましては、学校のグラウンドを利用していると捉えております。

公園ごとに利用対象者を限定し、利用者別に整備することはできませんが、安全に利用していただくための必要な措置は個別に対応していくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの壇上の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

夏季の登下校時におけるヘルメットの着用の廃止についての御質問でございますが、従来から各学校において、身体的な理由や夏の暑さ対策等特別な理由が認められる場合で、保護者の方より帽子着用の申し出があったときには、一定の条件の中着用を認めているところであり、いじめや仲間外れがあるとすれば、PTAや地域の皆さんとともに御協議をいただいた上で適切な対応をとっていただければと考えています。

教育委員会としましては、交通事故や地震などの災害が起こったときに頭部を守る観点から、子供たちの命を守るためにヘルメットの着用在望ましいとの基本方針に変更はなく、町としても共通認識の中で配付をいたしており、今後も小学生の夏季登下校時におけるヘルメットの着用をお願いさせていただきたいので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○3番（鈴木美代子君）

ありがとうございました。

まず、運動公園ですけれども、いろいろ問題があつて建設費用がふえるということも聞いておりますが、今現在は建設費用幾らぐらいと把握していますか。

○産業建設部長（石川喜次君）

昨年から運動公園につきましての基本設計、総合公園につきましては実績ですけれども、繰り越しておりますので、今まだ検討している最中でございますので、事業費は出ておりません。

○3番（鈴木美代子君）

私が把握している28億円で確かなんですね、これ以上はふえないですね。

○産業建設部長（石川喜次君）

28億円という事業費につきましては、運動公園の構想時の事業費で、概算でお話しさせていただきました。

そこにそれぞれの団体、関係者の皆様方と協議の中で、必要な施設、例えば照明が必要じゃないかというような御意見とか、いろいろな施設を検討しておりますので、事業費は上がる見込みを思っております。

○3番（鈴木美代子君）

美浜町の一般会計の予算は77億円です。美浜のこの運動公園の事業費が当初は28億円でしたが、まだまだふえる可能性があるということです。これだけのお金をかけてでも、子供たちに15年間、借金を返していく子供たちにも負担を強いてでもやる意味は何ですか。

○総務部長（沼田治義君）

運動公園につきましては、先ほど来、建設部長も説明させていただいていますが、これをやる意義といいまし

ようか、これにつきましては、町民のスポーツ振興、それから健康増進、こうしたものも含めまして、あそこに、駅の近くに運動公園ができるということで、その立地を生かした経済効果、いわゆる交流人口が多くなることによって、観光振興だとか、それから観光振興が大きくなって人がたくさん来ていただければ、経済、こちらでいろいろなものも食べていただけますし、いろいろなものも買っていただけますし、こちらに来ていただければ、いろいろな旅館、民宿があります。そういったところにもお泊まりをしていただけます。そういう効果というのは非常に大きいものと思っています。

それからもう一点は、私どもにあります日本福祉大学というのは、本当に町にとって大きな財産と思っています。日本福祉大学におきましては、ここに本学のキャンパスを置いていただいております、今まででもいろいろな、先ほど議員言われるように、福祉のまちづくりにおきましても、いろいろなアドバイスだとか計画について御理解・御協力をしていただいて、町と一体となって計画づくりも進めております。

本当に今回の運動公園事業をすることによって、日本福祉大学とのきずなという部分も大きくなりますので、町といたしましては、この事業は本当に必要だということで考えております。

○3番（鈴木美代子君）

維持管理費がどのくらいになるか、予想はしていますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

維持管理費の御質問ですが、3月議会のときにも他市町の例を用いて御説明させていただきました。ですので、まだ、先ほど部長申し上げましたとおり、施設の計画を今立てておる段階ですので、具体的な施設の維持管理費は出ておりません。

ただ、先進地、他市町の例をとって、年間数千万円かかるという予定はしております。ただ、維持管理費に一般財源、一般会計からの財源は当然必要になってくるわけですが、これも以前の答弁で申し上げましたように、日本福祉大学におきましても、当然使用する分の応分の負担はするということを言っていたいておりますので、今総務部長申し上げましたように、大学との連携によって、使っていただく方も当然よその陸上競技場と条件が違います。その分、大学からも維持管理についても考えていただけるということを聞いております。

○3番（鈴木美代子君）

大学が応分の負担をしてくれるということは確約しているのですか。幾らぐらい応分の負担をしてもらえますか。

○副町長（永田哲弥君）

今、課長から応分の負担をという話、先回、私もちょっとお話をさせていただきましたが、今現在、金額については積算中ということで、利用料に応じてお支払いというのか、応分の負担はしていただくということで、大学の幹部とも話をしておりますので、間違いないかと思っておりますのでお願いいたします。

○議長（野田増男君）

鈴木議員、余り外れないように、質問から。ちょっと外れぎみですので。

○3番（鈴木美代子君）

そうですか。

○議長（野田増男君）

はい。

○3番（鈴木美代子君）

維持管理費は、例えば半田市の運動公園では2,500万円と3月議会に聞きました。

それで、建設費用は、都市計画税を15年間1億円ずつ借金で返していくということですが、維持管理費はどうするのですか、どうなるのですか。都市計画税を使って、都市計画税を丸ごと運動公園につぎ込むのですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

以前、この議場でも御説明させていただきましたけれども、その当時は、28億円の当時は、15年間で起債を償還していくというお話をさせていただきました。

先ほど申したとおり、今、いろいろな施設の検討をしております。今後、総事業費が出てきます。その中で、当然1億5,000万円ほどしか、今後、都市計画税の歳入がないわけでございますので、その中でどのような形が一番償還、ほかの事業に影響を与えないかということも検討させていただきますので、15年とは限っておりません。20年で返済することもあり得ます。

○3番（鈴木美代子君）

本当に公共下水道をやめて、この運動公園はマルということが私にはよくわかりません。子供たちの代にまでこうした借金を残すのはやっぱりよくないと思っています。

スポーツ人口はふえているのでしょうか。今、スポーツ人口は、私いろいろ調べても減っていますよね。こうした交流人口をふやして観光にどんなに影響があるのか、それもわかりません。交流人口をふやすということは来る人をふやすということですよね。よそのまちを見ても、やっているまち、観光が盛んになっているのでしょうか。

.....やっぱりきちんと少子化対策に向けた、そして子育て支援に向けた対策をして、福祉のまち・美浜とそういったほうが、私はこのまちが生き残れるのではないかなと思いますが、いかがですか。（第3号 76ページで発言取消）

○副町長（永田哲弥君）

先ほど町長からお話ありましたように、福祉のまち、まさに美浜町も目指しておるところでございます。

それで、ちょっと前によく話をしておりますが、日本福祉大学が58年から美浜町に総合移転して以来、交付税の関係、それと経済効果を考えてみますと、経済効果で35年間、34年間、500億円という経済効果があるということ、それと1,600人、今現在、若干減りましたが、千二、三百人の方が美浜町に住むということで、交付税も算定基礎で8万円、1人の金額が算定基礎として町へ入ってくるということもございます。

日本福祉大学の学生がおることによって、今現在、奥田地区においては、コンビニ、飲食店、塾、いろいろさまざまな町並みができておるのは議員さんも御存じだと思います。大体1,500人おります人数がプラスということになりますので、その間の経済効果、家主組合の運営の固定資産税だとか住民税だとかも当然、これは一つの経済効果になっておるかと思います。

それで交流人口がふえるということは、美浜町に来ていただく方が多くなるということで、例えば電車であっていただく小中学生、高校生がほとんど電車を通われるということで名鉄電車の利用、それと飲食店等も経済効果として発揮されるということが生まれてくると思っております。

そのようなことでたくさんの方が美浜町を訪れることによって、美浜町が知名度が増すというようなこと、それと福祉大学との連携の中で福祉に強いまち、スポーツの強いまちというイメージをつくって行って、美浜町を地域ぐるみで活性化をしていくというのが狙いでございますので、きょうの新聞にもちょっと載っておりますが、旅館組合が日本福祉大学のスポーツ科学部の先生、栄養学の先生と女将会が勉強するようになってきております。これもこれから合宿を誘致していくということで、各地域が一丸となって取り組んでいるあかしじゃない

かなと思っておりますので、これを何とか成功をさせていかなければいけないと思っていますのでよろしく願いします。

○3番（鈴木美代子君）

もっと私しゃべりたいこと山ほどあるのですけれども、時間がありませんので、この問題をここで引き揚げて、ヘルメットについてです。

ヘルメットについて、方針は変わらないと言われましたけれども、熱中症で倒れる子が出たら、例えば熱中症かどうかわからないけれども、教室の気温が37度になって倒れた子がいるということで、熱中症、2キロぐらい歩くと遭うんですよ、そこで倒れたらやめるのですか、ヘルメットは。

名古屋市の庄内小学校というところが、やっぱり昔、20年ぐらい前にヘルメットをかぶっていたのです。ほかの周りがやめてもかぶっていたのですけれども、問題になって、校長先生初めPTAから、みんながヘルメットをかぶって通学道路を歩いたそうです。それで、余りに暑くてひどいから、みんなで通ったけれども、みんなで歩いたけれども、やめたということです、ヘルメットをかぶるのを。子供の命のほうが大事だと。

私は、交通ルールは教え込むことができるけれども、熱中症対策はできません。どう思いますか。

○教育部長（天木孝利君）

鈴木議員のおっしゃる御意見、しかと承っております。

教育委員会としての方針、これは先ほども述べたとおり、各学校において地域の皆様とともに話し合いをいただいて、その中で結論を得たことに対して、私どもとして強制するつもりは一切ございません。その方針は変わっておりませんという意味での基本方針は変わらないという意味でございます。

○3番（鈴木美代子君）

私は、今本当に昔の暑さと違います。私たちが子供のころ、夏休みの友に書いた気温で暑いなというのは30度ぐらいでしたけれども、今は30度を超すことが平気で、猛暑ですよ。去年の夏なんかひどかったです、猛暑ですよ。この猛暑の中で、私の友達の看護師さんは、これは子供に対する虐待だよと言われました。えっと思いました、私も。だけど、確かにこの猛暑の中で、重い荷物をしょって、ヘルメットをかぶって、子供は一生懸命歩いています。

私は、精神教育はもう要らないんです、子供の命を守らないといけない。だからこそ、私は、教育委員会でヘルメットをやめようと、この6月、7月、8月、9月だけでもヘルメットはやめようという方針を一斉に各学校に出してくれば事は済むんです。冬はまだ、全部やめてほしいけれども、全部やめるとはなかなかやめてくれないから、夏だけでもぜひ子供のヘルメットをやめさせてほしいんです、何とかありませんか。

○教育部長（天木孝利君）

議員のおっしゃること、十分わかっておりますが、あくまでも繰り返しになりますが、各学校において決めていただいたことに関して、教育委員会として強制は一切するつもりはございません。ですから、教育委員会としては方針は変わらない、これについてはもう変わらない、基本方針は変わりません。

各学校において、たとえ少数であろうが、そういった話し合いがなされ、各学校も納得して地域も納得してそういう方向が出されたのであれば、それに従って結構ですというのが教育委員会のスタンスです。

○3番（鈴木美代子君）

私は、子供が健康で本当に健やかに育ってほしいと願っています。その願いは教育委員会の方も一緒だと思うのですよね。

私は、学校で話し合ったようにすると教育委員会は今言いましたけれども、教育委員会の方針がヘルメットを

かぶるということを、方針を出しているものですから、前々からね。だからヘルメットをかぶらせるというのが、先生たちも子供たちも親も、もうこれは美浜町の方針だと思っているのですが、私は、それは教育委員会でこの夏だけでもヘルメットやめようかと、そういうふうに言うてくだされば私はいいと思うのですよ。熱中症なんかもあるんです、今。昔と違うんです、暑さは。熱中症で子供が倒れたらどうするんですか。責任は教育委員会にあるんですよ。

○教育長（山本 敬君）

責任は教育委員会にあるかどうかはちょっと別に置いておきますが、反対されている方、鈴木美代子議員は、議会で何度も同じような質問されています、もう理解しております。ただ、その一方で、うちの子にはかぶらせたいんだと、そういう強い意志をお持ちの保護者もおるという事実は御理解をいただきたいと思います。

ですから、再三、今部長が申し上げましたように、学校で話し合っていていただく、それが大事ですよということを申し上げておる次第であります。

実際にうちの子だけがヘルメットをかぶるといじめに遭う、それはそれもまたセットの中で話し合ってもらいたいと思います。かぶらせたくない親がいる、でも、いや、うちの子にはかぶらせたいという親がいる、これは話し合いで解決していただくべきだと思います。

実際にヘルメットをかぶる、かぶっておる時間、遠い子もありますが、きっと平均すると15分から20分いかないと思います。朝夕であります。「その時間だったらいいが、うちの子にはかぶらせているよ。」という、そういう親御さんもたくさんいるという事実を踏まえて学校で話し合っていていただきたい、そういうことを申し上げておるわけであります。

○3番（鈴木美代子君）

お聞きしますけれども、愛知県内でヘルメットをかぶらせている学校は幾つあるんですか。

○教育長（山本 敬君）

私も現在、そういう認識はしておりませんが、貴重な、先ほど来も税金がどんどん減っていく、そんな中で貴重な町民の皆さんの税金を使って小学生にヘルメットを配っている、そういう現実もあります。ですが、そういうことをしているのは、恐らくごくごく少数ですよ。小学生でかぶっている、そういう学校も少ないでしょうが、税金を使って小学校全児童に配付しているという自治体もごくごく少数であると思います。

○3番（鈴木美代子君）

私は、教育長には悪いけれども、子供はヘルメットを本当に嫌がっています。それは親はいろいろおるでしょうけれども、子供の本心に聞いてくださいよ。

学校で話し合っただけに従います、それは町の責任逃れとしか聞こえません。熱中症が今はあるんですよ、すごい大変です。この暑さの中で、子供たちはふらふらしながら歩いてきます。本当にかわいそうです。交通ルールは、とことん教え込めば守れますが、熱中症だけはどうすることもできません、暑さだけは。先にヘルメットをやめた学校では、交通ルールをしっかりと教え込んだそうですよ。だから、ヘルメットを取っても事故はない。だからこそ、その学校ではPTAも、それから教員もみんな協力したんです。

私は、本当にヘルメットはぜひやめてほしいんです。一部の人だけやめるとするのはあれですから、学校に対してこの4カ月間だけでもやめようかと、町から声をかけてほしいんです、いかがですか。

○教育部長（天木孝利君）

交通安全については、教えることができるとおっしゃられました。美浜町の小中学校の交通安全教育がほかより劣っているとは一切考えておりません。

もっと、もっともっと、それの中において、過去において交通事故、多数の方が被害に遭われております。それも過去の実績でございます、これは過去の教訓かとも思います。実際において、やはりこの子供たちの生命を守るという観点、これはまず私どもとしては第一に考えたい。その中において、地域によって、さまざまな条件ございます。遠いところ、美浜緑苑でいきますと通学時間、先ほど教育長も平均の時間15分、20分と申しましたが、3丁目あたりになりますと、もう40分、50分というところもございます。

地域によって、それぞれの方が話し合っていていただき、学校の子供たちと保護者、地域、一体となって考えていただくこと、それがまさに教育かと思っております。そんな中での決めることに関して、私どもは一切口出しをするつもりはないということでございますので、御理解をお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

ヘルメットについては平行線ですので、私はぜひ役場が音頭をとって、今回はもうヘルメットを夏だけでもやめようかと言ってほしいと、再度要求しておきます。

次は、大川のしゅんせつです。

大川は確かに3月ごろでしたね、町でしゅんせつしていただきました。本当に町民・村人もよかったねと言っています。ところが、途中で終わっちゃったんですね、県管理のところだけやっていないということですけども。県ではしゅんせつするまでもないという声だったそうですが、住民の声はぜひしゅんせつをしてほしい、そういう声でいっぱいなんですね。

これから洪水の季節、台風の季節、私は心配です。ぜひもう少し県の人にもわかってもらって、しゅんせつをしていただきたいと。もう町内も見回しましたが、あれだけひどい川はありません。もう川の中に木がいっぱい生えているんです、あれは何とかしてほしい。あれでは、洪水かなんかあったときにはちゃんとできないですよ、水のお守りが、川が。

私は、大川のしゅんせつは、これからの季節の前にぜひやっていただきたいと、県に重々申し出ていただきた。私はやってもらわなければ何度でもやります。大川のしゅんせつは住民の声です。やらなければなりません。

それから、公園の話です。

公園も時間ありませんが、私は子供たちに聞きました。子供たちはゲームが好きかなと、そうじゃないよと、あっちでボール遊びをしちやいかんと言うから結局ゲームになるんだよということでした。

だから、ボール遊びができるような公園をつくっていただきたい。全部そうせよと言っていない。大きい公園でボール遊びができるように、ネットを張って球がほかのものに当たらないように、ぜひ改良していただきたいとお願いして終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木議員は自席に戻ってください。

〔3番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩とします。再開を午後1時とします。

〔午前11時56分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、磯貝企画課長でございますが、体調不良のため午後より欠席をさせていただき、代理として近藤企画課

主幹が出席しますので、よろしくお願いいたします。

9 番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔9 番 大岩靖君 登席〕

○9 番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。

後半の部トップバッターのチャレンジMIHAMA所属、大岩靖と申します。よろしくお願いいたします。

最近、美浜町内でも、今回、私が質問するような環境についてのいろいろな意見が飛び交っております。今回、私は、同僚議員も後でまた環境については質問いたしますが、私がこの環境について、今回は臭気、においの部分で先にこの質問をしようと思っていたので、また同僚議員が後でやる環境についてのものとは少し違いますが、その点御了承いただきたいと思います。

最近、美浜町の環境について、ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

ここ数年の美浜町河和南部地区は、大型商業施設の出店や古布交差点の拡張など地域の活性化が期待でき、河和南部及び周辺の人の流れが活発になっているように感じられます。美浜町にとってとてもいい傾向だと思います。

それに反して以前から取り上げられている臭気の問題については改善が余り感じられず、場所によっては以前より悪くなっていると感じられます。地域の活性化の推進、今後の美浜町の良好な環境を確保するためにも、以下4つの質問をいたします。

質問1、畜産施設、工場などからの臭気に対する規制はどのようになっている、町はどのように測定していますか。また、その測定はどのくらいの周期で行われていますか。

質問2 番目、環境基準を超える臭気を測定した場合、町はどのような対応をしていますか。また、効果的な罰則規定はありますか。

3 番、環境基準以下であっても苦痛に感じる住民は多く、特に河和南部地区などの商業施設への悪影響は否めないと考えられますが、現時点での町の対応はどのようになっていますか。

質問4 番、今後、新規事業者などの参入も考えられることから、本町の良好な環境の確保及び家畜伝染病などの防疫対応などを考慮した町独自のガイドライン、もしくは条例を制定する必要があると考えますが、その予定はありますか。

以上、1 項目4 質問に対して、明確でわかりやすい答弁を求めます。

以上で壇上の質問を終了させていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、午前中に引き続き、午後からの大岩靖議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、美浜町の環境についての御質問の1 点目、畜産施設、工場などからの臭気に対する規制はどのようになっている、どのように測定しているか、また、測定はどのくらい周期で行っているかについてでございますが、臭気については、悪臭防止法による規制が行われています。

規制としては、愛知県により、悪臭防止法に基づき臭気指数規制が定められております。その基準としては、6 段階臭気強度表示法で表示され、臭気における感覚的な強さの2.5から3.5以下の基準値になるように設定され

ています。

また、本町での愛知県による規制基準区域では、臭気強度2.5と臭気強度3.0と臭気強度3.5の3種類の区域に区切られております。

臭気の測定でございますが、町では愛知県内で一般的に行われている基準判定法である三点比較式臭袋法での測定を行っております。これは、人の嗅覚を用いて算定された臭気指数を使って測定する方法でございます。現在、町では、町内企業の2カ所で、年2回、おおむね7月と1月に行っております。また、畜産施設などの事業所については、住民から苦情のあった場合、随時測定を行っております。

次に、御質問の2点目、環境基準を超える臭気を測定した場合、町はどのような対応をしているか、また、効果的な罰則規定はあるかについてでございますが、愛知県の県民の生活環境の保全に関する条例では、悪臭を出すかもしれない工場、事業所は、悪臭関係工場等届出書を毎年、年1回、本町に提出することとなっております。この届け出により、施設の所在地、施設の規模、施設の責任者の氏名等を把握しております。町は区域別の規制基準に基づき、対象とする工場・事業所から排出される悪臭原因物が規制基準に適合せず、その不快なおいによって住民の生活環境が損なわれていると認められる場合には、悪臭防止法に基づき、事業者が悪臭原因物の排出を減少させるための措置について改善勧告を行い、それに従わない場合には、改善命令をすることになります。また、改善命令に違反した者に対しては、悪臭防止法に基づき、罰金または懲役の罰則が科せられる仕組みとなっております。

次に、御質問の3点目、環境基準以下であっても苦痛を感じる住民は多く、特に河和南部地区などの商業施設への悪影響は否めないと考えるが、現時点での町の対応はどうしているかについてでございますが、悪臭というのは感覚公害と言われており、基準値以下であっても、それぞれの人が感じる臭気の手覚が違っており、生活の支障になるということもあります。また、においては、その時々の手度、湿度、風向き、風速といった条件で変化しており、昨日におわなかったのに、きょうはよくにおうといったことがよくございます。特に町民から苦情の多い事業所では、月1回程度訪問し、必要に応じて臭気測定をし、その結果をもとに悪臭対策について計画を作成していただき、現地の手況を確認するとともに、対策の手果について検討、指導しているところであります。

今後も、悪臭を出さないように日々努力していただくよう引き続き指導監督をしてまいります。

次に、御質問の4点目、今後、新規事業者などの参入も考えられ、本町の良好な環境の確保及び家畜伝染病の防疫対応などを考慮した町独自のガイドラインや条例を制定する必要があると考えるが、その予定はあるかについてでございますが、現在本町において、新たに畜産業を目的とした畜舎等の建設を行う者に対し、地域環境の保持及び適切な営農について指導を行い、住民の良好な住環境の確保を図るべくガイドラインの手策を行っております。このガイドラインでは、地元説明会や悪臭・水質汚濁等の指導及び協議、関係団体等との覚書の締結等について盛り込んでおります。

また、防疫については、事業者の手責任においてみずから取り組んでいただくべき問題であると認識しておりますが、このガイドラインでは、家畜伝染病予防法を遵守しなければならないと規定していますので、よろしくお願いいたします。

私の壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○9番（大岩靖君）

随時、再質問をさせていただきます。

まず最初ですが、美浜町では、この臭気の測定に関しまして地域別に臭気の地域境界線というのが設けられていると思うのですが、その基準をどのように区別されているか説明を求めます。

○厚生部長（西田林治君）

ただいま臭気の境界線の地域別がどのように分かれているかということでございますが、美浜町では愛知県の規制に基づき町内全域が規制区域となっております。区域は町長の答弁でもお答えしましたとおり、土地の利用や悪臭に対することを考慮して、第1種地域、第2種地域、第3種地域の3つに分かれております。区域は県の指導により町の意向を反映して決定されております。

この3つの区域を説明いたしますと、第1種地域が最も臭気規制が強い地域となっております。そして、第3種地域が最も臭気規制が弱い地域という順になっております。

3つの区分についてですが、第1種地域は、臭気強度が2.5に当たる地域ということで、専ら住居として利用されている地域であり、市街化区域とそれ以外に人口が密集しているところ、美浜緑苑、小野浦の一部地域がこれに当たります。

第2種地域は、臭気強度が3.0に当たる地域でございます。工業用地並びに市街化調整区域の中であっても集落が形成されているような地域となっております。

第3種地域においては、臭気強度が3.5ということになります。市街化調整区域であって、住居としての利用が特に少ない地域で、田畑や山林が多い地域がこれに当たります。ちなみに、河和南部地区にある大型養鶏場はこの第3種地域の中にあるということになります。

○9番（大岩 靖君）

ただいまの答弁で一つ気になったのですが、今の河和南部地域は第3種地域になるとお答えいただいたのですが、これは先ほどの答弁の中で、県の指導により町の意向を反映して決定していると言っていますが、それについて、その第3種地域になったのはいつぐらいなのか。これ第3種地域になった時点で、現在のように今、住宅地が広がっている以前に、この第3種地域という指定をしているのか、その辺を説明していただきたいのですが、お願いします。

○環境課長（藪井幹久君）

河和南部地域の養鶏施設の地域の指定についてということでございますが、こちらにつきましては、平成18年に指定がこれに切りかわった段階といえますか、その時点で臭気指数、臭気強度を使ってという段階から第3種になっておりまして、現在まで変わってはおりません。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、例えば臭気濃度が低くなって近隣の住宅がふえた場合は、今の指定を第3種から例えば第2種に引き上げるとか、そういうのも可能であるということで理解してよろしいですか。

○厚生部長（西田林治君）

我々もその点を非常に危惧いたしまして、県に、この部分の協議をそろそろする時期ではないかなと考えております。ちなみに、西部でも変えたほうがいいのじゃないかという地域も出てきておりますので、この辺は県と協議したいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○9番（大岩 靖君）

今の検討、よろしくお願いいたします。

再質問、次に移らせていただきます。

先ほど言っていた臭気の指数が以前より悪化している地域はありますか。また、最近耳にするのですが、この河和南部地区ではなく、上野間地区でも食品残渣のような悪臭が報告されていますが、その点についても説明をお願いいたします。

○環境課長（藪井幹久君）

以前より臭気が悪化しているところがあるかという質問でございますが、まずは、河和南部地区の大型養鶏施設付近で、最近ですけれども夜におうという苦情をいただいたことがございますが、これにつきましては、その事業主さんの周辺住民の生活に少しでも支障がないようにという御配慮から、その堆肥化施設を動かすのを夜動かしたということでおった、発生したにおいではないかなと考えられます。

町としましては、まずはにおいを発生させないという形で対策をしてくださいと指導しているところではあります。それでも影響が出そうだという場合には、生活に支障がない時間帯でということをお願いをしているということもございますので、そういったことであります。

また、ほかに悪化ということもございますけれども、先ほどの養鶏施設、そこで昨年、29年11月に臭気測定を行いました。そのときに、基準の臭気指数を1ポイント上回ったということが起こりました。そこで、早速、町から改善するような対策をとということで指導をさせてもらいまして、協議を進めて、4月には対策が完成し、5月に臭気をはかったところ基準を下回っているという状況でございます。

また、河和南部地区では、ほかに、また後でお話しますが、食品残渣の関係ということもございますが、食品残渣を使った堆肥がとてにおったと、それで苦情をいただいたという事案がございました。古い畜舎にその食物残渣を使った堆肥を保管をしてということで、そこらの周辺の住民から苦情をたくさんいただいたということでございましたが、今ではそこについて言うと稼働はもうすごく減りまして、その保管施設には発注があった畑に必要な分だけ、——常滑市で発酵させてということで、常滑市から運んできて保管ということですが——必要な分だけそちらに入れておいて、すぐにそこから畑に行って畑ですぐすき込むという量だけがそちらに来るということで、稼働はほとんどないということでございます。

また、同じその食品残渣の関係の上野間地区でございますけれども、そちらにつきましても以前苦情がありましたが、その臭気指数という面でいいますと、臭気指数、そこでははかっておりません。現在もそこではかっていないということで、臭気指数について比較はできないのですけれども、ただ、美浜町のイメージがやっぱりにおうということで悪化してしまうということに対しては我々も好ましくないと考えておりますので、原因の業者さんには、できるだけ気を使うようにといいますか、もう畑に持ってきたらすき込みをすぐするとか、そういった気を使っただいて、必要以上に運ばないとか、そういうようなことをお願いしているところでございます。

町では、臭気については全ての地区で常に定期的に測定しているわけではございません。しかしながら、住民からの苦情とか指摘があれば、できる限り事実関係を確認してということで、臭気をはかったりというようなこともしていきたいと努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

今、河和南部の特定というのはあれですが、養鶏場のことですが、確かにあれほどの規模になってきますと影響もかなりあるのかなと。もう一つ聞きたいのが、今の養鶏施設、あれだけの規模になっている養鶏施設の臭気対策について、行政としてどのような指導を行い、具体的に、それに対して、どのような業者側の対応をしているかというのを説明していただきたい。

先ほど答弁の中で、昨年度11月時点で1ポイント上回ったと。それが4月から対策されたら基準値を下回ったという答弁がありましたが、逆に考えると、対策をすればその臭気指数が落ちると僕は捉えたんですが、今回そ

の1ポイント、たかが1ポイントと思われた方もいるかもしれないですけども、例えば2.5から3.5といたらかなりの差、幅がありますので、その点を含めまして、その対策が練られたらそういうふうの下回ったと。それについて具体的にどういう対策をとられたかということも説明していただきたい。

○環境課長（藪井幹久君）

業者にどのような指導をして、業者がどのように対策を行ったということをお答えしたいと思います。

まず、先ほど、昨年の11月に基準を1ポイント上回ったということは言ったと思います。その後、業者という指導をする中で、業者が対策をこういふふうでどうだろうということを考えて、対策をとられるということで、具体的には3月に堆肥の発酵施設に新しく悪臭防止用のシートを取りつけて、もう出入りの必要のない時間帯には密閉をするという改善策がとられたということで、それが4月には完成したと報告を受け確認をさせていただいたと。現場が4月にでき確認をしましたので、5月にその出た場所で、出た場所というか臭気測定を以前行って基準値を上回った場所でもう一度、再度測定をさせていただいて基準以下になったということでございます。

基準以下になってよしということではございませんので、11月に臭気測定を行った前後といえますか、その前の月の10月以降は、我々ほぼ毎月1回は愛知県の知多農林事務所の農政課ですとか、西部家畜保健所の保健衛生課、そういったところの職員とかで、我々環境課もそうですけれども、町の中でも産業課の職員も一緒にということで、毎月1回程度立入検査をして、そこで堆肥の保管状況ですとか、処理状況、清掃状況、そういったおいが出そうな状況を確認し調査し、必要であればそこで必要な指導をしているところであります。

毎月行っていますので、一度指導をしたら翌月にはそれもちょうどできているかということを確認し、さらにまたその場でも現状を見て必要であれば指導するということで、臭気対策につきましては、適正な鶏舎の管理ですとか堆肥の管理、そういったものが重要だと考えておりますので、引き続き愛知県とも協力しながら立入検査及び指導をしていきたいと、引き続き指導を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

あれだけの規模の養鶏施設ですので、今後とも、たとえ最初に養鶏施設が昔からやっというて、その周りに住宅ができてきたんだと言われるのもわからないではないのですが、随時この指導を強化していただいて、特に近隣の住民の方たちにも、もっと近隣に人が住んでもらえるような、その業者に対して指導をしていただきますようよろしくお願いいたします。

せんだって河和南部小学校の学校訪問に行ったときも、本当昼間というか、午前中からでしたが、もうほとんどにおいというのは余り感じられませんでした。逆にとれば、やっぱりその業者さん、事業者の方の努力によってかなり改善、僕は近くには住んでいないのですが、近隣も含めまして、業者さんの努力によってかなり改善がなされていると思いますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

美浜町では、多くの養鶏、酪農、養豚を抱える美浜町ですが、ふん尿の臭気対策は大変重要だと思うのですが、近くの半田市で計画されているような家畜のふん尿を処理する施設を検討する考えはありますか。たしか以前、これはもし間違っていたら申しわけないですが、道路コンセッションさんが牛ふんからバイオガス、メタンガスを取り出してということをお聞きしたので、その辺が美浜町でもそういう将来的な考えがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○厚生部長（西田林治君）

大岩議員がおっしゃられているのは、半田市で計画がされている施設、牛ふんを主に用いたバイオマス事業の

ことだと思います。本町でも過去に一度、堆肥を使ったバイオマス事業の計画を検討したことがあり、当時は技術的にもまだまだ普及が進んでいなかったこともあって、かなりの予算的なものも必要だということで、難しいということで断念をした経緯がございます。現時点においても、実施においてはかなりハードルが高いのではないかと考えております。

しかしながら、半田市にこの計画ができるということは非常に注目すべき点だと考えております。もしこれがうまくいって美浜町にとっても参考になることが出てくるのであれば、そのノウハウを取り入れていって悪臭対策に生かしていきたいと考えておりますので、町としては非常に注目している事業だということでございますので、よろしくお願いします。

○9番（大岩 靖君）

ただいまの答弁で、確かに美浜町、いろいろなそういう家畜関係の業者さんも見えるのですが、当然、今の半田市さんがやられることに対して、もし美浜町でも将来的にそういうものができれば、また一步違う意味で美浜町の産業の財産にもなるのかなと考えておりますので、ぜひとも考慮していただきたい。

質問が戻るのですが聞きたいのが、以前、新規参入の、例えばそういう家畜・養鶏に関しまして、牛・豚の畜産事業に比べて、養鶏の事業というのは事業展開が割とハードルが低いといえますか、安易にできるということを目にしたことがあるのですが、その辺を説明していただきたい。

○産業課長（小島康資君）

牛、豚など畜産事業に比べて養鶏施設などが事業展開が容易ではないかということについてでございますが、畜種による事業展開の違いはほとんどないと認識しております。ただ、国が公表しておりますデータから尿だけで捉えてみれば、搾乳牛が1日当たり1頭13.4キロ、肉用牛が1日当たり6.7キロ、肥育豚が1日当たり3.8キロ、そして、採卵系ですね、成鶏の鶏なんですけれども、こちらが1日当たりほとんどゼロに近いというようなところから、鶏の尿の量がほとんど出ないということで、排水等についてのトラブルがほとんどないということから、鶏が他の畜種に比べて容易であるということが考えられております。

○9番（大岩 靖君）

今聞いて、やっぱり鶏というのはおしっこしないからという意味で、今おっしゃったように、例えば美浜町内である土地が確保できれば、そこで養鶏場ならやれるよという、そういうふうに理解したのですが、そういう理解でよろしいですか。

○産業課長（小島康資君）

今の話ですと尿のことだけになりますので、先ほどから出ております臭気に関しましては、鶏が一番強いと、畜種の中でやはり一番強いということも出ておりますので、そういった中から尿のトラブルとしてはいいのですが、それ以外のやはりにおい、臭気等についての。あとはその飼養羽数が鶏の場合、極端に大型養鶏施設等々ができる可能性もあるというところから、そういったところでいろいろなトラブル等も出てくる可能性というのが考えられるのではないかと考えております。

○産業建設部長（石川喜次君）

済みません、先ほど課長から鶏の尿が少ないというお話で、参入しやすいというお答えをしておりますけれども、規模によって違いますので、例えば牛を100頭飼育するのと、例えば鶏を50万羽を飼育する量とでは鶏のほうが多く尿は出ますので、全てがそういう話にはなりませんので、そこら辺だけ御訂正させていただきます。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁で、当然それはその数によって違うというのは何となくわかります。

なぜ私がこのような質問をしたかというのは、今、美浜町内でもいろいろそういう問題が出されているところもあるのですが、一番僕は思いがありますのは、結局そういう畜産に対しましても、後でまた質問もさせていただきますが、町である程度のラインを持ってないと正直な話、今の規模的なことも踏まえて、先ほど午前中の議員の質問の中にも、美浜町にとってはこういう今の市街化調整区域も含めて、結構あいている場所があると。特に、最近の土地の下落率を考えると、美浜町はそういう面では他地域より狙われやすい。この狙われやすいという言い方が適切かどうかかわからないですが、たまたまきのうもテレビを見ていましたら、それは土砂、残土の件で、ニュースで取り上げられたところが、愛知県内ですが、全国の1,700ちょっとの自治体の中で、土砂に関してそういう条例等を制定されているところが300、それは土砂に関してだと思うのですが、もうそういうのがあると。

愛知県はその土砂に関しての条例が制定されていないから、その地域へ参入してきたと。そういう面を含めると、それは土砂じゃなくても、後からほかの議員も質問しますが、今の環境に関しまして同じだと思うのです。やっぱり町としましては、ある程度のラインを持ってないと、ラインのないところなら出店しやすいだろうという思いを持たれるのは、大変今後の美浜にとってはマイナス面が大きいかなと思いますので、その点も踏まえて今質問させていただきました。

例えば大規模施設になった場合、よく鶏の場合ですと鳥インフルエンザだとかがありますと、テレビのニュースなどでは、各自自治体で何か役場の職員の人たちが消毒や何かをやっているのがよくニュースに流れるので、例えばその防疫対策というのは町としてはどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたい。

○産業建設部長（石川喜次君）

先ほど大岩議員さんから、ガイドラインのお話も出たと思いますので、現状を御説明いたします。

現時点におきましては、愛知県内におきまして家畜に対する例えば指導要綱とかガイドラインはございません。本町におきましては、一応7月1日を目標に今つくっております。ですので、愛知県の中では初めてのガイドラインになると思っております。

それと、防疫の件でございますけれども、本町におきましても、美浜町家畜伝染病防疫対策本部設置要綱とか、美浜町家畜伝染病予防対策マニュアルというものを制定してございます。これは、口蹄疫とか鳥インフルエンザが発生する、または発生するおそれがあった場合に本部を立ち上げるということで、早く対応するという事になってございます。

その中で、当然その本部長は町長になるわけでございますけれども、その中にいろいろな班がございまして、その中に総務班、防疫班、移動規制班という班に分かれておりまして、ここを町の職員が担当するということになります。一例を挙げますと、例えば規制区域が設定されます。それも設定も町が設定します。鳥インフルエンザで申しますと、移動距離が3キロでございます。搬出制限というのも出ますので、これが10キロになります。ここを職員が規制をするということも町の職員に依頼される内容でございます。そのほかに、例えば消毒のポイントの設置をしたり、当然住民の方々にその実情、説明をする必要がありますので、説明は県の方、国の方がするわけですが、その会場の設営とか、そういうことも全て町で行われるというふうになっております。

愛知県からの御説明で申しますと、もし本町で鳥インフルエンザが発生した場合、町の職員が30人、これは8時間交代で3交代です。ですので、10人を3回で分けるわけですが、国・県が87名の方が、この方たちも3交代ですので261名ですか、関係の団体の方が3名で9名ということで、総勢で300名ほどの延べ人員的な体制をとるということになりますので、例えば埋め立ての費用とか焼却の費用、これは全部国が、県が出します。町に負担のあるものは、この職員の応援体制だけでございますので。

○9 番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

今の対応で心配したのが、町の費用が使われるのかなということはないということで、その点は安心いたしました。

時間が少ないですが、再質問でもう一つ、本町の良好な環境を確保するために、美浜町環境審議会なるものがあると思うのですが、その審議会の最近の審議内容及び実績があれば報告していただきたい。

まず、その美浜町環境審議会の中身というか、構成のメンバーも教えていただきたい。

○厚生部長（西田林治君）

本町の審議会は、議員がおっしゃられているように、町の良好な環境の確保に関する重要な事項について審議を行う町の附属機関でございます。最近では、昨年度の6月に開催いたしております。審議内容は、中部国際空港沖公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書についてという内容でございました。これは、国土交通省の中部地方整備局が名古屋港のしゅんせつ残土の処分先として、中部国際空港の西側に土砂の埋め立て計画をするといったものでございました。中部国際空港の拡張と兼ねようという計画でございます。漁業を初め美浜町の西海岸の自然や生態系に大きな影響があると考え、町から県に意見書を提出するに当たり、環境審議会の委員の皆様の意見を伺ったものでございます。

審議会のメンバーでございますが、条例では25名以内となっております。あいち知多農協の関係者がお二人、野間漁協の代表者がお一人、地区の区長さんで4人、県の関係の知多県民センターからお一人、医師会ですね、美浜町医師会の代表者、美浜町で事業を行っている各事業者の関係の代表者で6人、地域環境保全委員の方でお二人という構成になっておりますので、よろしくお願いします。（55ページで発言訂正あり）

○9 番（大岩 靖君）

ただいまの答弁ですと、かなり広域的なことなのですね。美浜町の環境審議会というので、もう少し、町から県に一応そういう打診をかけてとなっていくと、例えばですけれども、今これは中部国際空港の件ですが、先ほども言っていますけれども、今の環境に関して、町内の環境についても逆にこれは町から県にそういう意見書を出せる審議会を設けることができるという意味に捉えていいわけですか。

○環境課長（藪井幹久君）

この環境審議会というのは、基本的には町長の諮問機関でございまして、町からその審議会に意見を諮問するというのが基本的な活動と、審議会から町が意見をもらってということになりますので、審議会から県にという流れは、直接な流れはないかと思います。

○9 番（大岩 靖君）

わかりました。この審議会の内容につきましては、町長の諮問機関ということなら、町長が主体になっていたいて、先ほど言いましたガイドラインという形も持っていけるといいますので、またよく考えていただきたいと思います。

時間が少ないので申しわけないですが、最後に、最近の美浜町の環境は、このままでは町長が言っておるような住みやすいまちづくりではなく、住みたくないまち、住めないまちになりかねない。そうならないためにも、早急に先ほども何度も言いましたが町独自の条例、またガイドラインの制定を考えなければならないと思いますが、最後に、町長のその考えをひとつお答え願いたい。

○町長（神谷信行君）

私どももこの産業として畜産も当然振興していく立場でもありますので、ただ来ていただくことがどうのこう

のじゃなくて、あくまでも建設する場所につきまして、しっかりとした判断の中で誘導していきたいと考えております。

先ほどもいろいろな案件でも出ましたけれども、虫食い状態にならないように、そして、町のそういった計画の中で、そういった施設がどこでもということで、法的に届け出がなくても建ててしまえばという話ではなくて、やはり畜産であろうと何であろうと、こういった計画に沿った中での虫食い状態が発生しないような形で誘導していきたいなと思っておりますし、また、もう一つはいろいろな計画の中で支障が出ないような状況、環境、そういったものもあわせて指導していきたいなと思っておりますので、畜産自体も私どものまちとしては大切な産業でもありますので、適切な指導を行い、また、経営をされる方々に対しましても協力をしていただくという形で進めていきたいとも考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩議員は自席に戻ってください。

〔9番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

10番 横田全博議員の質問を許可します。横田全博議員、質問してください。

〔10番 横田全博君 登席〕

○10番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。

一番つらい時間ですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1番、新公会計制度導入について質問をさせていただきます。

2007年、北海道夕張市が財政再建団体になったニュースを御記憶の方は多いと思います。いまだに市職員の削減や市民税、水道料金の値上げ等の対応に苦慮しております。本町を見ると28年度経常収支比率が19.3%ですから、今のところその心配はないとは思いますが、人口減少の進展により町税等の減少が予想される中、人ごとと片づけることはできません。

このような状況の中、たゆまない行政改革が必要ですが、その鍵が会計制度にあると思っております。自治体の会計制度は、長年、現金主義、単式簿記をベースに行われてきました。これは、各部署が与えられた予算額に対して現金支出でどれだけ執行したかを記録するものです。ところが、これでは予算をどのように執行したのかという記録は残せませんが、それによってどれだけ資産、負債が生じているのかはわかりません。つまり、財政状況が悪化していても、どのような理由でどの程度悪化しているのかを把握することができません。

そこで、民間の企業会計の考え方を取り入れた新公会計制度導入により、正確なコストを把握し、コストの源泉を明らかにすることにより無駄を省く判断を適切にして効率化を図ることができます。また、町民に対してより正確な財務情報を公表することにより、財政の透明化が高まるとともに、議会では客観的な会計データをベースにした議論が求められております。

新公会計制度については、平成27年1月23日付で「統一的な基準による地方公会計制度の整備促進について」総務大臣通知が出されました。この大臣通知では、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保を求められております。本町においても平成28年度決算ベースの新たな財務諸表が作成され、広報みはま6月号において公表されました。そこで、以下の6点の質問をします。

- 1、これまでの現金主義による決算書類と新公会計制度による財務諸表の違い、その目的は何でしょうか。
- 2番目、新たに作成した財務諸表の内容をどのように分析していますか。
- 3番目、今後、複式簿記を導入するように求められていますが、どのように対応していきますか。
- 4番目、財務諸表では、平成28年度決算において純資産が減少しています。これは基礎的財政収支が悪化していることをあらわしていますが、どのように考えますか。
- 5番目、財務諸表の内容を判断するためには、同規模の団体との比較が必要と考えますが、分析をしていますか。
- 6番目、財務書類の分析結果をどのように財政計画に活用していきますか。

次に、大きな2番目の名古屋鉄道知多新線の高架駅へのエレベーター設置についてでございますが、名鉄知多新線には、上野間、美浜緑苑、知多奥田、野間の4駅があり、どれも高架式となっております。このうち知多奥田駅を除く上野間駅、美浜緑苑駅及び野間駅にはエレベーター等の昇降施設が設置されておらず設置が望まれますが、町としてどのように考えていますかということでございますが、平成18年1月20日に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が施行されました。この法律により、ハード・ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障害者などを含めた全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しております。

上野間駅と野間駅の階段は、階段数が多く急です。あの階段を見れば、高齢者や車椅子等を利用しなければならない障害者の方、また、ベビーカーを用いている子育て世帯は駅の利用を諦めざるを得ません。福祉のまちづくりを目指している美浜町としては看過できない問題と考えますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

以上をもちまして、壇上での私の質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、横田全博議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、新公会計制度についての御質問の1点目、これまでの現金主義による決算書類と、新公会計制度による財務諸表の違い、その目的は何かについてでございますが、新地方公会計制度とは、これまでの現金主義・単式簿記による地方自治体の会計制度に、発生主義・複式簿記といった企業会計の要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、従来の現金のみに着目した予算・決算と比べ、資産・債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化に役立てるものでございます。

次に、御質問の2点目、新たに作成した財務諸表の内容をどのように分析しているかについてでございますが、本町における人口減少や地価の下落などにより、税収等の歳入が減少化傾向となる中、高度経済成長期に建設した施設が更新時期を迎えているにもかかわらず、少子高齢化による社会保障費の増大等の理由により財政が硬直化しており、施設へ投資することが難しくなっている状況と分析しております。

今回、初めて新公会計制度に基づく財務諸表を作成いたしましたので、同一基準による対比ができてはいませんが、引き続き詳細な分析を進めることで、望ましい行政サービスに努めてまいります。

次に、御質問の3点目、今後、複式簿記を導入するように求められているが、どのように対応していくかについてでございますが、会計処理を行っていく上で、今後、複式簿記の導入は必要になると考えられます。しかし

ながら、現状ではほとんどの自治体において、現行の単式簿記による財務会計システムにて会計処理を行っているのが現状でございます。

今後につきましては、職員の簿記研修などを初め、総務省や近隣市町の動向等を見据えるとともに、複式簿記による財務システム普及状況を考慮し、本格的な複式簿記処理に移行したいと考えております。

次に、御質問の4点目、財務諸表では平成28年度決算において純資産が減少しており、基礎的財政収支が悪化していることをあらわしているが、どのように考えるかについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、純資産が減少しております。これは、住民サービスを提供するための経常経費の増加が要因と考えられます。

私は今回、行政改革の一環として事務組織の見直しを行い、経常経費の抑制に努めているところでございます。

また、今後におきましても質の高い住民サービスはもちろんのこと、経常経費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、財務諸表の内容を判断するためには、同規模の団体との比較が必要と考えるが、分析をしているかについてでございますが、県内の同規模団体と比較分析しますと、財政力指数などにおいても愛知県は全国的にも裕福な団体が多く、人口や本町の特性でもあります東西での集落形成における土地利用状況等により一概に比較するのは難しい部分もございます。

次に、御質問の6点目、財務書類の分析結果をどのように財政計画に活用していくかについてでございますが、この新公会計制度に基づき財務諸表を作成することで、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営の強化への活用、資金収支計算書等で基金の運用方法などについても留意していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、これら財務諸表によりコストや投資などについて詳細に分析することで、健全で安定した財政運営を図り、「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」を目指してまいります。

次に、名古屋鉄道知多新線の高架駅へのエレベーター等の昇降施設の設置についての御質問でございますが、皆様御存じのとおり、町内の名鉄知多新線4駅のうち、丘陵地の中腹に設置された美浜緑苑駅を除く3駅は高架駅であります。

また、知多奥田駅を除く2駅はいずれも無人駅であり、高齢者や障害のある方の利用を考えますと、物理面あるいは安全管理面からもエレベーター等の昇降装置の設置が望ましいと考えております。そのため、事業者である名古屋鉄道に対しては、バリアフリー化の推進について、かねてより機会あるごとに協力をお願いしてまいったところであります。

国においても、我が国における高齢化の進行や障害のある方の移動について円滑化を図ることを念頭に、エレベーター等昇降装置の設置に当たり、高齢者、障害者等の円滑化の推進に関する法律において、平成32年度までに可能な限りバリアフリー化を進める方針を打ち出しておりますが、その対象は1日当たりの利用者が3,000人以上の鉄道駅であります。知多新線の各駅の利用者数は、知多奥田駅を除き数百人程度の状態であり、国の基準に達しないことから、名古屋鉄道においても昇降装置の設置は検討していないとお聞きしているところであります。

なお、現在のところ昇降装置の利用が必要な方については、名古屋鉄道の指定駅に利用の前日までに予約をした上で、「車いす対応チェアメイト」という機器を使用しての車椅子乗車という形の対応がなされているとのこととであります。

一方、利用者の多い知多奥田駅にはエレベーターが設置されており、また駅員も配置されております。本町の対応といたしまして、安全に電車を利用していただくためにも、この知多奥田駅まで高齢者タクシー及び障害者

タクシーを活用していただければと考えております。また、巡回バスにつきましても、電車との乗り継ぎを連動させるように検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、名古屋鉄道に対してバリアフリー化に向けて要望を継続してまいりますので、よろしくお願いいたします。

私の壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○10番（横田全博君）

では、再質問をさせていただきます。

質問状にはなかったのですが、大きな点、総務省の大臣通知では固定資産台帳の整備が不可欠とありますが、進捗状況はどのようなのですか。

○総務課長（杉本康寿君）

総務省の大臣通知では、固定資産台帳の整備についての状況についての御質問でございますが、財務諸表の一つであります貸借対照表を作成するに当たり固定資産台帳の整備は必要不可欠なものでございます。本町では平成27年度から固定資産台帳の整備に着手し、現在、町が所有する全ての固定資産について取得価額や耐用年数等のデータを台帳化しております。今回この資料を活用し、バランスシートにて事業用資産とインフラ資産にて公表したところでございます。

○10番（横田全博君）

ちなみにインフラ、例えばふえるようなものじゃないですけども、道路とか橋とか水道とか、そういうものの評価というのは幾らですか。

○総務課長（杉本康寿君）

まず、インフラ資産の道路につきましては、基本的には備忘価額の1円を路線ごとに充てております。取得価額がわかっておるものにつきましてはその取得価額を用いておりますし、基本的には古いものが多くございますので、基本的には1円となっております。

○10番（横田全博君）

次に、大臣通知では、比較可能性の確保が求められております。これは美浜町における経年比較、毎年の比較に加えまして他市町村との比較も含まれております。ただ、先ほどの答弁ではなかなか難しいというような答弁がございましたけれども、一概に比較することは難しいということでございましたけれども、私が昨年3月の第1回定例会において、今後の財政計画について質問した際、県内市町村の平均との比較を答弁されておりました。それ今、町長の答弁にもございましたけれども、今度新会計が導入されたら難しいということではちょっと納得ができないです。

知多4町との比較及び県内平均との比較、同じく人口、同規模、予算規模の県内外の自治体との比較をすることとは、町民だけでなく執行部やまた私たち議会にとっても有効な情報であると思います。そうすることによってこの新会計制度を始めた意義があると考えております。再度伺いますけれども、他市町村との比較を実施し公表する考えはありますか。

○総務課長（杉本康寿君）

ただいまの御質問でございますが、先ほど町長が申し上げましたが、類似団体との比較については一概には難

しいというのは、新公会計制度につきましては平成30年3月に公表をすることになっておりまして、外部にはまだ出ていない市町村もございますので、そのデータが手に入らないということで、一概に今現在比較するのは難しいことになっておるわけでございますけれども、今後につきましては、この財務諸表を作成することによりまして、コスト情報やフローの情報を把握することは容易にできることになりました。

この財務諸表につきましては、総務省の統一的な基準に基づきまして作成されております。したがって、例えば財産の形成度、世代間の公平性、持続可能性などの効率性などが数値化されております。そういうことになりますと近隣の市町村との比較可能となりますので、おのおのの数値が公表された段階におきまして、これまでの本町の分析結果と比較させていただきまして、本町の財政におけるマネジメントの強化とか、効率化・適正化に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

30年には皆さんが出てくるからというお答えでしたけれども、例えば今までの現金主義の会計制度と新公会計制度になると予算とか決算とかの形式は変わってくるんですか。

○総務課長（杉本康寿君）

財務の御質問でございますけれども、基本的には決算書ベースには変わってくることはございません。あくまで、今回の新会計制度につきましては、従来の現金主義の部分の補完的な諸表になってきますので、決算書につきましては従来のとおり予算に対して決算が出てきますよというスタイルになってきますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

それでは、その中の項目、質問させていただきます。

資産の老朽化比率、これがどのくらいでしょうか。その評価をどのように、出てきた数字の評価をどのように考えていきますか。

○総務課長（杉本康寿君）

資産老朽化比率についてでございますが、資産老朽化比率は有形資産のうち償却資産の取得価額に対する減価償却累計の割合を計算することにて、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができ、連結ベースで申し上げますと60.5%でございます。町全体として償却は6割が老朽化が進んでいるということになります。

老朽化した資産の更新には、償却分に対して資金がどれだけ準備ができていないかによって判断されてきます。この判断につきましては、流動資産と減価償却の累計額の割合にて、資産の更新準備率と示されてくる率がございます。これが6.8%でかなり低い数字となっておりますので、将来、資産更新の準備する金額が不足していると言わざるを得ませんので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

いろいろ指標だけ聞いていきます。

世代間公平性の観点から、純資産比率はどのくらいでしょうか。

○総務課長（杉本康寿君）

世代間の公平感比率につきましては、世代間の公平性をあらわす指標として、財務諸表の貸借対照表にて純資産と総資産の割合で求められた純資産比率というのがございまして、こちらにつきましては68.4%となり、これまでの世代及び現役世代と将来世代の負担割合は約7対3となっており、おおむね適正な数値ではないかと考えております。

○ 10 番（横田全博君）

次に、財政の持続的可能性の面から基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスですけれども、これはいかほどでしょうか、また、その評価をどのようにしておりますでしょうか。

○総務課長（杉本康寿君）

プライマリーバランスにつきましては、借入金を除いた税金や補助金などの正味の歳入と、借り入れ返済のための元利償還金を除いた歳出の収支が均等しておれば財政は健全とは言えますが、その値は収支計算書で求められ——今回公表した部分でございます——こちらにつきましては2億9,000万円のマイナスとなっております。望ましい資金収支は、業務活動収支で得られて余った資金を公共施設などの投資に使い、さらに余った資金を負債の返済に充てることが一番望ましいスタイルとなってきます。

しかし、本町では町民の皆様の福祉の増進を図るために、やらなければならない事業は実行しなければなりません。したがって、今後は、さらに詳細に分析し、課題等の把握を行い、基礎的財政収支の改善を図り、財政の健全化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 10 番（横田全博君）

やりたいことは多けれども、振る袖もなしということになるかと思えますけれども、機構改革など、先ほど町長もおっしゃられていますけれども、行政改革を進めておりますが、財務諸表の分析を用い、さらなる改革を進めていきますかという質問をさせていただきました。ただいまは重立った項目の指標をお答えいただきましたが、例えば資産合計に対する純資産の割合により、将来世代と現役世代との間の負担の割合、先ほど7対3だということを純資産比率が求められます。

純資産の減少は、将来世代に先送りさせたことを意味する、どんどん多くなるほど将来大変ですよということでございますけれども、世代間の負担のあり方については、これまでは将来の世代も公共施設を利用するのだからコストを負担するのが当然だということ、つまり借金をしてもこれは将来のことになるんだからということと言われてきましたけれども、人口減少の中ではこの考え方はちょっと議論する課題だと思っております。つまり、公共施設の老朽化が進み、税収減が懸念される状況では、将来世代への先送りはどの程度が適切かということはやっぱり考えていかなきゃいけないと思っております。本町では、今まさにその時期に当たっておりまして、公共施設の再整備、再編にも財務諸表の分析が生かされるべきだと思います。

また、この財務諸表の作成ができたからいいということではなくて、それを分析する職員の能力向上も求められております。人への投資は必ず大きな成果で返ってまいりますので、まさしく人の財産、人財として無機質な数字を希望が持てる道しるべと変えてくれるものと信じておりますので、その分析結果を受け入れて町の中長期の財政計画に生かしていく姿勢が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

横田議員のおっしゃるとおりでございます。予算があつて町の町政運営が成り立っていくわけですが、御承知のように美浜町は人口減少、それから少子高齢化、これが非常に大きく進んでおります。そうした中で、逆に高齢者にかかわる費用、社会保障費、こちらの費用がどんどんふえている状況も否めない状況でございます。ですから、今現在の町財政については厳しい状況にあるというのがまず1点、現状としてございます。

今回の新公会計制度、この大きな国が目指している目的といいましょうか、それは一応、今、私どもの会計ですと現金でやっているということで、よく見えてこない部分、いわゆる資産だとか債務だとか、こうした情報が外に出ておりません。それともう一点は、そうした財政状況を町民の方にわかりやすく開示をしていく、これも非常に大事なことでございます。この2つをやりながら、町民の理解を得ながら、私どもとしては中長期的な財

政運営をしていきたいと考えております。

先ほど来、公有資産のマネジメントの部分の議論もあったわけですが、公共施設、本当に老朽化が進んでおります。こういった中で、私どもも固定資産の台帳も整備をしておりますし、公共施設の整備計画というものも策定しております。それから、今回こういった新しい会計制度の導入ということで、この3本については連携を持ちながら進めていきたいと考えております。

公共施設については、どの程度のものが総量あるんだ、それから老朽の程度はどのぐらいあるんだ、利用度はそれぞれ施設でどのぐらいあるんだ、こういった部分も含めまして、維持管理も含めまして、将来の計画を立てていきたい。

それからもう一つ、横田議員からも御指摘いただきました人口の問題、この問題についてもやっぱり将来の財政計画の中には含めていかなければいけない問題だなと私も思います。7対3がおおむね適正な数字ということは国もおっしゃっておりますが、美浜町のような人口減少が進む、少子高齢化が進む団体については、それよりももう少し将来に向けての負担を軽くしていく、そういったことを進めていくことも現役世代、我々の世代の大事なことだなと思っておりますので、いずれにしても、今後も先ほど町長が答弁でも申し上げましたとおり、いろいろな事業ありますが、民間委託の推進とか、それから職員の定員適正化計画、それから事務事業の再編、それから使用料とか利用料の見直し、こういったものもいろいろ町民の方とも議論をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

質問したもう一つのところ、人材の育成というのか、職員に対する教育、新公会計制度というのはもう本当に新しいものでなかなか対応が難しい、そういうものも今後本当にきちっとやっていけばすごく武器になると思うのです。全国の市町村が同じようにこれに取り組んでいるわけでございますけれども、やっぱり早く分析して適切な先行きを見通した中でいろいろな事業の策定をしていくべきだと思いますけれども、その辺、人材に関してはどう思われますか。

○総務部長（沼田治義君）

人材の育成については非常に大事な施策だと思っています。私どもの定員適正化計画につきましても、人口減少とともに役場の職員の数も減ってくるという状況は避けては通れない状況になってくるかなと思っております。

そうした中で、今回のこういう新しい会計制度が導入されます。職員の質を上げるといいでしょうか、限られた職員の中で仕事をしっかりやっていくという中で、職員の個々の能力の向上、これについてはしっかり力を入れていきたいと思っております。

もう一点は、先ほど来、美浜町と類似するような団体の比較はきちっとしないといけませんよという御指摘もあったわけですが、おっしゃるとおりでございまして、私どものまちと同レベルの人口、それから財政規模等々、同じようなところとはどういった部分のところに施策の重きを置いて、どのぐらいのお金をそこに使っているかという部分については、今後の財政運営のマネジメントにおきまして非常に参考になってくる部分だと思っていますので、そこはしっかり他町の状況を把握しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

これずっと質問しようかと思っていرونなところを調べておりましたら、確かにおっしゃられるように、前から言われているように、民生費に大きなものが割かれております。自由になるお金もない、それから、本年度は昨年よりもふえましたけれども、なかなか町税がふえない。

その中で、3月議会でも質問させていただきましたけれども、公共施設が本当にこれもう早く言っちゃえば限度が来るとる状況です。これ一つ一つやっていくにも随分とお金がかかる。国からの交付があるとは言いながら、それでも町の負担は大きなものになる。そういう八方塞がりと言ってはもう身もふたもないのですけれども、そういう厳しい状況の中で、今後何が一番必要な町政運営だと思われますか、町長。

○町長（神谷信行君）

やはりそういった厳しい財政の中であればあるほど、先ほどからも御説明ありましたように、今の現状、美浜町の現状においては何もせずにこのまま置いておっても財政的には必ず衰退的なものが生じてくることは明らかでありますし、また、今は人口減少というのも明らかでありますので、人口減少すればそれだけ税収も減っていく、また、国からの交付税関係も減っていく、そしてまた全てこういった税収自体も大きく影響してくるということは、これも以前のシミュレーションの中でも15年、20年と先にはもうこれは確実に出てまいりますし、また、先ほどもお話ありましたように公共施設、こういったものも大きく今から建てかえ、または改修の時期が迫ってきております。

では何をやればいいのかということになりましたら、当然また住民の皆様方のためにもこういった財政の立て直し、また税収の確保、こういったものも必要になってまいります。私どもも今の現状を見ながら、先ほどもさきの質問の中でも出たように、私どもとしては税収の確保、これをまず優先的に今から動いていかななくてはいけないのかなと考えております。そのためには、取り組むものに対しては歳出も当然生じてまいります、まずは入れるものも一つの政策の中で取り組んでいかないけないということで、工業団地計画、こういったものも少しでも企業の、多くの企業に来ていただき、税収の確保をしていければと、今度は雇用の確保ということもございまして、この両面をあわせ持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、工業団地の関係も各企業も問い合わせがあるということもお聞きしておりますし、今は土地を企業の場合においてかなり土地の購入等々、また各市町において模索してみえるということも多く聞いておりますので、一時期はバブル経済はじけてから、リーマンショックやいろいろな中で、なかなか企業の進出がとどまっておりますけれども、今は非常にまたバブル時期と同様に多くの企業がこういった土地を探しておるということも企業庁からもしっかりと情報をいただいておりますし、また他の市町においても、うちのほうにも問い合わせがたまにはあるということがありますので、こういった面も今のタイミングを逃さずに何とか取り組んでいき、先ほどそう言いました健全な財政に持っていくためにも、また将来、子供さん、それから孫の世代、そういったところにも赤字で引き継ぐのではなく、やはり豊かな財政状況の中で引き継いでいけると、これが一番ありがたいことでもありますし、またいろいろな面で、いろいろな形で求められる福祉の面においてもやはりない袖は振れませんけれども、あればそうしたようにいろいろな形で取り組んでいくことができますので、まずは体力をつけ、財政力強化を図っていきたいとも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

質問を変えます。エレベーターの関係でございますけれども、先ほどの答弁の中で3,000人という数字も出てまいりました。各駅の乗降客数はどうなっていますか。

○総務部長（沼田治義君）

横田議員の御質問でございますが、名古屋鉄道さんの知多新線の平成28年度の利用者数をお聞きしておりますので、お答えしたいと思います。

まず、上野間駅につきましては628名、美浜緑苑駅につきましては499名、知多奥田駅につきましては5,360名、野間駅につきましては695名と、以上が最寄りの駅の利用者数でございますのでよろしくお願いいたします。

○１０番（横田全博君）

これで見るとかなり厳しい数字でございますけれども、例えばここだけでやっとなかなか武器は奥田だけですけども、例えば内海あたりの南知多町と連携して何とかつけてもらえませんかということはどうですか。

○総務部長（沼田治義君）

まず、今の御質問にお答えする前に、先ほど私、平成28年度の利用者数と言いました。正確には名鉄さんの電車をお使いになります乗降客数ですか、これが正しい数字ですのでちょっと御訂正を願いたいと思います。

それから、ただいまの御質問でございますが、南知多町の内海とも協力しながら名鉄さんに依頼はできないかという御質問だったと思います。ちなみに内海駅につきましては1,508人が乗り降りをされたと聞いております。私どもにつきましても、何とか奥田駅に比べて上野間、野間の使っていただいている人の数がゼロ1個少ないような状況でございますので、そうした中で名鉄さんにおいても御要望を事あるごとにさせていただいておるのですが、そこに設置をするエレベーターにつきましても、要は駅の電車に耐えられるだけのエレベーターでないとなかなか難しいというのがございますので、非常に高価なエレベーターをつけなくてはいけないということもございまして、なかなか名鉄さんとしては難しいと。

ただ、横田議員さんが言われるバリアフリー法ですか、そういう法律もでき上がってまいりましたので、名鉄さんについてはそういった方がもし御利用になる場合は、事前に名鉄さんに連絡をしていただければ、先ほどいった「車いす対応チェアメイト」、こういった仕組みを使わせていただいて対応させていただくということでございますので、いずれにいたしましても私どもとしてはエレベーターの設置を強く名鉄さんにも要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○１０番（横田全博君）

バリアフリー法、改正されていますけれども、その中にはああいいう高架駅につきましては、新築または改装したときにエレベーターはつけなさいという項目はあるのです。ですから、今のところこの数字だとなかなか難しいかと、1基大体1億四、五千万円はするはずですから、エレベーター、なかなか難しいかというのは感想です。ただ、午前中の同僚議員の質問の中でもありましたけれども、各駅を中心にした振興、まちづくりというものも一方では必要なだろうかと、特に少ないところもちろんそうですけれども、むしろ一番大きい奥田駅、いろいろな大きな施設もできるようですけども、それをどういうふうにご利用していったら、有効的に利用できればと思っております。答弁は求めません。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田全博議員の質問を終わります。横田全博議員は自席に戻ってください。

〔10番 横田全博君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩とします。再開を3時とします。

〔午後2時38分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に先立ち、厚生部長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○厚生部長（西田林治君）

先ほど大岩靖議員の質問の中で、美浜町環境審議会の構成委員にどのような人がいるかという中で、私は農協関係者2人、漁協関係者1人と申し上げましたが、農協関係者が1人、漁協が2つありますので、それぞれ両漁協で1名ずつということでございますので、申しわけございませんでした。訂正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

それでは、2番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔2番 山本辰見君 登席〕

○2番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の山本辰見でございます。傍聴の皆様、お疲れさまでございます。今、議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ通告してあります一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

大きいタイトルとして、小型風力発電の問題ですけれども、小型風力発電に対し、地域住民との紛争回避のために条例制定を求める課題でございます。

奥田地区におきまして建設計画が明らかになりました小型風力発電設備に対し、パネルを使って質問させていただきます。議場の皆さんにも資料としてコピーをさせていただきました。あえて釈明しますが、写真は鮮明ではありませんけれども、余り個人の名前とか店の名前が出ないように、少しぼかした形になっておりますけれども、御了承ください。

美浜町内にこれまでに小型風力発電が数基、既に建設されております。これまでのものは住宅から離れていて、規模も高さが8メートル、10メートル程度のものでしたが、新しく西海岸北奥田の住宅近隣に建設されているのは高さが25から26メートル規模、羽根の直径が14ないし15メートル近いもの、現在2基が基礎工事だけかなと思ったら、7割方工事が進められております。今、地元からの強い要請により、工事は一時中断しておりますけれども、業者が強行すれば一両日のうちにも完成する、そういうところまで来ております。しかも、一番近い住宅は、このところからたかだか20メートルか25メートル程度のところにお母様が住んでみえます。

地域の皆さんが心配しているのは、国が再生可能エネルギーの普及を図るため、大型風力発電施設のような環境アセスメントや建築確認申請の必要がなく、極端な場合は、住宅地の空き地でも建設ができるもので、美浜町にとっても、申請段階でこの事業の計画を把握することが難しいものとなっていました。

具体的に質問させていただきます。

今回、事業が明らかになったところは、事前の住民説明もありませんでしたし、またどんな事業なのか、関係者の連絡先など、全く現地には表示されておられません。地元の方が、基礎工事が始まってやっと見つけた、こういう問題でございます。小型風力発電による健康被害防止と住民とのトラブルを回避するために、美浜町としてガイドライン、いわゆる指導指針だけではなくて、一定の強制力のある条例の制定が必要と考えますけれども、これまでどのような調査・検討をして準備しているのかお尋ねいたします。

2点目は、地元住民の皆さんが心配しているように、設置業者が住民説明会も開かなかった。そういうことから、まず住民に説明をしてください。そして、説明会が終わるまで事業を中断すること。このことを地元からなのですが、美浜町を通じて働きかけてくださいと、住民から直接要望がありました。そして5月30日に実施された住民説明会、私も行って参加しましたが、美浜町としてどのようなことがこの説明会で明らかになったのか、内容を確認させてください。

3点目は、美浜町に計画されている風力発電と同じ規模のものが、西尾市一色町に4基設置済みで、もう既に稼働しております。皆さんにお示しした資料の上の左の写真がそうでございます。実はこの風車から250メートル離れた方のお話を聞いてきた方からのことですけれども、家の中でも重低音が響き振動がある、そして夜は耳栓をしないと寝られないときもある、こういうことです。そして、うちで飼っているペットの様子がおかしくなって、風が吹いている日にはもう外に出なくなった、こういう状況です。法的に規制がないとはいえ、住民の健康被害を防止するために、そして住環境を守るには、町行政としてどのような対応策を考えているでしょうか。

4点目は、既に小型風力発電設備が数多く設置されている北海道や青森県の市町村では、条例が制定されたり、ガイドラインが創設されて、既に運用が始まっております。細かい中身を聞くつもりはありませんが、例えば住宅からの距離など重立った内容をお知らせください。

大きい2点目は、同じように環境問題に影響のある太陽光発電の設置に対してでございますが、災害防止及び自然環境、生活環境の保全から必要な指導要綱、条例制定を求めるものでございます。

この間、太陽光発電設備の設置が急増しております。水田を埋め立てての設置や、樹木を切り倒し、山を削っての設置、また宅地の周辺、極端なところは、住宅のすぐ真横にも展開してきていて、私の地域の住民からも、被害の報告と何らかの規制はできないのか、こういう要望が寄せられています。具体的には太陽光パネルからの照り返し公害、あるいは農地転用により、これまで田んぼというのは保水力がありましたけれども、その低下による大雨のときの被害、あるいは陸域から表土の流出による環境破壊など、地域住民の了解を得ないままの開発行為により、美浜町住民の命と安全を脅かす、そして景観を破壊しております。

近隣の市町では、東浦町が昨年10月に太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を策定しました。また愛知県においても、土地開発行為に関する指導基準のうち「太陽光発電施設用地の造成に関する基準」というのを昨年見直しまして、立地基準や災害の防止、自然環境の保全、地域住民への協力と理解、こういうことを求めています。

これらの状況を踏まえて、2点質問させていただきます。

1点目は、美浜町として、この太陽光発電、環境問題から見て、また景観、近隣住民との関係、樹木を切り倒し、山を削っての設置等を含めて、現在の状況をどのように認識しているでしょうか。

2点目は、長野県や東浦町など、既に条例あるいはガイドラインを整備している先進地の経験に学んで、早急に美浜町として、太陽光発電についても指導基準あるいは指針、そして強制力のある条例の制定が必要と考えますが、検討の状況を説明してください。

最後に、3点目の大きな課題ですけれども、日本福祉大学の南側に大型の養鶏場の計画が明らかとなりました。

美浜町は、この地域は——きょう同僚議員も前半で話をしました、美浜町はいろんなゾーンがありますけれども、学園ゾーンとして大学との共存を目指しております。鶏ふんの臭気等の環境問題が大変心配されます。この事業計画、どのような規模・計画の事業なのか、また地域住民や大学に対しての環境問題は大丈夫でしょうか、町としての対応をお尋ねいたします。

壇上からの質問は、以上で終わります。必要に応じて補充質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩前に引き続き、山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小型風力発電施設の設置についての御質問の１点目、小型風力発電による健康被害防止と住民とのトラブルを回避するため、美浜町としてガイドラインだけでなく、一定の強制力のある条例の制定が必要と考えるが、これまでどのような調査・検討をしてきたかと、御質問の３点目、法的に規制がないとはいえ、住民の健康被害を防止し、住環境を守るため、町行政としてどのような対応策を考えているかについて、関連がございますのであわせてお答えいたします。

国は現在、エネルギーを安定的かつ適切に供給するために、資源が枯渇せず、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの導入を推進しております。中でも、小型風力発電は、買い取り価格の高値設定や電気事業法等も改正し、推進されている施設であります。

議員も御存じのように、奥田地区に小型風力発電の施設が設置されるということが判明いたしました。本町に対しての許可や届け出が必要な法令等がなかったため、町は工事着手前に設置計画を把握することができず、４月１９日に近隣住民からの通報により状況を初めて知り、現場を確認いたしました。現場は住宅地の近くであり、騒音等の環境への影響が懸念されるものであるため、町としましては、早急に、今後に向けての何らかの基準を設ける必要があると判断いたしました。

条例は法律の範囲内でなければ制定することができず、法令に抵触しない設置基準の設定には時間がかかることから、ガイドラインによる設置基準の設定をすることといたしました。町民の住環境を守るため、早急な対応が必要と考え、西尾市一色町にある同じ規模の風力発電施設の実物を視察し、周辺の住民の方に聞き取りを行ったり、小型風力発電に関するガイドラインを収集するなど、できる限りの情報を集めた上で、先日新聞にも報道されました、愛知県内で初めてとなる美浜町小型風力発電施設設置に関するガイドラインを制定することといたしました。現在、本町に合った効果的なガイドラインとするため、広く意見をいただくパブリックコメントの続中であります。

町としましては、パブリックコメント手続終了後、できるだけ早急に美浜町小型風力発電施設設置に関するガイドラインを制定し、事業者これを遵守していただくことが重要と考えております。このガイドラインの制定後の実質的な効果も検証した上で、条例化については検討していきたいと考えております。

次に、御質問の２点目、事業を心配する地元住民より、設置業者による住民説明及び説明が終わるまでの事業中断を町として働きかよう要望があったが、５月３０日に実施された住民説明会ではどのようなことが明らかになったかについてでございますが、本町からも事業者へ近隣住民への説明会の開催をお願いし、５月３０日に開催されたところであります。

事業者の説明は、建設予定の小型風力発電施設の概要及び設置計画が示されました。なお、事業者から、現在工事を中断している場所とは別に、さらに３カ所の計画があることが明かされ、その３カ所については、本町のガイドラインの建設等における基準に沿っていなければ、設置計画を凍結するとのことでした。

次に、御質問の４点目、既に小型風力発電設備が数多く建設されている北海道や青森県の市町村では、条例あるいはガイドラインが制定され運用されているが、住宅からの距離などその内容はどのようなものかについてでございますが、住宅から風力発電施設までの距離では、北海道の市町村のガイドラインでは、長いものでは５００メートルといったところもありますが、主に１００メートルから２００メートルが多くなっております。また青森県においては、ほとんどが３００メートルとして定められております。さらに住宅からの距離のほかに、騒音、低周波、電波障害、自然環境、景観などについて対策を行うこと、周辺住民への説明を行った上で設置するといった内容でございます。

次に、太陽光発電施設の設置についての御質問の１点目、環境問題、景観、近隣住民など、多くの問題を抱え

る現在の状況をどのように認識しているかについてでございますが、太陽光発電は国が進める再生可能エネルギーの代表的な発電設備であります。

本町といたしましては、太陽光発電は否定するものではございません。太陽光発電施設を設置する事業者が、自然や景観保護、生活環境の保全について考慮せず設置された事例が問題であり、この点において、今後、小型風力発電の設置のガイドラインと同様に、ガイドライン等による基準を設けるべきと考えております。

次に、御質問の２点目、東浦町など先進地の事例、条例・指導基準を踏まえ、町として早急に指導基準、指針、強制力のある条例の制定を求められるが、どのように考えているかについてでございますが、議員御存じのように、東浦町では平成29年10月５日に、東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱が制定され、届け出が必要な面積基準や事業者の責務等を定めております。

本町においては、市街化調整区域のほとんどが自然公園法、または愛知県自然公園条例の指定区域になっており、この区域の1,000平方メートルを超える太陽光発電設置業者については、許可を受ける、または届け出をすることになっており、先ほど申し上げた東浦町の指導要綱による届け出と同じ面積基準となっております。

太陽光発電設備におきましては、有効な土地利用のために、町内に在住する住民みずから設置する場合があります、基準を厳しくすれば土地利用の妨げになることも考慮しなければなりません。

今後、先ほど答弁したとおり、小型風力発電施設と同様、設置に関するガイドラインの制定に向け、早急に検討してまいります。またガイドライン制定後は、事業者これに遵守していただき、小型風力発電施設と同様、このガイドラインの制定後の実質的な効果も検証した上で、条例化については検討をしていきたいと考えております。

次に、奥田地区に計画のある大型養鶏施設についての御質問でございますが、現時点において、正式な関係書類等は提出されておきませんが、コンサルからの事前相談の内容といたしましては、奥田字小坪山地内に約60万羽を飼育する計画とお聞きしております。

本町としましては、この施設が大規模であるとともに、近くに保育所や小学校、日本福祉大学があり、また美浜町運動公園の整備中であることと、さらに知多奥田駅西側地区において開発計画の構想があるため、養鶏場の建設計画について注視しているところであります。

また、５月11日に、町の産業課と環境課、県の農業改良普及課及び西部家畜保健衛生所の職員で、同等規模の養鶏場を視察し、あわせて周辺住民の方と市の環境担当者から臭気の問題、地域住民への影響等を聞き取りしてまいりました。

去る５月21日には、奥田地区の関係者の方々に５月11日の養鶏場視察の内容など報告し、意見交換を行いました。

今後の予定として、奥田の連合区による養鶏場の視察を行い、６月16日、奥田公民館において、事業者による地元説明会の開催がされとお聞きをしております。

今後も、具体的な計画の情報が入り次第、住民を初めとする地域関係者の方々と相談をしながら対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

私からの壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○２番（山本辰見君）

先ほど、私は壇上で小型と言いましたが、実は皆さん御承知のように、知多市の海岸にあります、ああいう大型と比べて小型というだけで、決して小型ではありません。先ほど写真、資料で示したように、この高さは奥田にあるより少し高い、一番回転翼の高いところは28メートルぐらいのようですけれども、実際に羽根が空気を切る音、上部のモーターのギア音の音、そういう騒音に加えて、人間の耳に聞こえない低周波を出すというのが特徴でございます。低周波はその機械音だけでなく、いろんなところから出ているようすけれども、心配されるこの低周波の被害は、特に音のうるささとは違って、不安感、いらいら、目まいや吐き気、耳鳴りあるいは頭痛や不眠など、とりわけ夜間、静かになると余計に影響を受ける特徴があります。そして、強風時には雷のような衝撃音を体感している。これがもう既に建設されたところの地域の方々のお話であります。

この小型風力の規格といいますか、高さ、大きさなどについて、簡単に結構ですから説明してください。

○環境課長（藪井幹久君）

それでは、小型風力発電施設の規格について答弁させていただきます。

一応本町のガイドライン（案）の中にもそれがあまして、本町のガイドライン（案）の中では、風力発電施設であって、そのローターの受風面積が200平方メートル未満で、かつその出力が20キロワット未満であるものと書いてあります。ここで、今言いましたローターはちょっと聞きなれない言葉でございますので、これはいわゆる羽根のことでございます。200平方メートル未満とは計算してみますと、半径が、一つの羽根の長さが中心から7.97メートル以下のものということになりますので、よろしく願いいたします。

○2番（山本辰見君）

高さの制限もあって、実は30メートル以下だったら小型風力発電で、あれこれの届け出も要らないということですが、皆さん御承知のそれぞれの部落にあります防災無線、あれがざっとで14メートル、15メートル、場所によって高さが違います。それからもう一つの例でいいますと、体育館の野球場のところにある照明器具は一番の天端で21メートルだそうです。ですから、どっちを参考にしてもいいですが、体育館の照明器具ですと、照明がついているところに、直径で15メートルぐらいの羽根がつく。15メートルというと、ちょうど議長さんの後ろのこの壁ぐらいの直径だと思うのですが、そのぐらいの規模のものがもう既に7割方できているということですから、先ほどのいろいろな被害の問題はすごい心配しているところでございます。

先ほど業者の説明があったということで、たまたま規模と中身だけということでしたけれども、簡単でいいですから、住民なり参加者からの意見も含めてどんな雰囲気だったのか、少し紹介してください。なるべく短くお願いします。

○環境課長（藪井幹久君）

説明会では、まず設置業者から、この業者自身がどういう業者か、また今回の風力発電の規格だとか、そういったものもまず説明され、それがどういうふうに影響があるというようなことも説明された後、質疑が行われたと。そこでは本当に皆さんのいろいろな心配のお声がたくさん出たという状況でございました。反対の声というのめたくさんあったということでございます。

○2番（山本辰見君）

実はこれと前後して、地元の住民の方から3点にわたって要望書が美浜町議会に出されました。請願書という形でしたけれども、実は後々の12日ぐらいの日程で、これを今回、今の議会において全会一致で採択する予定になっておりますけれども、あえてちょっと紹介したいと思います。

1点目は、この請願書の中身。現在、美浜町奥田に建設中の風力発電2基について、事業者に対し、住民の健康被害の可能性を払拭できない現在の立地を改めるよう求める、このことを働きかけてください。

2点目は、美浜町に小型風力発電所を建設する際には、住宅から300メートル以上を離すことを含む、実効性のある条例等を早急に制定し公布してほしい。

3点目は、小型風力発電所の建設に関し、基準を設けるよう、国に申し入れること。

この3点であります。

そして、実は国に対して、住民の安心・安全と住環境を守る立場から法整備を行うようにということで、別件で太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書、これも全会一致で採択する予定になっています。

町として、これらの請願書、意見書について積極的に受けとめていただいて、いわゆるガイドラインも1カ月ない中で用意していただいていると思いますけれども、あわせてこれに関連して、今取り組んでいることを簡単に説明してください。

○厚生部長（西田林治君）

ガイドラインの中では、先ほども答弁もありましたように、住宅から300メートル以上離れた場所ということをも明記しております。それと事業者の方に——今は国へ出してしまうという、先に国へ出すというようなことで、地元の市町村には何も出てこないということになっているんですが——それをまず計画をした段階で、国じゃなく市町村に出してくれと、届出書を出してくれと。そして、それに伴って近隣住民、行政区もあわせて住民説明を行うこと。設置に当たっては、当然騒音、低周波、電波障害、自然環境、景観などに必要な措置を講じたり、配慮することをうたっておりますので、このことを事業者の方には遵守していただくように、今パブリックコメント中ではありますが、もう既に関係事業者の方に、わかった方については、こういうパブリックコメントをしているからと、こういう案を町は持っているんだということで、もう啓発を始めております。業者の手元に届くようなことを考えて配付もしておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○2番（山本辰見君）

ガイドライン全部を読み切ったわけではありませんし、まだ案の段階ですから、これから皆さんからいろいろな意見が寄せられて、さらに深められるというか、補充されると思いますけれども、一番最後のところに、ただし多分に日程的には7月ぐらいのガイドラインの公布になるのかなと思うと、その前にもう既に建設されている、あるいは計画している分については、特に300メートル以内については適用しないということがあったと思うんです。

その300メートルについても、実はほかの市町で出た、これは青森県の深浦町というところですけども、着工済みの小型風力発電施設について、半径——ここも300メートルと決めています——300メートル以内に居住する住民に対し、設置する施設の概要や騒音レベル等を説明しなさいと、その内容をきちとした様式によって町に報告することというようになっていきますし、それからもう一つは、ガイドラインを遵守しない場合は、その事業者は町ホームページにおいて、事業者名、事業概要等を公表する場合があると、罰則規定ではありませんけれども、そういうことをうたっておりますけれども、美浜町のガイドラインはその辺のところはどうでしょうか。

○厚生部長（西田林治君）

美浜町の今の構成、ガイドラインの案の中では、とりあえず設置を始めちゃったところと新認定の許可をとったところについては、300メートルの規制は除くということになっておりますが、現在の案の中では、説明は行ってくださいという形になっております。もう言うことを聞かなかったとか、ガイドラインに逆らって、あえて強行しちゃったというところについての公表だとか、そういう規定は現在設けておりません。

○2番（山本辰見君）

ぜひ今のことは大事なことです。またパブリックコメントも検討中ですから、それも含めた形にしていだけるといいなと思っています。

実は、私も業者の説明会に参加しました。いいことばかり言っていました。前に事故を起こして、全国に事故例とか被害の例があるわけですが、今の機械はそんなことはない、騒音もない、低周波も全然心配要らない。25メートルということは、先ほど紹介したように、倒れたら当たるぐらいのところにうちがある人に許可をもらったからいいんだと。

先ほど紹介したパネルは、100メートルと150メートルだけ円を描きましたが、ここの中だけでもう50メートル以内に10軒近く、それから300メートルとしたら、もうこの地域から国道、あるいはもう少し行って名鉄の線路に近いところが300メートルだと思うのです。ということでいくと、国道よりも西側については、そういうところでは建てられないという状況だと思いますが、実は業者が説明した事故もない、当然これまでの青森県や北海道のどの業者も事故を前提して工事なんか進んでいません。

例えば、車にしたって、家にしたって、完璧で車検を受けて、それから認定を受けた安全なやつだということですが、実際には青森県の横浜町で起きたやつは、強風で本来25メートル以上になったらブレーキがあつてとまるとか停止するようになっているんですが、それが制御不能になって、1基が高速でずっと回り続けて、それが夜中だったものですから、夜から翌朝までずっと回っておつた。近くの方がヘリコプターがホバリングしているようなその音を朝まで聞かされた。それから同じく青森県の大間町というところがあるんですが、その風車が建てられたところには作業員の宿舎があるんですが、その方たちがどうしても寝られなくて、ずっと町から業者に申し入れたけれども、まだそのときはガイドラインがなくて、でもそのことをやっぱり住民の被害が起きてからやっとガイドラインができた。美浜町の場合は、まだ被害は出ていませんけれども、そういう想定される距離ですから、ぜひこのガイドラインはしっかりした中身のあるものにしていただきたいと思います。

では、続いて太陽光のことについて質問させていただきます。

いろいろ答弁の中では非常に難しいと、地主もおれば、それから太陽光そのものを否定する問題、私たちも、特に原子力発電の問題、事故から含めると、自然再生可能エネルギーのことをしっかり普及していくべきだと思います。先ほどの風力発電についても、住宅に、住民に迷惑のかからない位置でのことだったら本当にぜひ進めてもらいたい。太陽光発電も同意です。しかし今美浜町で――美浜町だけではありません、多く進められているのが、先ほど壇上で指摘したように、地域住民の了解を得ないままどんどん進められていると、このことが非常に課題だと思っていますけれども、1点目を聞きます。

今、200カ所以上のリストがあります。以前町に聞いたときには、中電に聞いても教えてくれない、マル秘だからということで、なかなかリストはないということでしたけれども、実際にはリストとして住所、番地、どの程度の規模とありますが、こういうような実態を把握することをどういうふうに捉えておりますか、どうやって把握していきますか。ぜひ私はまず地図に落として、一覧表を持っておくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○厚生部長（西田林治君）

山本議員がおっしゃるとおり、経済産業省のホームページから太陽光発電の計画が認定されたもののリストが公表されております。この風力発電も同じリストに公表されております。この両リストなんです、実際の現場では設置されていないものもそこに出てきております。

今町で考えているものは、ちょっと太陽光発電のものだけ抽出して、大型のものから順に、今町自身が把握し

ているものと一緒にちょっと現場を合わせようかなと。その位置的なもの、現場でここに太陽光発電があるよというリストを早急に整備して、大雨の後や何かの巡視や何かに使っていければなということを考えておりますので、そのデータを突合して、現地確認をして、そういう形で利用していくかなと考えておりますので、よろしくお願いします。

○2番（山本辰見君）

風力発電等関連して、それから畜産関係のこのガイドラインも準備したいということで、同じ環境問題、太陽光についてもやっぱり指摘したように、ガイドラインあるいはそれを進めて、条例制定をしていく必要があると思うわけですが、それを準備するに当たって、実は中身はちょっと説明を求めると長くなると思うので、私からあえて出したいと思います。

愛知県がこの太陽光発電についての設置基準といいますか、開発に当たっての基準というのを幾つか設けています。全部で20項目ぐらいあるわけですが、その中にはこれまで美浜町で起きた事例に該当する項目が幾つかあるんです。

もちろん全部は紹介しませんが、立地基準という中の1番目に、農用地域、あるいは自然環境を保全すべきような土地、関係法令において開発が不適当とされる土地についてはつくるな。2番目には、災害の防止、自然環境の保全、あるいは公共施設や公共的施設の状況、住民の生活環境への影響等から見て、支障がないと認められる位置であること。要は、住民の生活環境のことをきちっと配慮しなさいと。それからもう一つが、計画基準というものもあるわけですが、その1番目には、現存する植生、生息する動物や地質等の自然環境の保全について、きちっとした措置が講ぜられるものであること。それから、4番目に、工事中の土砂の流出防止、造成地の崩壊防止と災害の防止について、必要な措置が講ぜられるものであること。それから、その次が大事ですが、その他の中の1番目が、所在市町村の意向を十分に尊重したものであること。2番目に、地域住民の協力と理解が得られるよう、事業計画の周知、その他必要な措置が講ぜられるものであること。このことがうたわれております。

なぜこのことを言いましたかという、例えば、場所は特定しませんが、奥田にある山を削って建てたところは、土砂崩れが起きて農道に被害を与えて、いつとき通れなくなったことがあります。それから地域住民のことでいくと、先ほど壇上で指摘したように、本当に太陽光発電に囲まれているうちも出てきているんです。反射熱だとか、そういうことも含めてすごい心配になるものです。それから、特に太陽光の場合は、ほかの人に入られないようにフェンスでぐっと囲うわけですが、中にはもう既に1ヘクタール規模のところもありますから、そういうところは周りの動物なんかの動きが全部カットされるわけですから、そういう生育する動物に対しても非常に大変だと、動物がくぐれるような穴があるとか何かそういうことではないと思いますから、そういうことでいきますと、この県の指導基準にも違反ということは正しくないですが、該当するような事例がたくさんあります。

うちで先ほど指摘したガイドラインを準備するに当たって、この県の基準、あるいは長野県でもう既に幾つかの市町村でつくっているガイドライン等について、それを把握した上での準備はどのようなことを考えていますでしょうか。

○厚生部長（西田林治君）

今、実際の太陽光発電についてのガイドラインも作成段階にとりあえず入っております。環境部門だけでなく、土地開発につくと、そうすると土地の形状変更や何かどうしても要りますので、建設部門の協力を得ながらやっていこうということで思っております。ただ、資料集めだけはやっておりますので、県の、先ほど

申された立地基準と計画基準を参考にしながらやっていきたい、整合性を図りながら検討していきたいと思います。当然風力発電のように、よその地域でやっているガイドラインも当然参考になりますので、その部分についても比較検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 2 番（山本辰見君）

あえて最初の風力発電に戻りますけれども、実は30日の業者の説明会、それ以前に、地元のいわゆる直接被害を受ける方たちが2回、風力発電は何たるものやというものの学習会がありました。いずれも参加させてもらいましたが、一部の方から、先ほど町長の答弁で、町に対しての許可や届けが必要なかったため、町は初めて聞いたのは地元の人からの指摘で4月19日だということがありましたけれども、一部の方から、町の職員とは言いませんでしたけれども、地元の関係者や町の人たちで知らないわけがないでしょうと。正式な届け出がないにしても、そこは動いている人とか、あそこでこんなことがありそうだと、そういうことは本当につかんでいなかったんでしょうか。いかがですか。

○ 町長（神谷信行君）

その関係につきましては、確かに、昨年だと思いますが、今取り組んでおる業者の方とは違う業者の方で、この風力発電を行っていききたいというセールスに来られた方はあります。当然風力発電は自然再生エネルギーということで国も進めておるものでありますので、私どももそういったことについては、いいことですよということで。ただ、やはり住民の皆様方やそういった建てる場所、しっかりと検討していただいて、進めていただきたいというお話はさせていただきましたが、中の内容のどこを例えばどうじゃなくて、美浜町にこういった風力発電の計画を予定させていただいておるよということだけの、要は自分のところの説明というのか、紹介で来られたかと思えますけれども、そういったことで対応はしたことはございます。それ以外は一度もなかったかと思っております。

○ 2 番（山本辰見君）

時間がありませんので、最後にさせていただきます。

3点目の大型の鶏舎のことですけれども、先ほど同僚議員の大岩議員からもあつてダブりますから、あえてそこをくどくど言いませんが、きょう私が質問させていただいている3点とも環境に関する問題で、ガイドライン、そして今答弁の中にありましたように、引き続き条例も含めて準備していきたいということですから、ぜひ急いでいただきたい。とりわけ風力発電については、もう既に皆さんもニュースだとか学習会でお聞きしたように、既にもう46カ所、これが今工事をやっている2カ所と既に届け出がしてある4カ所が含まれるのか、別枠なのかわかりませんが、都合やっぱり50カ所近いのが美浜町で検討したいと、いろんな業者がダブっていると思えますけれども、そういう形ですので、ぜひこれは、最後に指摘したいのは、地方自治法第1条の2に、町行政の美浜行政の役割について、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的、総合的に実施する役割を広く担うものとする、こうあります。いわゆる福祉ということですから、その大前提は、住民の皆さんが安心して安全に、しかも豊かな自然の中で暮らす、このことが保障されなければなりません。今回の3件の課題、風力発電、太陽光発電、そして畜産に関連した環境問題に対して、早い機会に、今風力についてはできましたが、ガイドラインの策定、ガイドラインに続いて条例の整備を強く求めるものでございます。

時間がありませんので、最後に、先ほど条例も準備しているということですが、日程的なものがあればこのぐらいの、例えば半年後だとか、1年かかるとかいうのも含めて、最後にこのガイドライン、条例の準備について、先ほどの大岩議員も同じようなことでまとめましたが、町長の決意をお聞きして最後の質問とさせていただきます。お願いいたします。

○総務部長（沼田治義君）

山本議員の御質問でございますが、条例制定権の範囲というのがございまして、条例制定権には範囲、限界というのがあるというのは事実でございます。憲法においては、法律の範囲内で条例を定めなければならない。それから地方自治法においては、地方自治体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるというものが制定されています。したがって、条例が法令に抵触する場合は、この条例そのものが違法だったり、無効だったという評価をされる可能性がございます。

今回3つの環境に対するガイドラインの部分でございますが、これを強制力のある設置基準を定めた場合に、その内容が憲法上でいう財産権、これはみんな全部保障されていますので、こういったものだとか、ほかの法令に抵触することがあると、違法というような評価がされます。そうしますと、町が損害賠償責任を負うという可能性も出てきます。今現在、私ども国の法律で今言われるような設置基準、こういったものも示されておりません。それから裁判の判例についても今現状ございません。基準を設けた条例をつくるというのは、町独自でそういった基準をつくっていかなくちゃいけませんので、この条例制定については慎重にならざるを得ないと考えておりますので、条例制定については、国の動向だとか、それから裁判の判例、こういったものを注視しつつ、今度、先ほど厚生部からガイドラインの制定という部分もございましたので、そういった状況も踏まえながら、調査研究をしてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本議員は自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、1番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔1番 森川元晴君 登席〕

○1番（森川元晴君）

皆様、改めてこんにちは。私も議員をやらせていただいて12年目を迎えていますが、最後の質問者というのは多分初めてではないかなということで、何か大変緊張しております。また7番目ということで、皆さん大変お疲れになっていると思いますが、最後ですので、どうかおつき合いよろしくお願いいたします。

前回の議会でもお約束をいたしました。今回も地方創生、また人口減少について、お伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

1、「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業内容と成果について。

我が国は、急速な少子高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、基幹産業でもある農林漁業の低迷や若年人口の減少により、地域経済は衰退し、厳しい状況であります。

こうした中、政府は平成26年12月、人口減少の克服と地方創生に向け、2060年に1億人程度の人口を確保する長期ビジョンと5カ年の政策目標、施策を策定する総合戦略を掲げ、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが本格的に始動しました。これを受けて、美浜町も創意工夫を生かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本格的に事業展開を住民等と一体となって取り組み、4年目を迎えました。

そこで、政策の5原則に基づき、以下2点について質問をします。

1、計画期間5カ年（平成27年度から平成31年度まで）の基本的な考え・目標について改めてお聞きします。

2 番目です。自主性・独自性、特に自立が求められていますが、P D C A サイクル（計画・実施・評価・改善）に基づく現在までのK P I（成果）についてお聞かせください。

大きな2 番です。町が考える将来性を踏まえた最重要優先施策について。

財源が安定し、多くの住民のニーズ・事業にお応えしたいということは誰もが思うところですが、現在町が考える将来性を踏まえた最重要優先施策というのは何ですか。

大きな3 番です。生産年齢人口減少に伴う税収等の「減」についてお伺いします。

今後、生産年齢人口減少に伴う税収等の減は、次世代にどのような影響を及ぼすと考えていますか。また、その対策・対応はどのようにお考えでありますか。

今回はとても大きなテーマであり、範囲が広いということで、とても答えづらいということではありますが、特に行政側の意識、認識等を中心としてお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上で壇上での質問とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、森川元晴議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、「美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業内容と成果についての御質問の1 点目、平成27年度から平成31年度まで5 カ年の計画期間の基本的な考え、目標はについてでございますが、議員の皆様方には、毎年、事業終了後に行政報告会等で御説明をまいりました。

まず、基本的な考えといたしましては、美浜町の人口動態を分析し、将来人口を推計した人口ビジョンを踏まえ、本町の特色や地域資源を生かした美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町民、地域団体、事業所及び行政などが自分事として捉えた施策に取り組むことで、人口減少と地域経済縮小の克服を目指すものでございます。

また、基本目標につきましては、先ほど説明をさせていただきました基本的な考えを念頭に置いて、4 つの目標達成に取り組んでまいりました。その具体的な内容については、2 点目の御質問の中で答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2 点目、自主性・独自性、特に自立が求められているが、計画・実施・評価・改善のP D C A サイクルに基づく現在までの成果であるK P I はについてでございますが、総合戦略の実行に当たり、自立性、将来性、地域性、直接性及び結果重視の5 つの原則に基づいて施策を展開しております。

また、総合戦略の着実な実施を行うため、P D C A サイクルを確実に回し、創生本部会議や外部有識者による美浜町まち・ひと・しごと総合戦略推進会議及び議会への報告により、各種施策の評価、点検を行っております。

なお、K P I につきましては、議員が言われる成果ではなく、政策ごとに達成すべき指標を示すものでございます。ここでは、議員の御質問に合わせて、P D C A サイクルに基づく成果と今後の課題について、4 つの基本目標に沿って御説明をいたします。

まず、1 つ目の目標、自然を生かした交流人口の増加は、自然や農業体験、スポーツ交流など、本町の資源を十分に活用し、来訪者に魅力を発信することが交流人口をふやし、町外転出の抑制や転入促進に努めることを狙いとしているものでございます。美浜町観光協会が町から独立したことにより、ツーリズム事業や多くの観光事業を生み出し、官民連携したネットワークと発信力で交流人口の増加に努めております。

次に、2つ目の目標、女性や高齢者が働ける場づくりについてでございますが、子育て世代の定住促進と高齢者を含む住民一人一人が生き生きと暮らせるよう、魅力ある雇用環境を整備することを狙いとしているものでございます。

町内における雇用の場と機会をつくり、町内産業の活性化を図るため、特産品の研究開発に取り組み、商品化を目指しております。また、商工会と連携を密にし、起業相談などの支援を行い、実績として2名の方が起業したほか、農業においては、14名の方が新規就農をしたという実績が出ております。

しかし、町内における雇用環境の整備については、課題が多くあり、今後は企業の誘致等についても積極的に施策として取り入れていきたいと考えております。

次に、3つ目の目標、住んでよかったと実感できる子育て環境の充実、本町における少子化対策も含め、結婚活動の支援並びに働きながら安心して子育てができる環境の整備をすることにより、定住促進を図ることを狙いとしているものでございます。

子育て環境の整備としては、育児不安の軽減や親同士の交流のため、子育て支援センター、ファミリーサポートの充実と放課後児童クラブの利用拡大を図ってまいりました。

最後に、4つ目の目標、安心・安全につながる住民間のきずなづくりは、近隣同士の見守りや助け合いの仕組みをつくるため、コミュニティハウスの創設や地域サロンの開催などの多世代交流を通して、地域のきずなを深めることを狙いとしているものでございます。

一例を申し上げますと、地域のボランティアによる高齢者サロンの開催や、まちの魅力をPRするシティプロモーション事業などを実施した結果、「町に愛着がある」、また「この町に住みたい」と思う人が、総合計画策定時よりも増加している状況でございます。

次に、町が考える将来性を踏まえた最重要優先施策についての御質問でございますが、少子高齢化や転出等により人口減少が進み、税収も減少して、町の活力の衰退が予測される中、私が掲げております運動公園事業、美浜の里構想、企業誘致、既成市街地の整備、子育て支援、地域包括ケアの充実及び町民の皆様が安心・安全に暮らしていただくための防災・消防力の強化など、全てが最重要施策であると認識し、継続的に今現在取り組んでいるところでございます。

しかしながら、本町が2040年、今から22年後には消滅可能性都市と位置づけられている中、どのような事業を行うにしても、着手から完成までに非常に長い時間が必要とし、またその成果を見るにおきましても長い時間が必要であると考えております。そうした中で、優先順位をつけ取り組んでいく、そのような時間的余裕もなく、今現在待ったなしの現状であると考えております。

このような思いから、先ほどの各事業を並行して進めていくことが急務であり、議員も御承知のとおり、今年度においても着実に全ての事業について進めております。あえて優先順位をつけるのであれば、町が体力をつけるのが一番であり、そのためには経済を活性化させ、人口減少の抑制につながる事業を展開していくことが特に重要であると考えております。運動公園事業もその目的達成のための一つであり、必要性についても、今まで皆様方に御説明してきたとおりであります。時期を逸すれば、町の活性化の事業に取り組んでいくことが困難になる可能性もあり、タイミングを見きわめ決断し、事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、生産年齢人口減少に伴う税収等の減が次世代に及ぼす影響とその対策・対応についての御質問でございますが、生産年齢人口の減少に伴う税収の減により、現在実施している事業が縮小され、学校や保育園の再編が加速化したり、日常生活や産業活動に欠かせないインフラ整備がおくれることになるほか、地域の公共施設等の改修も困難になるなど、生活の利便性の低下から住民の意欲、町の活力や魅力の低下につながり、さらなる人口

の減少を招く悪循環となることが予測されております。次世代を担う子供たちにこのような影響を与えない対応、対策として、まず町が体力を持つことが重要だと考え、私は運動公園の建設、美浜の里構想、企業の誘致及び既存市街地整備という政策を掲げてまちづくりをしているところでございます。

子供や孫の世代に胸を張って、我がまち美浜を引き継ぐためにも、重要施策をさらなる加速化してまいり所存でございますので、議員を初め住民の皆様にも御理解、御協力をお願い申し上げ、壇上での私の答弁を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○1番（森川元晴君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、この27年から始まりました地方創生事業であります。本当に財源のない美浜町にとりましては、ありがたい財源というのか、もととなってさまざまな事業展開が展開できるという一つのきっかけというのか、チャンスであるという、そんな大切なお金だと捉えております。

この事業に関しましては、今年度までに実施、今年度、30年度まで含めると、金額にしますと1億6,000万円ほどが使われてきました。もちろんこれは全額が国からいただいている予算ではありません。町も持ち出している予算であります。そこで、ここでの質問の趣旨というのか、限られた予算をいかに大切に使用していただくか、事業を進めていくかということでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですが、基本的な考え方からでございますが、協力をしていただいています町民、団体等が、この事業は、先ほど言った税金、地方創生交付金を投入しての成果というものがこの5年間で求められている、そういう交付金であります。そのこと自体を理解されて施策を進めているのかということと、もう一点ですが、世代間というものがあります。もちろん価値観の違い、相違があるというのは当たり前であります。この事業を進めるに当たり、要するに多世代、子供からお年寄りまで多くの声を聞いて事業を進めていると思っているか、まずこの2点をお答えをお願いします。

○総務部長（沼田治義君）

地方創生事業につきましては、森川議員のおっしゃるとおりでございます。私どものような田舎のまち、財政が乏しいまち、これが今からどうして人口減少に立ち向かっていこうというまちづくりを進める上で、非常に大きな大切な事業と私どもも受けとめております。地方創生事業が町民の方々に理解がされているのかどうかという部分の御質問だったと思います。

地方創生事業につきましては、議員の皆さんにもお配りをさせていただいておりますが、平成27年10月に地方創生の総合戦略というのを策定させていただいております。これにつきましては、さまざまな住民の方々から御意見をいただきまして、この事業をつくっております。具体的に言いますと、農業、漁業、商工観光業の3業界の方々、父母の会、PTAといった子育ての方々、まちづくりを自主的にやっている方々等々、大学の関係の方々も入っていただきましたが、そういったさまざまな住民の方々の御意見を聞きながら、この総合戦略を策定しております。

地方創生というのは、私も何遍かこの議会の中で答弁をさせていただいておりますけれども、PDCAサイクル、いわゆる計画・実施・評価・改善、これをきっちと進めて事業を進めなさいよと、これが国が求めている目的の部分でございますので、ここについても事業の成果、毎年毎年事業が終わりますと、外部有識者によりま

す地方創生事業、その1年間の事業の評価、点検を行っていただいておりますので、その外部組織の委員会の中でいろいろな意見をいただいておりますので、その意見につきましては、事業の実績を踏まえて見直しもして、次年度以降の事業の展開に努めておりますので、事業展開を進めておりますので、そういった意味で、皆様方の意見を聞きながら、思うように事業が進まない部分もあるかと思いますが、そうしたところは、じゃどうしたら事業効果がある事業になるんだろうと、そういう意見も聞きながら、次年度以降の事業を計画しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○1番（森川元晴君）

多くの方、また大学、住民の方の協力のもとでいろいろなお話を聞いているというお話であったと思いますが、私がいう多世代ということは、いろいろな団体があると思うのですが、多くの住民ということ、確かにいろいろな人が参加されて、いろいろお互い意見交換をされてやっていると思うのですが、僕に言わせると、そういう人は一部と捉えておるわけなんです。多くの住民というのは美浜町の住民を対象にという意味合いで言わせていただいておりますが、この予算等地方創生ということは多くの町民の方は御存じだと理解しておりますか。

○総務部長（沼田治義君）

森川議員の御質問でございますが、たくさんの住民の方々の声を聞いてつくっておられるかというものでございます。私どもは第5次総合計画、これが今町の最上位計画になりますので、その計画をとるときは、全町民に対してアンケート調査をとっています——全町民じゃないか。

〔「2,000人ぐらいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（沼田治義君）

抜粋で2,200人の方々にアンケートをとっています。それから各地区においては、いろいろな意見交換会の行政区ごとにワークショップですか、そういった意見をお聞きする機会もとっております。そうした中で、第5次の総合計画が成り立っておりますので、第5次の総合計画の中で定めた4つの基本方針、これをそのまま今回の地方創生の総合戦略の中の基本方針に定めております。ですから改めて言いますと、4本の柱というのは、交流人口の増加、子育て環境の充実、働ける場づくり、安全・安心に住民が暮らせるきずなづくり、この4点に絞って総合戦略もつくっておりますので、決して一部の方の意見を活用して総合戦略をつくったものではございませんので、御理解願いたいと思います。

○1番（森川元晴君）

基本的な考えとして4つの柱を立てて、いろいろな人と検討されているということでもあります。

先ほども出ましたが、美浜町が目指す姿について、「ひと・まち・自然、健康に輝くまちみはま」を目指し、美浜の里づくりに取り組むと掲げていますが、まずここでもう一度確認ですけれども、町民、住民はその趣旨、内容等というものを理解され、把握されているとお考えでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

森川議員の御質問でございますが、美浜町が目指す姿、これが基本計画になるわけですが、この部分について総合戦略の中で定めさせていただいているわけですが、これについては、先ほどこういったものをつくらせていただきまして、この中身をそっくり27年12月の広報紙で皆さんにお伝えをさせていただいておりますし、町長におきましては、この概要版を持って、各団体の総会等でこういったまちづくりをやりましようということで配付をさせていただいておりますので、私どもとしては住民の皆さんに御理解をいただいております。

○1 番（森川元晴君）

要するに、何が言いたいかというと、この趣旨でありますものが町民の人に理解されていなくて、その事業が進められておるということは、逆に言うと、住民との協働のまちづくりというものができないのではないかと思いますので、この質問をさせていただきました。

それでは、次にいきます。

政策の5原則、先ほどから出ています自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づき、改めて1点ずつお聞きします。

まず、自立性について、今行われている事業等で、たくさんの事業を展開されていると思いますが、一過性で終わることがないと考えていますか。継続可能というか、続けていくために、住民の人たちに何を求めていますか。

○総務部長（沼田治義君）

まず、森川議員の御質問にお答えする前に、政策の5原則について説明をしたいと思います。

この政策の5原則というのが、要は、国が従来からいろんな施策、補助金だとか、交付金だとかいろいろな事業をしてきたわけですが、その中でやっぱりいろいろな問題があったのも事実でございます。例えば縦割りだとか、全国統一の仕組みだとか、ばらまきだとか、あとは表面的なものだとか、短期的なものだとか、いろんな課題がございました。そうしたものを、今回の地方創生についてはいけないということで、この辺の部分改善して地方創生事業をやろうということで、この政策の5原則、この5原則を守って地方公共団体は地域の状況を見て、人口減少に立ち向かう総合戦略をつくりなさいよというのが、まず国の5原則についてはそういうものでございますので、御理解を願いたいと思います。

それから、御質問の一過性に終わることがないようにしなくちゃいけないという御質問でございます。

議員おっしゃるとおりでございます。私どもが総合戦略に掲げたものについては、行政もそうですし、それから民間事業者、それから町民の方々、全部が自立につながるという部分で総合戦略を立てておりますので、どの事業——今こちらでは12の重点施策というのを掲げさせていただいておりますけれども——全てにおいて一過性のものではないと考えております。要は、私どもとしては、総合戦略の本当の目的のところに書いてありますように、さまざまな施策を展開するわけですが、行政も事業者も住民も全ての方が自分事として捉えて、まちづくりをやりましょうというのが基本的な考え方でございますので、決して一過性になっているとは感じておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○1 番（森川元晴君）

そのとおりだと思います。本当に今から自立が大事だなと思っております。

今の説明でいきますと、先ほどから言っています5カ年ということでありますけれども、改めてお聞きしますが、国からの交付金等が途切れたとしても、今行っている事業等は続けていけるという判断でよろしいでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

確かに森川議員がおっしゃるように、地方創生事業については31年度をもって終了の予定でございます。5カ年を迎えるということでございます。先ほども私どもから御答弁申し上げましたとおり、外部団体に事業の中身についてはきちっと、これは評価、点検をしていただいておりますので、そういったところの御意見を踏まえながら、効果のない事業については、思い切って見直しをしなくちゃいけないと思っていますし、効果があるという事業につきましては、これは町単でも私は進めていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○ 1 番（森川元晴君）

では、ここでいう 5 原則に基づく自主的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組む将来性のための施策というものは、一体どのような施策のことをいうのでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

夢を描くことができる施策ということですが、私どもは、この総合戦略の重点施策に掲げたものについては、全て美浜町の将来の夢を持った施策だと、載せたものについては全て継続性のある、夢を持った施策だと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 1 番（森川元晴君）

その夢というものは、もちろん我々の夢というよりも、若い世代の人たちがこの美浜町で夢を描ける施策と捉えればよろしいでしょうか。また、その若い人という言葉でございますが、若い人たちの多くの声を、事業を進めていくに当たって、今回の地方創生事業を進めるに当たって、本当に若い人たちの声を聞いて事業を進めているかということを、その点伺います。

○総務部長（沼田治義君）

森川議員の御質問でございますが、非常に大切な部分だと思っています。若い人から高齢者の方々までそれぞれ世代間の相違といたしますか、価値観の相違といたしますか、そういうものはそれぞれあると思います。それぞれ生まれて育った環境によってそういう思いがありますので、それはしっかり若い人も高齢者の方々も議論をして、その価値観の部分については、すり合わせをしていかなければいけないのかなと思っています。

私も今地方創生事業の中で、名鉄奥田駅下のところで C h a b s という、まちづくりをいろいろそこで議論して、今後どういうふうにまちづくりをしていこうという試みも本年度からやっております。そういったところには、住民を初め、さまざまなまちづくりに興味のある方々がそこに寄って、いろんな情報交換とか、いろいろな意見を言える場所もつくりましたので、そういったところできちっと議論をしていきたい、そして将来のまちづくりに反映をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○ 1 番（森川元晴君）

次に、この地域性について、地域の実態に合った施策というものがどのような施策であるかということと、また他の市町村にはない、この独創的な発想というのか、町独自の施策、事業というのはどのような事業のことを示していますか。

○総務部長（沼田治義君）

森川議員のおっしゃるとおりでございますが、地方創生、地域性というのが非常に大事でございます。同じように人口減少に苦しむ団体もあるわけですが、また美浜町とは違う環境の中にあるということで、美浜町が人口減少にどう立ち向かっていく、地方創生事業をやってどう地域を活性化していくという部分は、地域の状況を見ながら事業を進めないといけないと思っています。特に本町の特徴であります——特色ですね、それから自然だとか、環境だとか、大学も含めての資源、こういったものをしっかり施策の中に生かしていきたい、このように考えております。いずれの施策についても、美浜町のオリジナルが入った事業を今後とも進めていきたいと思っています。

○ 1 番（森川元晴君）

今後進めていくと、今現在どんなことをやっているかということをお聞きしたかったので、いいです。

次に、直接性について。

本当に限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、人の移転、仕事の創出やまちづくりを直接的に支援する施策を重点的に実施するとうたっておりますが、この点につきましても、現在行われている事業ではどのような事業を示すのか、お願いいたします。

○総務部長（沼田治義君）

直接性の事業でございますが、総合戦略の重点施策の中の人の流れだとか、雇用の創出だとか、子育て支援だとか、地域のきずなづくり等、私どももどんな施策と言われると困るのですけれども、ここの12のプロジェクト、これは全て直接的に支援をしておる施策だと思っていますので、どれが直接的かどうかということじゃなくて、全ての事業が直接的な事業と位置づけておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（森川元晴君）

先ほどから人の移転とか仕事の創出、そういうことが直接的の事業ではないかなと思っておりますが、きのうのニュースでありました。地方創生に向けて、政府は来年度から6年間で地方で働く人を30万人ふやす目標などを盛り込んだ新たな基本方針案を取りまとめた。その内容として、地方に移住して就職や起業をする人に対し、国の予算から転居費用などを支給するなどとしています。また、地方に移住した人を採用した企業に補助金を支給することも盛り込み、こうした取り組みを通じて、来年度から6年間で、地方で働く人を新たに30万人ふやすと掲げております。安倍総理大臣は「地方にこそチャンスがある。若者のUターンなどを力強く後押しをして、地方創生を一層加速していく」と述べられております。ぜひ美浜町も本気というのか、やる気を出して示していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これはもう本当に時間がないので、先ほどPDCAサイクルに関しましては、内容説明をしていただきました重要業績評価、KPIのことも説明をしていただきました。ただ、一番肝心なところを言いますと、ただ見直し、改善を繰り返している事業だけではやはり前に進むことはできません。また、確実に成果を出していかなければならないと思っております。先ほど部長もはっきりと言いました。必要な事業、施策、また必要ではない、見直していく施策というものは、非常にやりにくい、勇気が要ることかもしれませんが、はっきりとやめる、廃止をするということも今後大変必要ではないかなと感じております。

時間もありませんので、それでは、次の大きな2番目の質問をさせていただきます。

私は前回3月議会でもお話をしました。私自身のテーマとしては、今将来に向けて我慢のときであると考えております。きょうもいろいろな多くの議員の皆さんからさまざまな提案とか要望がありましたが、本当に財源があって、さまざまなニーズにお応えしたいというのは、先ほども言いましたが、それは誰もが思っていることだと思っております。ただ、やはり財源がありません。

そこで、質問をさせていただきますが、よく言われる将来、未来への投資、先ほどからも町長から出ていますが、改めてどのような事業、施策だとお考えか、改めてお聞きします。

○町長（神谷信行君）

今、森川議員からどのような事業かということで、改めてというお話でございましたけれども、先ほども申し上げましたように、今美浜町にとってとにかく、森川議員さんが言われるように、我慢のときということでは私はないと考えております。じゃ我慢をするにはいつまで我慢のときがあるんだと思いますと、先ほどそう言いましたように、もう美浜町は2040年、あと22年の中でこういった消滅の可能性都市としての位置づけをされておる中で、もう22年後においては、そのときを迎えておるわけでございますので、それ以前の段階で、今まちづくりに対する取り組みをやっていく時期だと私は思っております。

やはり財政的なものも、いつも言うておりますように将来的にも減少していく、人口も減っていく、そうした

ときにはもう何もやることができなくなってくるときだと私は思っております。そういった意味から、今こういった少しでも体力があり、余力もあり、また今の経済状況、その事業に取り組むときのそれぞれの環境状況等々を踏まえた中で、現在が一番町としても将来のそういったまちづくりにおける布石を残していく時期だと私は思っておりますので、この先ほどから申し上げております運動公園事業、そして美浜の里構想、企業誘致、また既存市街地整備ということで、それとまた安心・安全のまちづくりということも、先ほど申し上げさせていただきました防災、消防力の強化、こういったものもあわせて当然進めていきたいと考えております。

今、非常に町長は多くのことをやり過ぎだということを言われるときもございます。ただ、ハードの部分とソフトで進めていける部分というのは両方あります、事業は。今ハードのほうに向かっておればソフトの部分を整備していく。こういった事業のタイミングを見計らいながら、また、そうしたときの町の部署というのは一つの部署しかないわけではありませぬので、それぞれの部署があるわけがございますので、それぞれのところでそういった事業の取り組みを進めていくことができると。ただ、お金としては町一本の関係でございますので、これも先ほど申し上げましたように、お金が要る部分の取り組みのときには、そういったソフトの部分の取り組みを充実させていく、すぐ次の事業に入れるような体制づくりをしていく、これが先ほどの待ったなしのこういった取り組みをしていかななくてはいけないと思っております。

一つずつの事業を進めるには、非常に本当に時間もかかります。また、それが実績として成果として見えてくるのにも時間がかかります。人口増加、人口増加といっても、じゃ果たしてこれを投資した中で、人口増加がいつの時点で見えてくるか、またこういった税収確保も、いつの時点でこの税収がふえてきたというものを見るのにも、こういったものを一つ事業を進めていく中で、それが何年間の中で生きていくと私は思っておりますので、これをやはり延期して延ばしたり、そういったことをやっておることによって、逆にまちのそれぞれのモチベーションも下がり、財政力も下がっていくということが生じてくるかと思っておりますので、今現在の中身の内容について取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

もう既に、今地域包括ケア等々のこういった高齢者の皆様方の関係につきましても、現在準備会も全て立ち上がりまして、協議会も現在立ち上がっておるということで、これはソフトの部分です。ですので、ソフトの部分はソフト部分で進めていく。そしてまた、今防災だとか消防力の強化、これも現在、同報無線等々も全て整備され、そして今から消防団の編成も行い、先ほども上がっておりましたが、詰所の建てかえ、そういったものも一つずつ入っていったらいいということもございます。この編成関係につきましても、これはソフトの部分でございますので、そういった部分もしっかりと煮詰め、いかに消防団が力を発揮して、この美浜町を守ることができるかという体制づくりも行っていけるものと私は思っております。

また、企業誘致も、これはお金を使うだけではなくて、今回は工業団地計画という、先ほどもお話ししましたように、税収の確保、こういったものもしっかりとしてまいりたいと思っておりますので、取り組んで、それぞれの部門で現在進められるものは進め、今から充実しなくてはいけないものは全て充実をしていくと、ハードとして取り組んでいかななくてはならないものは、今チャンスとして捉えてやっていくと私は考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思いますと思っております。

○議長（野田増男君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川議員は自席に戻ってください。

〔1 番 森川元晴君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、6月8日から6月11日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、6月8日から6月11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

来る6月12日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後4時43分 散会〕

平成30年 6 月12日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成30年 6 月12日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命について
日程第2 議案第32号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
日程第3 議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）
日程第7 請願第1号 奥田地区の風力発電所建設問題に関する請願書について
日程第8 発議第3号 太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書について
発議第4号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第8までの各事件
追加日程第1 報告第3号 専決処分事項の報告について

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森川元晴君	2番	山本辰見君
3番	鈴木美代子君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	江元梅彦君
7番	横田貴次君	8番	荒井勝彦君
9番	大岩靖君	10番	横田全博君
11番	野田増男君	12番	大崎卓夫君
13番	丸田博雅君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	沼田治義君
厚生部長	西田林治君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	杉本康寿君
秘書課長	日比郁夫君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	石濱克彦君	税務課長	夏目勉君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	小島康資君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君

会計管理者 久 綱 勇 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

学校教育課長 竹 内 与 七 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局長補佐兼
議会係長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

けさは入梅時期とは思えないようなすがすがしい朝でございました。また、この時期、天候が変わりやすい時期でございます。体調にはお気をつけていただきたいと思います。

また、本日傍聴される皆様、早朝より御苦労さまでございました。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

傍聴人より撮影の申請がありましたので、これを許可いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

お諮りします。鈴木美代子議員より、6月7日の会議における発言について、その表現が誤解を与えるものであったとの理由から、会議規則第63条の規定により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、鈴木美代子議員からの発言取り消し申し出を許可することに決定しました。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（野田増男君）

日程第 1、同意第 5 号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第5号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 議案第32号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第32号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第3 議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第7 請願第1号 奥田地区の風力発電所建設問題に関する請願書について

○議長（野田増男君）

日程第7、請願第1号 奥田地区の風力発電所建設問題に関する請願書についてを議題とします。

お諮りします。請願第1号については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより請願第1号 奥田地区の風力発電所建設問題に関する請願書についてを採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

日程第8 発議第3号 太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書について

から

発議第4号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書についてまで2件一括

○議長（野田増男君）

日程第8、発議第3号 太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書についてから、発議第4号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 江元梅彦議員、説明願います。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

○6番（江元梅彦君）

それでは、発議第3号及び発議第4号について提案理由を説明させていただきます。

最初に、発議第3号 太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書について。

太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年6月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員、私、江元梅彦、提出者、美浜町議会議員 大岩靖議員、同じく鈴木美代子議員、横田貴次議員、丸田博雅議員でございます。

提案理由、この案を提出するのは、太陽光発電及び風力発電において、事業者と自治体・住民の間で住環境・自然環境・景観との調和のとれた形での推進となるよう、国に対し法整備等を要望するためであります。

意見書本文でございますが、議員各位におかれましては、既に熟読玩味されておられることと思いますが、美浜町議会渾身の意見書でもあり、またさきに採択されました請願に応える意見書でもありますので、朗読をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

意見書本文。

太陽光発電、風力発電を始めとする再生可能エネルギーについては、国のエネルギー政策の基本方針を定める「エネルギー基本計画」においても、「温室効果ガス排出のない有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源として定義され、導入を最大限加速し、積極的に推進すること。」とされており、次期エネルギー基本計画においても「主力電源」として明記される案が検討されている。

再生可能エネルギーの重要性については、美浜町議会も認めるところであり、国のエネルギー政策に賛同しているが、法令等の規制の及ばない小型の太陽光発電施設及び風力発電施設の設置は、優良農地の転用、山林の無秩序な開発・造成、住宅市街地隣接地への設置など、町及び住民の地域計画、住環境への配慮がなされないまま進められるなど、様々な問題を引き起こしている。

よって、国におかれては、太陽光発電及び風力発電について、事業者と自治体・住民の間で住環境・自然環境・景観との調和のとれた形での推進となるよう、下記のとおり要望する。

記。

1 太陽光発電及び風力発電の整備にあたっては、関係自治体や関係住民への説明会の開催を義務付けることや、景観・住環境、都市計画と調和した形で行うよう法整備を行うこと。

2 小型の家庭用施設を除く50キロワット未満の小規模発電施設について、設置にあたり届け出を義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月12日。

愛知県知多郡美浜町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、国土交通大臣でございます。

次に、発議第４号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書について。

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年６月12日提出、代表提出者、美浜町議会議員 江元梅彦、提出者、美浜町議会議員 大岩靖議員、同じく鈴木美代子議員、横田貴次議員、丸田博雅議員でございます。

提案理由、この案を提出するのは、種子法を根拠として実施してきた取り組みが後退することのないよう、引き続き予算措置や人員等の確保を行うことを強く要望するためでございます。

本文につきましては、次のページに詳しく載っていますので、よろしくお願いいたします。

以上、２件の意見書の提案理由とさせていただきます。全会一致での採択をお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第３号 太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第３号 太陽光発電及び風力発電について、自然と住環境との調和を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、発議第３号は可決されました。

次に、発議第４号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第４号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、発議第４号は可決されました。

ここで暫時休憩とします。

〔午前９時１６分 休憩〕

〔午前９時１７分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、報告第３号 専決処分事項の報告についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、報告第３号 専決処分事項の報告についてを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第１ 報告第３号 専決処分事項の報告について

○議長（野田増男君）

追加日程第１、報告第３号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

おはようございます。

本日追加上程いたしますのは、報告第３号 専決処分事項の報告についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

報告第３号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る３月１５日木曜日、午後５時２０分ごろ、美浜町

大字上野間字的場62番地10におきまして、上野間小学校敷地内にて、草刈り機による作業中に小石をはね、隣接する店舗のガラスを破損する事故が発生いたしました。この事故に関しまして、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として修理費用の全額35万6,700円を町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について6月4日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われることとなっております。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、6月13日から6月18日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、6月13日から6月18日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る6月19日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時21分 散会〕

平成30年 6 月 19 日（火曜日）

第 2 回 美 浜 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）

平成30年 6 月 19 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 議案第32号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第 2 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 4 議員派遣の件

日程第 5 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 までの各事件

追加日程第 1 議案第37号 児童用机・椅子売買契約の締結について

日程第 4 から日程第 5 までの各事件

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 森 川 元 晴 君

2 番 山 本 辰 見 君

3 番 鈴 木 美代子 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 江 元 梅 彦 君

7 番 横 田 貴 次 君

8 番 荒 井 勝 彦 君

9 番 大 岩 靖 君

10番 横 田 全 博 君

11番 野 田 増 男 君

12番 大 崎 卓 夫 君

13番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

総 務 部 長 沼 田 治 義 君

厚 生 部 長 西 田 林 治 君

産業建設部長 石 川 喜 次 君

教 育 部 長 天 木 孝 利 君

総 務 課 長 杉 本 康 寿 君

秘 書 課 長 日 比 郁 夫 君

企 画 課 長 磯 貝 尚 美 君

防 災 課 長 石 濱 克 彦 君

税 務 課 長 夏 目 勉 君

住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君

福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君

健康・子育て
課 長 宮 崎 典 人 君

環 境 課 長 藪 井 幹 久 君

産業課長 小島 康資 君
都市整備課長 宮原 佳伸 君
会計管理者 久網 勇 君
生涯学習課長 谷川 雅啓 君

建設課長 鈴木 学 君
水道課長 夏目 明房 君
学校教育課長 竹内 与七 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷 充則 君

局長補佐兼
議会係長 山下 美幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

昨日、大阪府で震度 6 弱の地震が発生し、4 人が死亡、280 人以上のけが人が出ました。この地方も、南海トラフ、東海地震が懸念されていますが、被害を最小限にとどめ、けが人が出ないことを祈っております。

また、美浜町内で建物火災がここのところ 2 件続いております。災害は忘れたころに來るといいます。いま一度、気を引き締めていきたいと思っております。皆さん、よろしくお願いいたします。

本日は最終日で、大切な採決となっております。よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。クールビズにて議事を進めさせていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。また、お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第 32 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてから

議案第 33 号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまで 2 件一括

○議長（野田増男君）

日程第 1、議案第 32 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 33 号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまで、以上 2 件を一括議題とします。

以上 2 件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。それでは、報告をさせていただきます。

総務産業常任委員会は、去る 6 月 13 日午前 9 時より役場 3 階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を

報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第32号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてから議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまでの2議案につきまして、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決されました。

審査の過程において、議案第32号について次のような質疑がありました。

個人町民税の非課税の範囲について、均等割非課税限度額が引き上げになったことによる対象者数はどの質疑があり、対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の合計所得で試算すると、125万円以下の方は今現在は376人で、これを135万円として試算した場合、417人となり、41人ふえることになるが、関係するのはこのうちの個人事業主等の給与所得者、年金受給者以外の人になりますとの答弁がありました。

ここでちょっと説明を申し上げます。寡婦及び寡夫としてありますが、この「かふ」というのは「婦」と「夫」です。それで両方「かふ」と読むんですが、「婦」のほうはいわゆる未亡人、それから「夫」のほうは奥さんに亡くなられた方ということで、ただし、扶養者がある場合のみが対象となるということでもありますので、つけ加えさせていただきます。

議案第33号につきましては、質疑はありませんでした。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第32号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから

議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで2件一括

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る6月14日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの2議案につきましては、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決しました。

審査の過程において、議案第34号については、新たに設置されるスポーツ推進計画策定委員会は本年度何をする計画かとの質疑があり、本年度と来年度の2カ年でスポーツ推進計画を策定するが、本年度については、委員の委嘱、委員会の開催、先進地の視察、スポーツに関する住民の意識調査を計画しているとの答弁がありました。

議案第35号につきましては、質疑はありませんでした。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第34号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告をいたします。

ただいま議題となっております議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

多面的機能支払交付金について、県補助金の圧縮率が変更されたためとの説明だが、圧縮率の変更基準は。県補助金が圧縮された場合、不足分は町が負担することになるのかとの質疑があり、県補助金の総額に対し、各市町村からの補助金交付要望額が多い場合、補助額が圧縮される。ことしは、要望が少なかったため圧縮されなかった。県補助金が圧縮された場合は、事業費全体が圧縮されるため町の負担は変わらない。なお、多面的機能支払交付金の内訳は、農地維持支払い分と共同活動支払い分、長寿命化支払い分だが、圧縮の対象となるのは長寿命化支払い分のみであるとの答弁がありました。

また、都市公園整備事業の土地購入費の内容はとの質疑があり、平成29年度において、国の補助枠を超えないように、平成30年度に購入を先送りした運動公園用地1.4ヘクタール分、約8,700万円分と、同じく国の補助金の関係で、平成30年度購入分を平成29年度に購入した総合公園用地0.1ヘクタール分、約840万円の差額7,950万円を計上したとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となっております議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔4番 石田秀夫君 退場〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

〔午前 9 時 18 分 休憩〕

〔午前 9 時 19 分 再開〕

〔4 番 石田秀夫君 入場〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第 37 号 児童用机・椅子売買契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 児童用机・椅子売買契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 37 号 児童用机・椅子売買契約の締結について

○議長（野田増男君）

追加日程第 1、議案第 37 号 児童用机・椅子売買契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

本日、追加上程をいたしますのは、議案第 37 号 児童用机・椅子売買契約の締結についてでございます。

早速、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第 37 号 児童用机・椅子売買契約の締結についてでございますが、去る 6 月 13 日に指名業者 7 者による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料のとおり消費税及び地方消費税を含む 765 万 9,360 円で株式会社 中本屋が落札し、同日付で仮契約を締結いたしました。

本契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容といたしましては、児童用机・椅子 360 組を各小学校に納入するものでございます。

なお、納期につきましては、平成 30 年 11 月 30 日でございます。

以上、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号 児童用机・椅子売買契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（野田増男君）

日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第5 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第5、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

平成30年第2回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案を申し上げた報告第2号 平成29年度美浜町一般会計繰越明許費についてを初めとする9議案につきましては、いずれも慎重審議の上、全議案を御承認いただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げます。

また、先ほど議長からお話がありました、報道等により皆様方も御存じのように、大阪の震度6弱の地震の発生により4名の方が命を落とされました。また、多くのけが人も今現在出でるところでございます。こういったお亡くなりになりました皆様方に対しまして御冥福をお祈りするとともに、いち早い復興を祈念するものでございます。また、町といたしましても、この災害に対しまして、いつ来るかわからない南海トラフ大地震、これにつきましても気を引き締め、また防災に対する点検を行ってまいりたいと考えておりますので、また議員皆様方におかれましても御協力よろしくをお願いしたいと思っております。

まだこの先も梅雨空が続くものと思われませんが、議員の皆様方におかれましても、体調を崩すことなく、各方面における一層の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことに御疲れさまでした。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて平成30年第2回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時27分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年6月19日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 石 田 秀 夫

議員 丸 田 博 雅